

館山市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和8年4月1日～令和18年3月31日

(2026年4月1日～2036年3月31日)

千葉県館山市・館山市教育委員会

はじめに

館山市の歴史の流れを一貫して規定してきたのは、房総半島の先端という地理的特徴です。海に囲まれたこの地域では、原始古代から中近世、近代に至るまで、陸路だけではなく、海を通じた交流により、歴史が展開してきました。

昭和 57 年（1982）10 月に、戦国大名里見氏の居城跡である城山公園山頂に館山城（八犬伝博物館）が開館し、翌 58 年（1983）11 月に同公園内に博物館本館が開館しました。当地は戦国大名里見氏にゆかりがあり、館山城で八犬伝に関する資料、本館で史実の里見氏をメインに安房地域の歴史や民俗資料を展示しています。

また、千葉県から県立安房博物館の移譲を受け、“渚の駅”たてやまとしてオープンした施設内に、平成 23 年（2011）に渚の博物館（館山市立博物館分館）を開館し、房総半島各地の海と生活に関する資料を展示しています。

市内には、先人が築いた有形・無形の文化財や古くから親しんできた自然の造形がいたるところに残されています。昭和 32 年（1957）7 月に館山市文化財保護条例を施行し、今日までこの条例に基づき数々の文化財を指定しました。また、文化財の登録制度の導入など、文化財保護制度の変化により、登録や記録選択といった幅広い文化財の保護を行ってきました。さらに、博物館の調査・研究、展示活動や、市民、文化財関連団体の地道な活動により、各地区の歴史を明らかにしてくれる未指定文化財も多く確認されています。

急速な少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退により、文化財を取り巻く環境は保存・活用の両面で厳しさを増しています。文化財の維持や修繕は多くの費用が必要とされ、無形文化財や民俗文化財は継承者が不足するなど、文化財を継承するためには多くの困難が伴います。しかし、館山の歴史を物語る文化財は、郷土愛の醸成や歴史学習の教材としてだけではなく、観光の目玉として注目する動きも増したことから、文化財の保存とその活用が地域活性化を進めるうえでますます重要となっています。

このたび、令和 8 年（2026）度から令和 17 年（2035）度までを計画期間とする『館山市文化財保存活用地域計画』を作成しました。この計画の作成にあたっては、アンケートやパブリックコメント、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会における協議など、広く市民の皆様や各界の方々から、文化財の保存と活用に関するご意見やご提案をお寄せいただきました。この計画に基づき、市民総がかりで文化財の保存と活用に取り組んでまいりましょう。

結びに、『館山市文化財保存活用地域計画』の作成にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会委員各位、文化庁、千葉県文化財課の皆様には厚く御礼申し上げますとともに、計画の目標達成に向け、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 8 年（2026）3 月

館山市教育委員会教育長 石井浩己

目 次

はじめに

序章 計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画作成の背景
2. 計画作成の目的
3. 計画の位置付けと計画期間
4. 本計画における「文化財」と「歴史文化遺産」の定義
5. 本計画における地区の区分

第1章 館山市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1. 自然的・地理的環境
2. 社会的状況
3. 歴史的背景

第2章 館山市の文化財・歴史文化遺産の概要と特徴・・・・・・・・ 31

1. 指定等文化財の件数
2. 未指定文化財と歴史文化遺産の件数
3. 文化財・歴史文化遺産の概要と特徴
4. 関連する制度

第3章 館山市の歴史文化の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

1. 各時代の歴史文化
2. 市内10地区（旧町村）の歴史文化
3. 歴史文化の特性

第4章 文化財・歴史文化遺産の把握調査の現状・・・・・・・・・・ 52

1. 既往調査の概要
2. 館山市立博物館及び旧千葉県立安房博物館による研究蓄積
3. 把握調査の実施状況

第5章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する将来像・・・・・・・・ 54

1. 本計画における将来像

第6章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と方針・・・・・・・・ 59

1. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する課題
2. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する方針

第7章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する取組・・・・・・・・ 64

1. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する取組

第8章 関連文化財群・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

1. 関連文化財群に関する事項
2. 関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針・取組

第9章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進体制・・・・・・・・85

1. 計画の推進体制
2. 災害等発生時の体制

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

1. 指定等文化財の件数・リスト
2. 未指定文化財の件数
3. 歴史文化遺産の件数
4. 既往調査の概要リスト
5. 館山市立博物館及び旧千葉県立安房博物館による研究蓄積
6. アンケート結果
7. 条例及び施行規則
8. 指定等文化財の分布（地図）

序章 計画作成の趣旨

1. 計画作成の背景

(1) 館山市のこれまでの文化財保護の取組

館山市は、温暖な気候と豊かな自然に囲まれ、恵まれた環境のもとに大切な歴史や伝統・文化をはぐくんできました。特に、先人が築いた有形・無形の文化財は地域の共有財産であり、ふるさと館山に対する誇りと愛着に結び付くかけがえのない宝です。

本市は、昭和 32 年（1957）7 月に施行した館山市文化財保護条例、昭和 51 年（1976）7 月に施行した館山市文化財の保護に関する条例に基づき、所有者や管理者の理解と協力のもと、貴重な文化財を指定してきました。また、様々な補助・助成制度を活用し、保存修理や維持管理を支援するなど、文化財の保存に努めてきました。

一方で、その重要性が十分に理解されず、指定を受けないままに失われた文化財も少なくありません。一度失われた文化財を復元することは不可能であり、地域の貴重な記憶がなくなってしまうことは、館山市を理解し、地域に対する誇りを育む上でも大きな損失です。

このような事態を避けるため、行政、文化財の所有者・管理者及び事業者などの関係団体、市民がそれぞれの役割を認識し、地域社会総がかりで文化財の保存と活用を図ることが求められます。

(2) 文化財をめぐる社会の変化

文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の発展向上のためになくしてはならないものです。しかし近年、社会構造や価値観の変化、ライフスタイルの多様化、少子高齢化とともに人口減少の進行などにより、歴史的な建造物や文化的景観に加え、伝統芸能や年中行事、郷土の風習など、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた伝統が失われつつあります。

館山市においても、1980 年代以降人口は減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査人口等基本集計結果によると、令和 2 年（2020）は 45,153 人でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、人口減少は今後も加速し、令和 22 年（2040）は 35,732 人、令和 42 年（2060）は 26,712 人になるとされています。

平成 30 年（2018）度の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくために、市町村が文化財保存活用地域計画を作成する枠組みが示され、文化庁長官の認定を受けることにより、市町村がより主体的に文化財保護に取り組むことができるようになりました。

2. 計画作成の目的

(1) 地域計画作成の目的

館山市文化財保護条例は、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的に掲げています。また、第4次館山市総合計画「後期基本計画」は、文化財の調査・指定により、修復や防災対策等、保存に必要な取組を計画的に行い、また、活用を図るため、広く市民が文化財に親しむ機会を提供するとしています。

こうした方針のもと、個別の課題に取り組んでいくためには、文化財保護法の改正により作成が可能となった地域計画が必要であると判断し、作成に取り組むこととしました。館山市は、文化財を将来にわたり確実に保存するとともに、その活用によるまちづくりを進めていくため、文化財保護法第183条の3に基づき、「館山市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

本計画により、指定・未指定を含め、地区ごとに個性のある文化財を総合的に把握し、保存・活用する指針を示すことで、地域の特性を生かした継続性・一貫性のある文化財行政の推進を図ります。また、庁内各課、文化財関係団体、企業、地域住民、学校、他地域などとの連携を一層強化し、文化財保護におけるビジョンや担い手の重要性を共有することを目指します。この結果、市民が地域の文化財を見直し、新たな発見や気づきを得ることで、まちへの愛着と誇りを持つことが期待できます。地域社会総がかりの協力促進によって、文化財の継承に取り組む体制の構築を本計画作成の目的とします。

3. 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

館山市文化財保存活用計画は、令和2年（2020）に策定された千葉県文化財保存活用大綱を勘案し、本市の文化財行政における最上位計画として位置づけます。

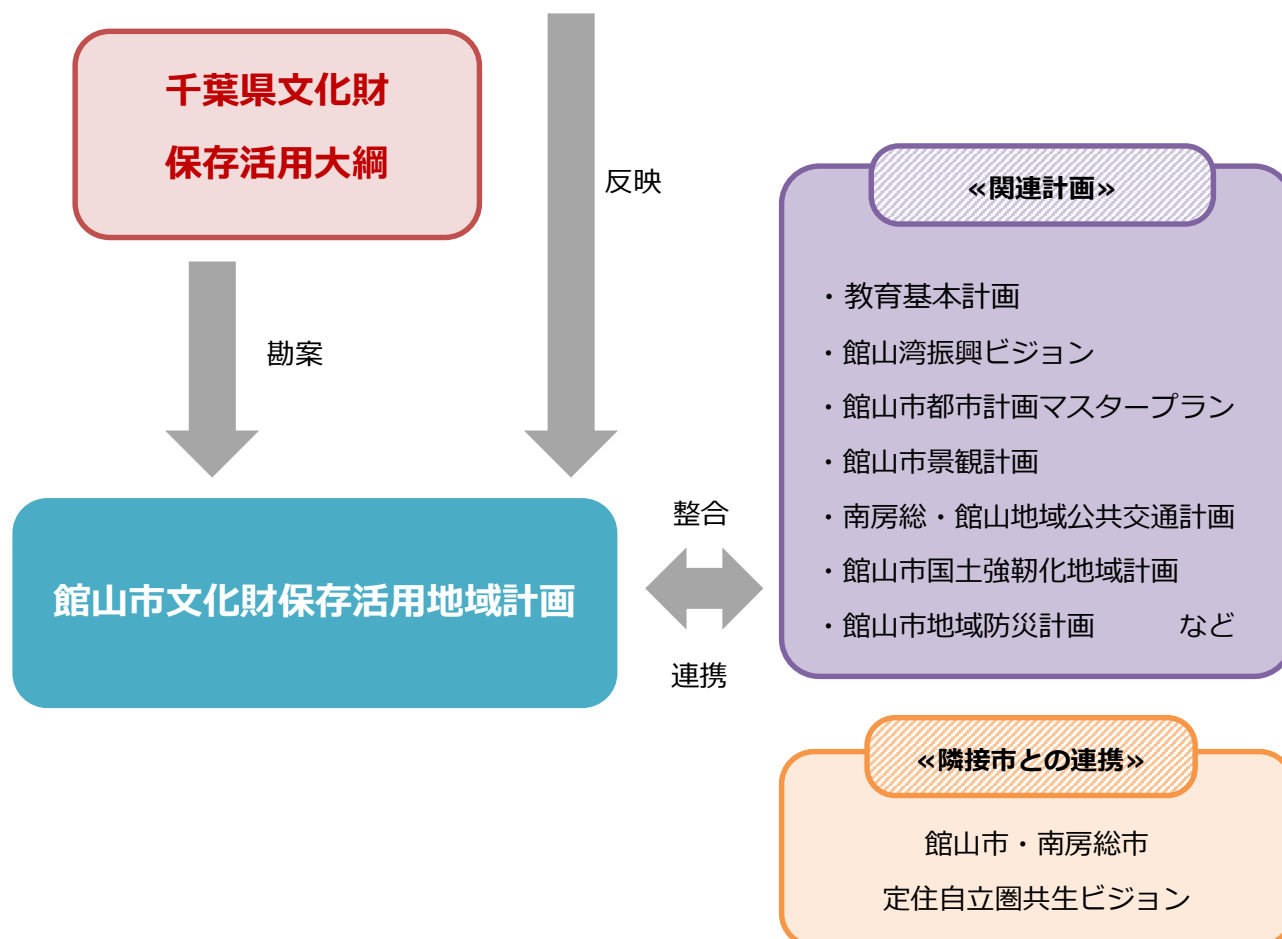
また、令和8年（2026）度からを計画期間とする第5次館山市総合計画をはじめ、国土強靱化地域計画、教育基本計画を踏まえるとともに、関連する個別計画や法令との整合や連携を図るものとしします。

このほか、館山市が目指す持続可能なまちづくりの目標に貢献するため、館山市版SDGsの推進を図ります。

館山市総合計画／館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

将来都市像：みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山

計画期間：令和 8 年（2026）度～令和 1 7 年（2035）度



①第 5 次館山市総合計画 (令和 8 年（2026）3 月策定、期間：令和 8 年（2026）度～令和 17 年（2035）度)	
将来像・目標等	【将来像】みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山 【基本目標】3 教育・文化 教育と歴史・文化、スポーツの力で活気あふれるまちが実現している
関連項目	○有形無形文化財の発掘・保存、「文化財保存活用地域計画」に基づく活用

②第 5 期館山市教育基本計画 (令和 8 年（2026）4 月策定、期間：令和 8 年（2026）度～令和 12 年（2030）度)	
計画の目標等	【基本目標】教育・文化
関連項目	第 4 節 歴史の継承と文化の継承

③館山湾振興ビジョン（平成 21 年（2009）3 月策定）	
基本理念	千（船）客万来の交流拠点・館山湾
関連項目	○戦略 2 交流拠点“渚の駅”を含めた交流ゾーン形成プロジェクト

④館山市都市計画マスタープラン（平成 21 年（2009）4 月制定）	
将来像	住み良い暮らし 交流・資源 魅力のまち館山
関連項目	○観光振興に資する自然や歴史・文化遺産の利活用

⑤館山市景観計画（令和元年（2019）6 月策定、同年 11 月施行）	
計画の目標等	【目標】海と暮らす いくつものまちなみ 館山 【方針】 ①館山の原風景となるふるさとの自然景観を保全 ②地域に残る景観資源を活かし、館山のアイデンティティを継承 ③個性ある魅力的な街並みを創造 ④館山らしさを活かしながら、うるおい豊かで心地よいまちづくりを推進
関連項目	○景観重要建造物 ○景観重要樹木 ○景観重要公共施設

⑥第 2 期南房総・館山地域公共交通計画 （令和 8 年（2026）3 月策定、期間：令和 8 年（2026）度～令和 12 年（2030）度）	
基本理念	地域住民の外出行動を促進し、地区ごとの特性に応じた活性化を図る公共交通ネットワークの実現
関連項目	○基本方針 4 観光や商業等、まちづくりにおける他分野との連携

⑦館山市国土強靱化地域計画（令和 3 年（2021）10 月策定）	
基本目標	I 人命の保護が最大限図られること II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧・復興
関連項目	○災害による市内の文化財等の損失や減失を防ぐ必要がある。 ○文化財等の保護のため、文化財所有者及び管理者に対して、防災意識の向上につながる指導、助言を行う。

⑧館山市地域防災計画（令和 6 年（2024）3 月改訂）	
計画の目的	館山市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項について定め、防災に万全を期することを目的とする。
関連項目	○学校等の安全対策・文化財の保護 ・文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン （令和 4 年（2022）9 月策定、期間：令和 4 年（2022）度～令和 8 年（2026）度）	
計画の目標等	【将来像】～ともに創る開かれたまち～
関連項目	○生涯学習活動振興連携事業 ・国から史跡指定を受けた里見氏城跡・稲村城跡（館山市）・岡本城跡（南房総市）について両市で連携してポスターやＨＰ等により情報発信を行う。

千葉県文化財保存活用大綱 （令和 2 年（2020）10 月策定、令和 5 年（2023）1 月改正）	
将来像・目標等	【将来像】県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。 【方向性】 ○県民一人一人が文化財の魅力を知り、主体的に守り伝える。 ○県・市町村・様々な人々が連携して価値ある文化財を把握し、保存・継承・活用を図る。 【方針】 ○文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動を強化する。 ○継続した調査を行い、保存・活用すべき文化財の把握に努め、指定等を推進する。 ○計画的な保存・修理等により、価値の維持に努める。 ○文化財の保存・継承への取組を推進し、そのための体制を整備する。 ○地域連携を推進し、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用を図る。 ○文化財の観光振興等への活用を推進する。 ○県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携して取り組む。

(2) 計画期間

館山市の総合計画は、10年間の基本構想期間を前期・後期の5年間に分け、計画期間としています。本地域計画の計画期間は総合計画と合わせ、令和8年（2026）度から令和17年（2035）度までの10年間とし、5年目となる令和12年（2030）度に中間評価と必要に応じた見直しを行います。地域計画作成後は、定期的な効果検証と評価を行い、取組の改善と見直しを行います。

(3) 計画作成の体制と流れ

計画作成にあたって、地方文化財保護審議会である館山市文化財審議会において、主に文化財の専門的な見地から意見聴取を行いました。また、文化財保存団体や文化財所有者、まちづくりや観光・商工関係者、庁内関係課長で構成する「館山市文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置し、主に歴史文化の特性や将来像、保存と活用に関する事項について意見聴取を行いました。

さらに、教育委員会生涯学習課文化財係を中心に、文化財リストの作成及び把握調査を行うとともに、市民や館山にゆかりのある方を対象にアンケートを行い、素案完成後にパブリックコメントを行いました。

●館山市文化財保存活用地域計画作成協議会委員

氏 名	役 職 等	任期	文化財保護法
山本 志乃	神奈川大学教授 館山市文化財審議会委員	R6～	(第2項第4号) 学識 経験者
菅根 幸裕	千葉経済大学教授 千葉経済大学地域経済博物館長	R6～	
青木 宏展	千葉大学助教・(株)ミライノラボ	R6～	
矢尾 雅義	館山市参与・TOPPAN(株)部長	R6～	
熊田 昭	鋸南町立鋸南小学校教頭	R6～	
石川 隆教	那古寺住職・館山市教育委員	R6	文化財所有者
石川 達也	大巖院副住職	R7～	文化財所有者
池田 恵美子	NPO 法人安房文化遺産フォーラム共同代表	R6～	文化財関係団体／観光 関係団体
小倉 輝一	(有)小倉商店代表取締役	R6～	商工関係団体
四柳 隆	教育庁教育振興部文化財課長	R6	(第2項第2号) 千葉 県
大内 千年	教育庁教育振興部文化財課長	R7～	
黒川 大治郎	総合政策部企画課長	R6	(第2項第1号) 館山 市
渋谷 裕	総合政策部企画課長	R7～	
杉江 敬	経済観光部観光みなと課長	R6	

栗原 隆太	経済観光部観光みなと課長	R7～	
山川 博史	建設環境部都市計画課長	R6	
棚橋 昭浩	建設環境部都市計画課長	R7～	
内堀 哲也	教育部生涯学習課長・博物館長	R6～	

●作成経過概要

年度	日程	会議名等	会議内容等
令和5年度 (2023)	7月27日	第1回文化財審議会	計画作成検討についての説明
	2月1日	第2回文化財審議会	計画作成についての説明
令和6年度 (2024)	7月25日	文化庁協議（オンライン）	計画概要の説明
	8月2日	第1回文化財審議会	計画作成についての説明
	8月6日	第1回作成協議会	計画作成についての説明
	8月19日 ～9月30日	アンケート	ウェブ及びアンケート用紙により実施
	11月6日	第2回作成協議会	アンケート結果・将来像等の説明
	1月15日	文化庁協議（対面）	計画骨子の説明・考え方についての確認
	1月28日	第2回文化財審議会	計画作成についての説明
	2月3日 ～4日	文化庁現地視察	市内の主要な文化財の保存・活用方針について確認
	3月6日	第3回作成協議会	マスタープラン部分の協議
令和7年度 (2025)	7月30日	第1回作成協議会（書面）	アクションプラン部分の協議
	9月1日	第1回文化財審議会	計画作成進捗状況の説明
	11月5日	文化庁協議（オンライン）	計画素案の説明
	12月3日	第2回作成協議会	計画案の協議
	2月27日 ～3月18日	パブリックコメント	
	3月6日	第3回作成協議会	文化庁認定申請用計画案の承認
	3月9日	第2回文化財審議会	計画案の説明

(4) 計画の変更

計画の軽微な変更を行った場合は、変更内容について、千葉県及び文化庁へ情報提供をします。
なお、以下に掲載する変更を行った場合は、必要に応じて文化庁長官に変更の認定を受けます。

(文化庁：令和7年(2025)3月「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」(抜粋))

5. 認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等

認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。

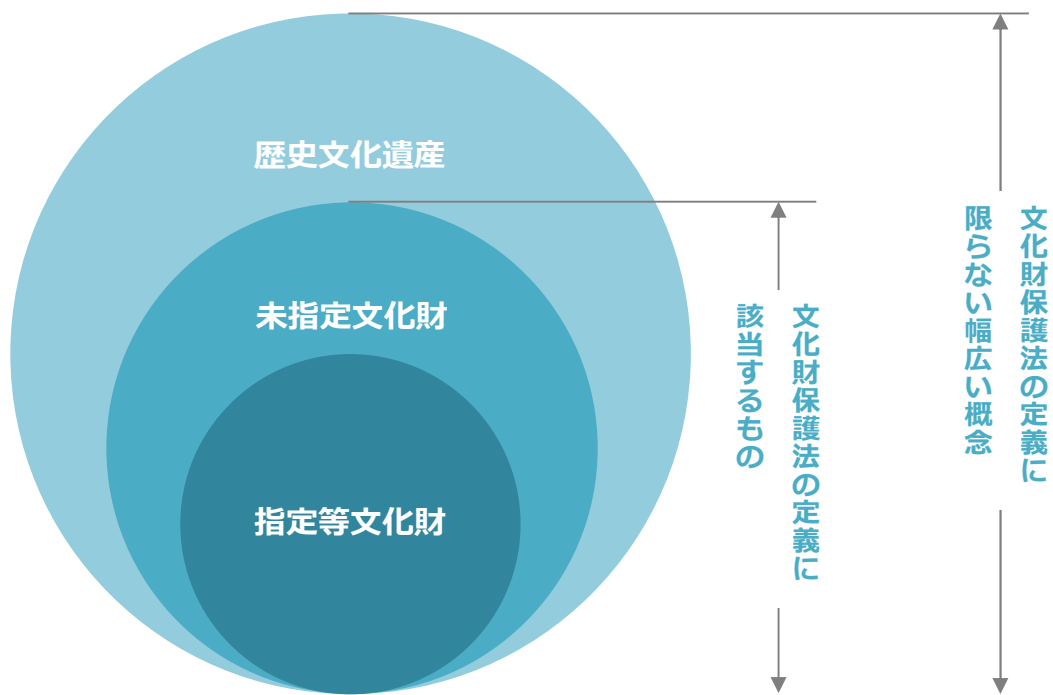
地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることが望ましい。

認定基準に適合しなくなった認定地域計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある(法第183条の6及び第183条の7)。

4. 本計画における「文化財」と「歴史文化遺産」の定義

文化財保護法は、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に定義(第2条)し、指定、選定、登録、選択等の制度を設けて、保護を図っています。さらに保護する対象として埋蔵文化財(92条)と文化財の保存技術(第147条)を掲げており、令和2年(2020)10月に策定された千葉県文化財保存活用大綱でもこの類型を踏襲しています。本地域計画においても、国や県の類型に従い、文化財保護法の定義に該当するものは指定等・未指定にかかわらず、「文化財」という語を用います。

このほか、館山市総合計画では「歴史文化遺産」、千葉県では「ちば遺産」・「千葉文化資産」などの用語を用いており、これまでの文化財保護の対象範囲を超えた自然環境なども歴史的・文化的資源として活用することが求められています。本地域計画では、市民アンケートの結果にもある、民話や伝承、リゾート地ならではの別荘文化など、長い歴史の中で受け継がれてきた“館山らしさ”をかたちづくるこれらの歴史文化に関わる資源を「歴史文化遺産」と定義し、市民共通の価値ある財産として、幅広く保存・活用を図る対象とします。



本計画の対象

文化財（指定等・未指定）

文化財保護法の定義に該当するもの

- ・有形文化財 ・無形文化財
- ・民俗文化財 ・記念物 ・文化的景観
- ・伝統的建造物群
- ・埋蔵文化財 ・文化財の保存技術

歴史文化遺産

文化財保護法の定義に該当しないもの

- ・民話 ・伝承 ・方言 ・遊び
- ・特産品 ・別荘文化等

5. 本計画における地区の区分

本地域計画では、旧町村単位の 10 地区を地区区分として、歴史文化の特性等を記載します。



地区	大字（明治 22 年以前の旧村名）
船形地区	船形、川名
那古地区	那古、正木、亀ヶ原、小原
北条地区	北条、新宿、長須賀、八幡、湊、高井、上野原、北条正木
館山地区	館山、上真倉、下真倉、沼、宮城、笠名、大賀、富士見
西岬地区	香、塩見、浜田、早物、見物、加賀名、波左間、坂田、洲崎、西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井
神戸地区	大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼
富崎地区	布良、相浜
豊房地区	東長田、西長田、大戸、出野尾、岡田、南条、飯沼、古茂口、作名、山荻、畑、神余
館野地区	大網、安布里、山本、国分、稲、腰越、広瀬
九重地区	宝貝、水岡、安東、二子、藺、水玉、大井、竹原、江田

第1章 館山市の概要

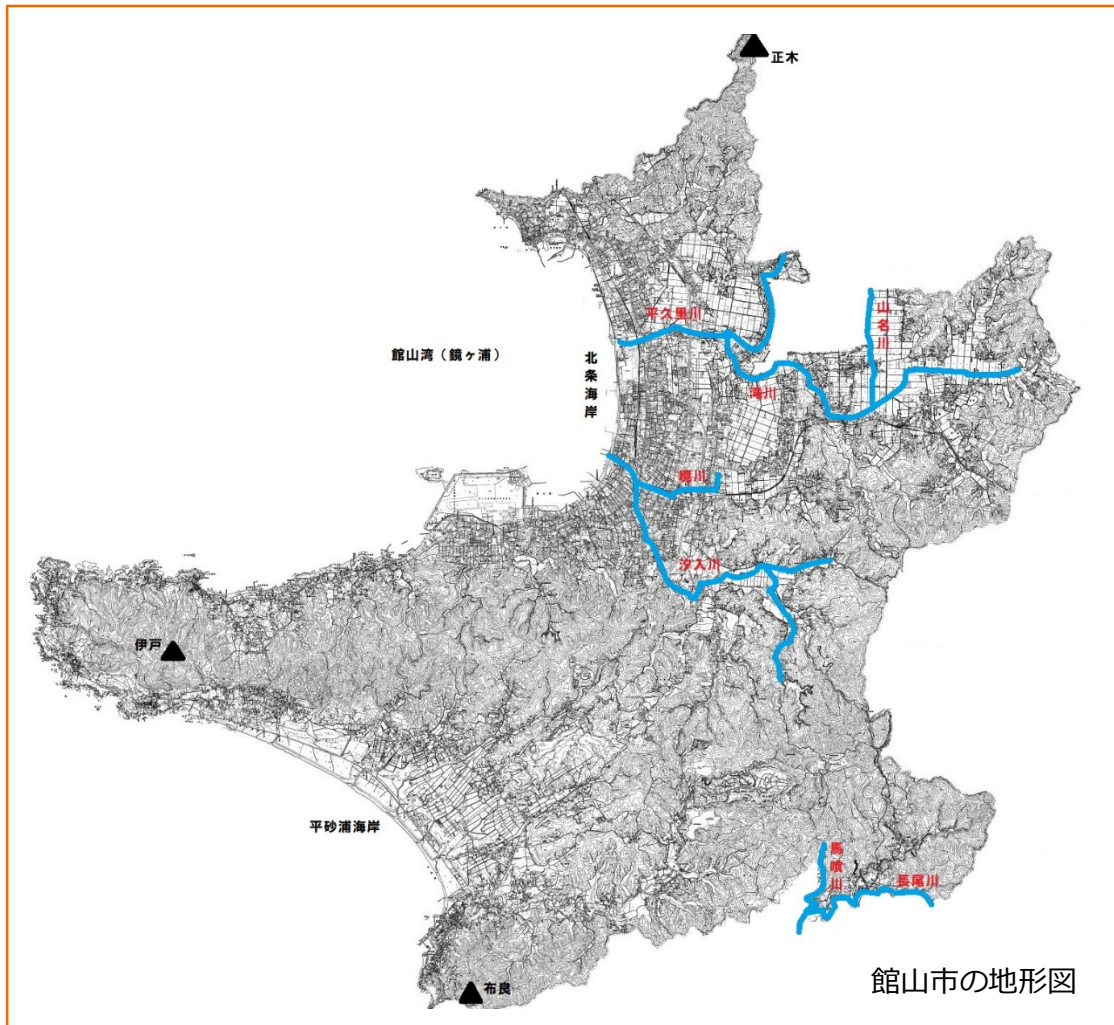
1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

館山市は、千葉県房総半島の南端に位置し、東京の中心部から100 km圏、県都の千葉市から直線距離で約70 kmにあります。面積は110.05 km²で、西は波穏やかな館山湾、南は黒潮おどる太平洋に面し、南房総国立公園に指定された34.3 kmの変化に富んだ海岸線には、別名「鏡ヶ浦」と呼ばれる館山湾越しに望む富士山や夕日の絶景、美しい砂浜が広がる平砂浦海岸など、数多くの景勝地が存在します。内陸は緑豊かな田園や、照葉樹林の丘陵が広がっています。



館山市の位置図



(2) 地形・地質

房総半島の丘陵は、鴨川低地帯を境に北の上総丘陵と南の安房丘陵に分けられ、館山市は安房丘陵の南部に属しています。

館山市の地形は過去の巨大地震による隆起の繰り返しにより大きく変化しています。房総三浦丘陵地の陥没によりできた館山平野には地震隆起によって複数の砂丘列が形成され、砂丘列間は低湿地が広がります。また、「沼面群」と呼ばれる大規模な地震隆起段丘は、高位から4面の段丘にわかれており、沼Ⅰ面は約6,000年前、沼Ⅱ面は約4,300年前、沼Ⅲ面は約2,850年前に海中から隆起したものと推定され、沼Ⅳ面は元禄16年(1703)の元禄地震によって隆起したものです。また、大規模地震の間にも小規模な地震隆起が確認されており、大正12年(1923)の大正地震(関東大震災)で隆起した面は大正ベンチと呼ばれます。こうした砂丘列や海岸段丘は、房総半島南端における地震の規模や発生の周期の解明に欠くことのできないものです。また、沼Ⅰ面の周辺で海食洞穴やサンゴの化石を確認でき、海岸近くで沼Ⅳ面と大正ベンチの高低差を観察できます。

丘陵ピークは伊戸の大山(193.3m)、布良・大神宮の大山(147.0m)などがあり、最高点は市域北端の那古地区正木にある209.8mです。

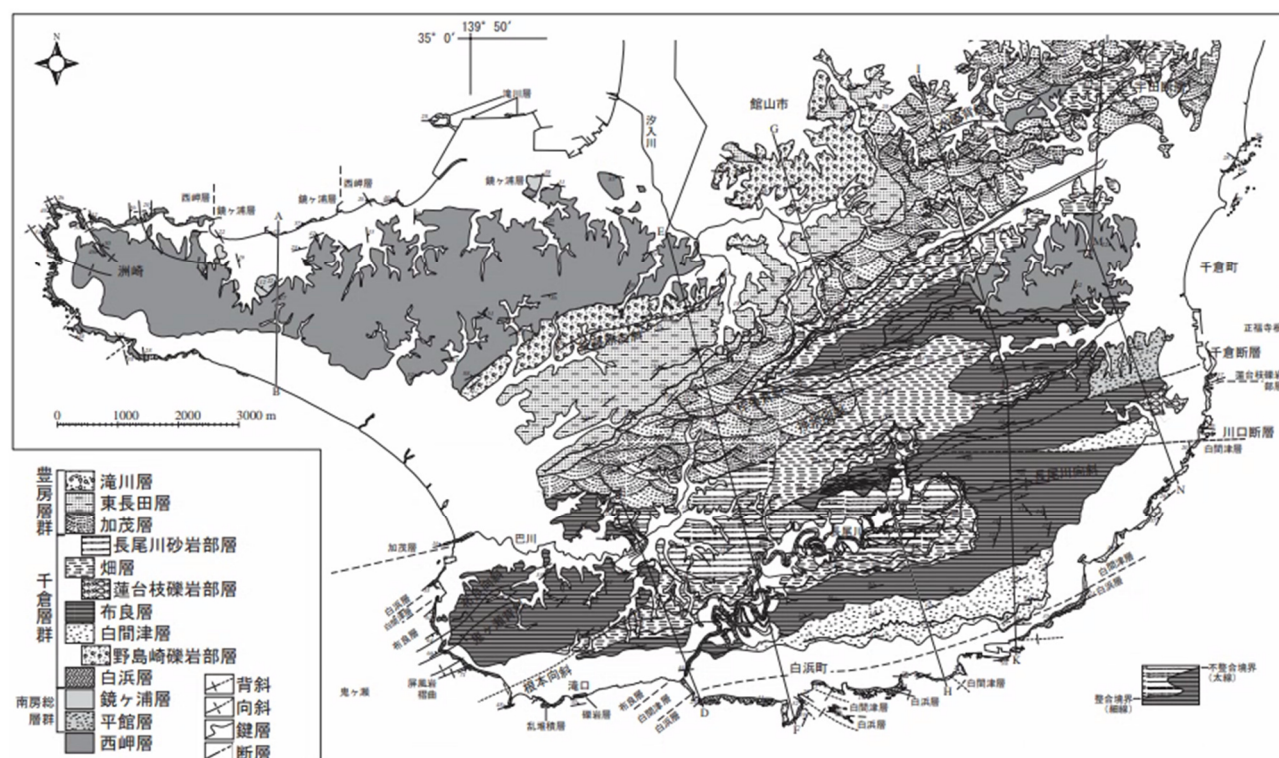
河川は、二級河川として平久里川水系の平久里川、滝川、山名川、汐入川水系の汐入川、境川、長尾川水系の長尾川、馬喰川があります。平久里川と汐入川はともに館山湾に注いでいます。

館山市の海岸は、北部に別名「鏡ヶ浦」と呼ばれる波静かな館山湾に面して北条海岸があり、南部に太平洋に面して強い西風が吹きつける布良の鬼ヶ瀬や、沖合の伊豆七島を見渡す外洋砂丘海岸の平砂浦海岸が形成されています。その他の沿岸一帯は、岩石海岸と砂浜海岸が短い間隔で交互にみられます。

海底地形は、沿岸では水深 20m 付近まで緩勾配の海食台や段丘状の地形が発達しています。太平洋側の布良沖は複雑な地質構造を反映し、入り組んだ起伏に富む地形となっています。

館山市の地質は、新生代第三紀から第四紀（約 240 万年前～40 万年前）にかけて形成され、地質学上古いほうから西岬層、南房総層群、千倉層群、豊房層群が分布しています。これらは主に凝灰岩、泥岩、砂岩というやわらかい地層のため、河川の侵食により、丘陵に比較的大きな谷が刻まれています。凝灰岩質の砂岩・泥岩の地層からなる館山市域の地質は、比較的簡単な道具で掘削できるにもかかわらず、崩壊しにくい特質があります。その中からガラス質の火山灰でできた房州白土の産出が江戸時代から行われ、研磨剤として活用される特産の地下資源になっていました。

また、館山市は現在世界に生息する造礁性サンゴ分布の北限に当たり、館山地区の沼で、約 6,000 年前に生息していたサンゴの化石を含む「沼層」とよばれる地層を見ることができます。沼層の造礁性サンゴ化石は房総各地に広く見られ、市内では沼のほか、豊房地区の南条や西岬地区の香などでもみることができます。



地質図（出典：川上俊介・宍倉正展「館山地域の地質」(『地域地質研究報告』5 万分の 1 地質図

編東京 (8) 第 102 号独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター、2006 年)



地質図（出典：産業技術総合研究所地質調査総合センターシームレス地質図）をもとに作成

凡例記号	形成時代	大区分	岩相
H2_or	新生代 第四紀 後期完新世	その他	盛り土・埋立地・干拓地
H_sad	新生代 第四紀 完新世	堆積岩	谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物
H_ssd	新生代 第四紀 完新世	堆積岩	海岸・砂丘堆積物
Q1-21_so	新生代 第四紀 更新世 ジェラシアン期～前期チバニアン期	堆積岩	海成層
N3_sosma	新生代 新第三紀 中新世 メッシニアン期～鮮新世	堆積岩	海成層 砂岩泥岩互層
N222-32_somam_N3	新生代 新第三紀 中新世 トートニアン期～鮮新世 ザンクリアン期	付加体	泥がち砂岩泥岩互層 後期中新世-前期鮮新世付加体

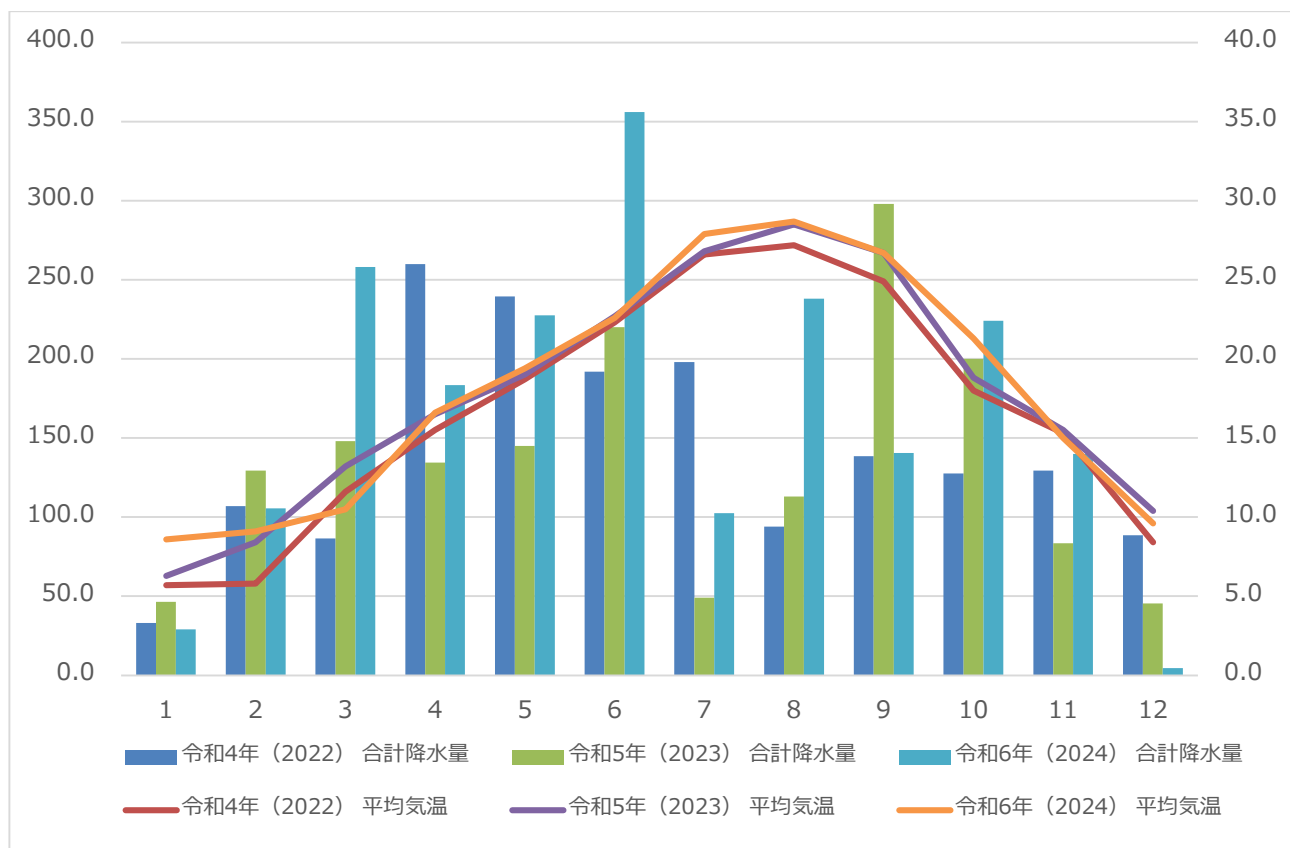
(3) 気候

館山市の気候は海洋性の特質を帯び温暖湿潤で、年間平均気温は 17℃程度であり、年間平均最高気温は約 21℃、年間平均最低気温は約 13℃です。12 月から 2 月までは平均気温が 10℃を下回りますが、冬でも花が咲き誇る温暖な気候に恵まれています。年間降水量は 2,000 mm 前後で、降雪はほぼありません。また、千葉県の間平均風速は沿岸部で 3～6m/s、内陸ではおよそ 2m/s 以下ですが、館山市の間平均風速は 3.0m/s を上回っています。風速 10 m/s を超える日が年間 56 日平均あり、特に冬季の「オオニシ」と呼ばれる強い西風は半島南部の特徴です。

台風接近時は、強風及び大雨を記録することが多く、海岸線を中心に高潮による被害があります。近年では、令和元年房総半島台風により、館山市を含め、房総半島南部は甚大な被害がありました。

年	年間降水量(mm)	気温(℃)			風速(m/s)			
		平均			平均風速	最大風速	≥10m/s 日数	最大瞬間 風速
		日平均	日最高	日最低				
令和元年	2,528.0	16.9	21.2	12.7	3.3	28.4	51	48.8
令和 2 年	1,970.5	17.1	21.4	13.0	3.3	13.7	62	23.2
令和 3 年	2,202.0	17.1	21.4	12.8	3.5	16.4	64	28.0
令和 4 年	1,694.0	16.7	21.1	12.4	3.3	16.5	44	27.2
令和 5 年	1,612.5	17.7	22.3	13.4	3.4	15.8	59	25.5
令和 6 年	2,009.0	18.0	22.3	13.8	3.4	14.3	55	25.8

気象庁「館山（千葉県） 平年値（年・月ごとの値） 主要要素」（抜粋）



気象庁「館山（千葉県）2022～2024 年（月ごとの値） 主要要素」による ※平均気温は日平均

(4) 生態系と動植物

東京湾側の富津岬から南端の野島崎を経て太平洋側の太東岬までの全長およそ 190 kmに及ぶ海岸線と内陸の鹿野山・清澄山を含めたエリアが、昭和 33 年（1958）に「南房総国定公園」に指定されています。

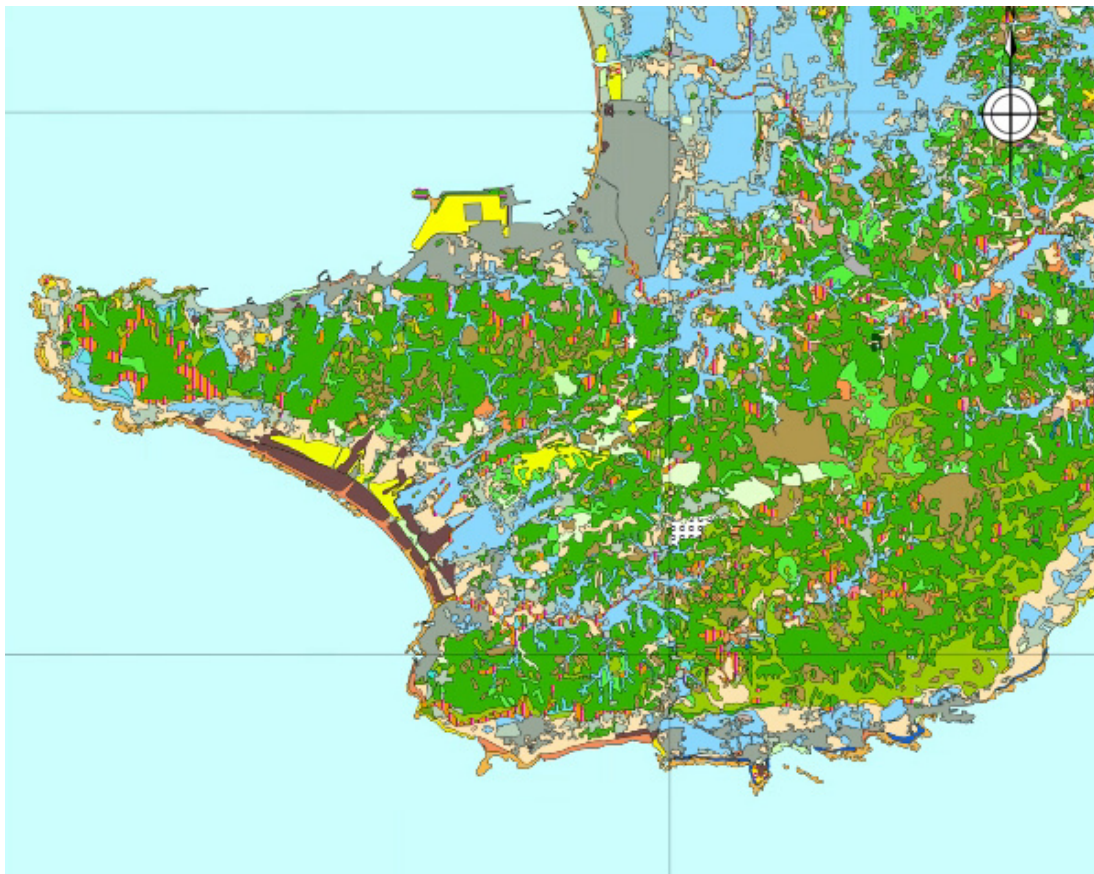
館山市を北限とする植物は多く、ヤマモモ、オガタマノキ、モクレイシ、ホルトノキ、ハマオモト、フジナデシコ、グンバイヒルガオ、イワタイゲキ、ハマナタマメ、ワダンなどが知られています。

安房神社境内に隣接する県立館山野鳥の森は、尾根沿いにマテバシイ林が点在するほか、オオシマザクラ、ヒメユズリハ、ヒメハギ、スミレ、キジムシロ、ウラシマソウ、ヤマトリカブト、ヤブレガサなどの植物が分布しています。また、この森林では 60 余種の野鳥が見られます。県立館山野鳥の森が所在する神戸地区は県設鳥獣保護区のなかで、特別保護地区に指定されています。

鳥類は、沿岸で渡りのシギやチドリ、漁港でカモメ類が多く、暖流の影響を受ける南岸で 105 種が確認されています。

哺乳類は、安房地域にニホンジカやニホンザルが分布しており、館山市でも確認されています。また、外来種のハクビシンやキョンなどが生息域を拡げているのは、人間が意図的に持ち込んだ個体が逃亡したことが原因と考えられます。

また、サンゴやウミホタルの生息域として、貴重な海洋生物資源を有しています。



植生図（出典：環境省自然環境局生物多様センター自然環境調査 Web-GIS）をもとに作成

【凡例】

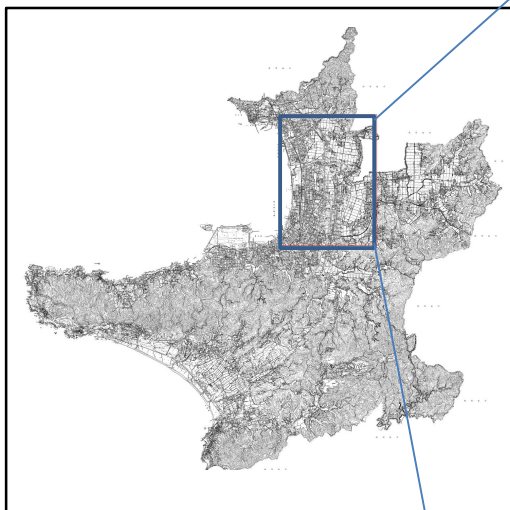
271201 ヤブコウジ - スダジイ群集	540300 クロマツ植林
271203 ホソバカナワラビ - スダジイ群集	541304 マテバシイ植林
271601 イノデ - タブノキ群集	550000 竹林
280101 シキミ - モミ群集	550100 モウソウチク林
340101 マサキ - トベラ群集	550200 マダケ・ハチク林
340201 トベラ - ウバメガシ群集	560100 ゴルフ場・芝地
400100 シイ・カシ二次林	560200 牧草地
400200 タブノキ - ヤブニッケイ二次林	570100 路傍・空地雑草群落
410103 オニシバリ - コナラ群集	570101 放棄畑雑草群落
430200 メダケ群落	570200 果樹園
430400 アズマネザサ群落	570300 畑雑草群落
450101 アズマネザサ - ススキ群集	570400 水田雑草群落
450103 チガヤ - ススキ群落	570500 放棄水田雑草群落
460000 伐採跡地群落	580100 市街地
470400 ヨシクラス	580101 緑の多い住宅地
470502 オギ群集	580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
470600 ヒルムシロクラス	580300 工場地帯
480000 塩沼地植生	580400 造成地
490000 砂丘植生	580600 開放水域
500302 イソグク - ハチジョウススキ群集	580700 自然裸地
540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	

(5) 景観

令和元年（2019）に策定した『館山市景観計画』では、館山市の景観特性により、①海岸沿いの「海辺ゾーン」、②漁港周辺の「漁村集落ゾーン」、③館山駅周辺の「中心商業ゾーン」、④住宅地の「住宅地ゾーン」、⑤丘陵地の「丘陵ゾーン」、⑥農村の「農村集落ゾーン」の6つのゾーンと⑦幹線道路沿道の「沿道景観軸」に区分しています。

歴史文化、生活様式を反映した景観として、鶴谷八幡宮周辺の屋敷を囲う槇の生垣が連なる集落、長須賀地区を中心とした災害復興後の建造物による町並み、船形や西岬・富崎などの漁村風景、海岸沿いの松林などが残されています。また、自然景観は地震性地殻変動により隆起した海岸段丘や館山平野の砂丘列の分布が特徴的です。砂丘列上は宅地に、砂丘列間の低湿地は水田として利用されました。市域全域が都市計画区域となっており、海岸沿いはほぼ全域が南房総国定公園の区域になっています。また、森林の一部は保安林に指定されています。

近年の景観形成につながる取組に、「海洋性リゾートタウン館山」として館山駅西口地区土地区画整理事業をきっかけにスタートした南欧風のまちづくりがあります。また、「館山港港湾振興ビジョン」に基づき、館山港多目的栈橋（愛称：館山夕日栈橋）や“渚の駅”たてやまの整備など、海辺のまちづくりが進められています。



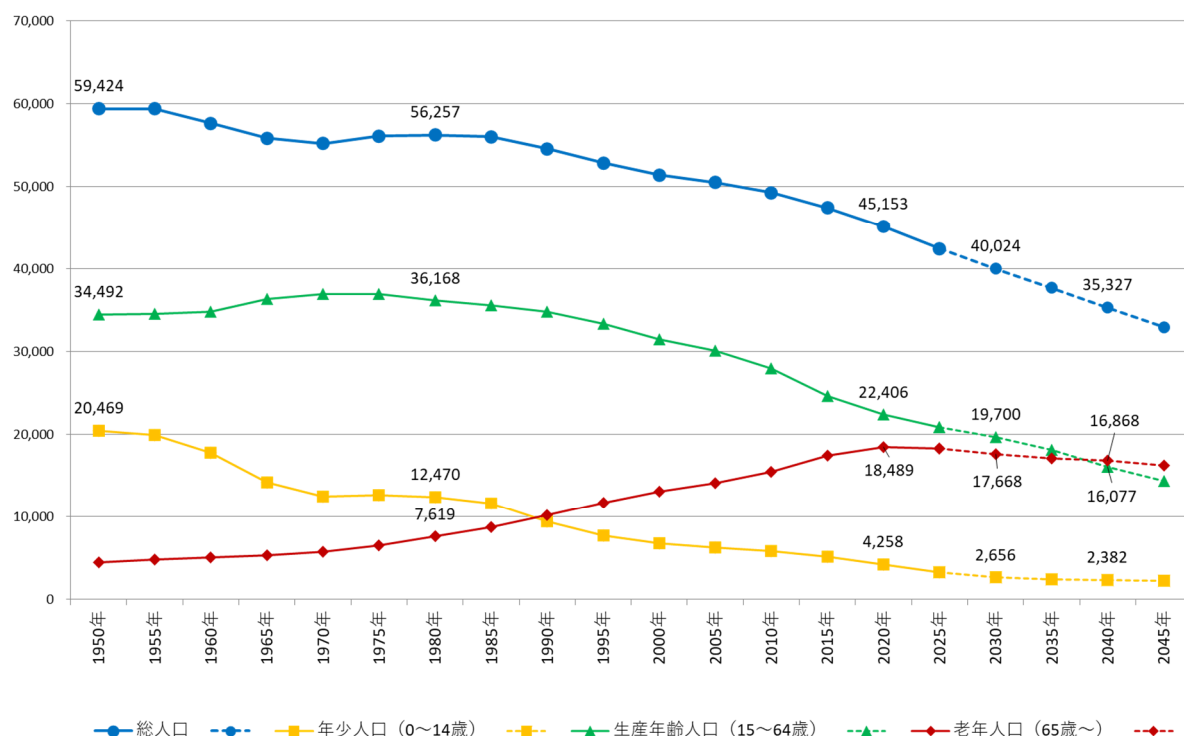
昭和22年撮影館山平野航空写真
(赤線は砂丘列に形成される旧集落)

2. 社会的状況

(1) 人口動態

館山市の人口は、令和8年(2026)3月現在で42,675人です。昭和25年(1950)の59,424人をピークに、1980年代以降減少が続き、令和2年(2020)国勢調査によると、令和2年は45,153人でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、人口減少は今後も加速し、令和22年(2040)に35,732人、令和42年(2060)に26,712人になるとされています。特に年少人口と生産年齢人口の減少が著しく、令和52年(2070)の高齢化率は45.6%に達しますが、老年人口そのものは令和2年(2020)をピークに減少に転じています。

(人) 総人口と年齢3区分別人口の推移



館山市の人口の自然動態（出生数－死亡数）をみると、20 年以上にわたり、自然減（出生数＜死亡数）の状態にあります。近年は、出生数の減少と死亡数の増加により、自然減が次第に大きくなる傾向にあります。この傾向は、市の人口減少の大きな要因になっています。

次に館山市の人口移動を性別・年齢5 歳階級別の純移動（転入－転出）でみると、特に進学や就職期の転出超過が顕著で、大きな谷となっています。一方で、大学卒業後や定年退職後のＵターン等により、転入超過となっている年齢層もありますが、若年層の転出超過をカバーするほどではありません。進学や就職による若年層の流出は、結婚・出産適齢期の人口が減少することにもなり、更なる出生数の減少につながっています。

館山市の合計特殊出生率は全国や千葉県と比較して相対的に高い水準にありますが、出生数自体は減少傾向にあり、平成 12 年（2000）前後は約 400 人だったのが最近では 200 人ほどで推移しています。地域社会の人口減少は、生産や交流などさまざまな活動でその維持が危惧されています。

令和 8 年（2026）度から始まる市内小中学校の再編により、令和 7 年（2025）度に 10 校あった小学校は 3～4 校、同じく 3 校あった中学校は 1 校になる予定です。また、地区公民館の再編も検討されています。

（２）産業

館山市の従業者数は 19,764 人（令和 2 年国勢調査）であり、近年は減少傾向にあります。従業者を産業別で見ると、79.5%が第 3 次産業に従事しており、第 1 次産業（7.2%）、第 2 次産業（13.3%）を大きく上回っています。産業別の構成比を周辺自治体と比較すると、第 3 次産業でや

や高く、第 1 次産業で低い傾向がみられます。

事業所数は 2,776 力所(平成 28 年経済センサス)で、従業者数と同様に近年は減少傾向にあり、第 3 次産業が多いことが特徴です。従業者数、事業所数ともに小売業、飲食サービス業、宿泊業などの業種が多くなっていますが、近年は高齢化を背景として医療・福祉関連分野が増加しています。

館山市は、従業者数、就業者数ともに減少傾向にありますが、従業者数は依然として就業者数を上回っており、従業者数/就業者数で算出される就従比は 1 より高い水準にあります。昼間に市外からの流入人口を多く集めており、館山市は、安房地域の中で「拠点性の高いまち」といえます。

就業者数を産業大分類別にみると、男性は「卸売・小売業」や「建設業」、「公務」が多くなっています。就業者数を国の割合 = 1 とした特化係数でみると、「漁業」や「公務」、「農業」が目立ちます。女性は、「医療・福祉」や「卸売・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」への就業者が多くなっています。特化係数でみると、「農業」や「宿泊業・飲食サービス」、「公務」が国と比較して高くなっています。

農家人口は、令和 2 年農林業センサスによると 1,764 人で、作付面積は水稻、レタス、花き類などが多くなっています。漁業従事者数は、平成 30 年(2018)で 135 人、漁獲量はいわし類、さば類が多く、種別は小型定置網が多くなっています。

地域経済循環分析をみると、付加価値を最も生み出しているのは公務で、次いで住宅賃貸業、保健衛生・社会事業、小売業となっています。

産業のうち観光業では、海に囲まれた自然環境が観光資源として活かされてきました。「鏡ヶ浦」と呼ばれる館山湾越しに望む富士山や夕日の絶景、美しい砂浜が広がる平砂浦海岸など、数多くの景勝地が存在します。また館山の海は、サンゴやウミホタルの生息域として貴重な海洋生物資源を有し、さらにマリンスポーツや夏の海水浴の適地としても知られています。次表によれば、寺社参詣や文化財等の見学を目的とした観光客も多くおり、文化財や歴史文化遺産の保存・活用は、観光分野においても重要です。東京湾アクアラインと東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心からのアクセスは飛躍的に向上した一方で、自家用車による来訪の増加によって、宿泊者数は減少傾向にあります。そのため、安房地域一体となった広域連携による滞在型の観光地づくりの推進、豊かな自然を生かした体験型ツーリズムの促進、体験観光メニューの開発など、館山ならではの特色ある観光の実現を目指しています。

目的別観光客入込状況

年 次	総数	文化観光			産業観光	
		計	社寺参詣	文化財等見学	計	果物狩り等
令和元年	1,954	643	364	279	65	65
2	1,302	466	272	194	25	25
3	1,286	441	209	232	15	15
4	1,416	472	162	310	27	27
5	1,722	569	283	286	49	49

(続) 単位千人

年 次	スポーツ観光					一般観光				
	計	海水浴	サーフィン	ゴルフ	スポーツイベント	計	遊園地	花見・花摘み	各種催物	その他
令和元年	306	76	115	94	21	940	211	71	155	503
2	223	不開設	110	102	11	588	137	21	37	393
3	280	35	131	114	-	550	144	10	15	381
4	302	65	120	115	2	615	112	27	53	423
5	290	57	107	113	13	814	119	15	214	466

※令和2年より「その他」の項目にキャンプ施設利用者分を含める

資料 観光みなど課

出典 「館山市の統計 2024」

(3) 交通

館山市の広域交通は鉄道と高速バスがあり、東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心や千葉市からのアクセス性が向上しています。鉄道は JR 内房線が通っており、館山市内に JR 東日本の那古船形駅、館山駅、九重駅があります。大正 7 年（1918）に那古船形駅まで、大正 8 年（1919）に安房北条駅（現館山駅）まで、大正 10 年（1921）に九重駅まで開通しました。館山駅の 1 日平均乗車人数は、令和 4 年（2022）度で 1,396 人、那古船形駅と九重駅は無人駅のため集計がありません。高速バスは千葉方面、東京・新宿方面、羽田空港・横浜方面に運行しています。

域内交通は、路線バスとタクシーがあり、道路交通網は国道 127 号、国道 128 号及び国道 410 号が幹線です。バスは 2 社の路線バスがあり、館山駅から館山市内線、館山鴨川線、丸線、館山千倉白浜線、豊房線、南房州本線、洲の崎線が運行しています。また、令和 5 年（2023）度から市街地循環バスの本格運行を開始しています。

(4) 土地利用

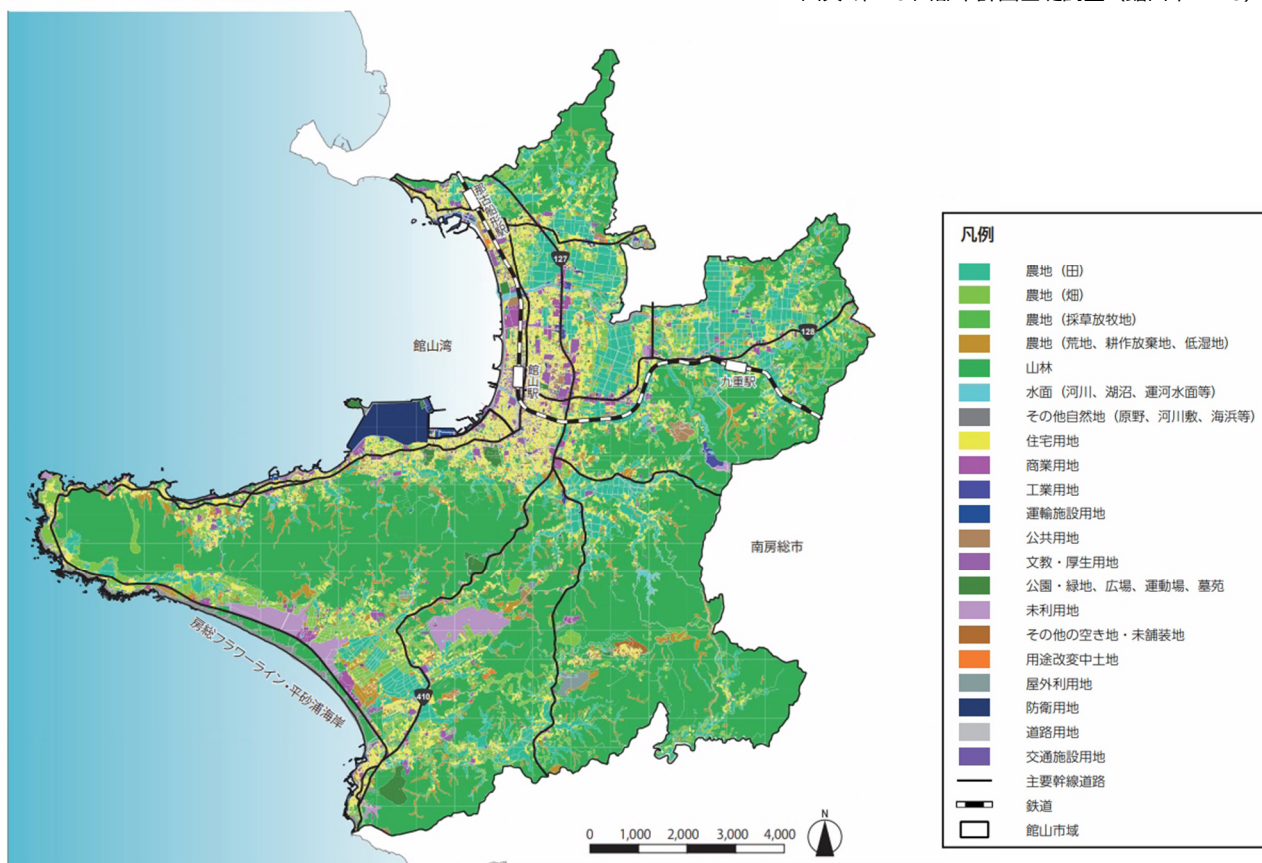
館山市の地目別土地利用状況をみると、令和 5 年（2023）において、田が 22.7%、畑が 13.2%、宅地が 17.2%、山林が 37.3%となっており、山林が 4 割近くを占めています。館山平野の市街地や集落は、館山湾の海岸に並行してできた複数の砂丘列上に形成されてきたのが特徴ですが、鉄道開通後は館山駅を中心に新たな商店街が形成されました。近年は砂丘列間の水田が宅地化され、国

道や県道などの幹線道路沿いに住宅地や商業地が所在しています。

また、その市街地を囲むように田畑や山林が広がっており、市域の 8 割に相当する土地において自然的土地利用がなされています。

図 平成 28 年度土地利用現況図

出典 第 10 回都市計画基礎調査（館山市 H28）



（５）文化施設

市内に整備された文化施設は、歴史文化の調査研究や各種資料の収集保存と展示公開、各種講座の開催をととして市民が学ぶ場を用意する市立博物館をはじめ、市民が自主学習する場としての図書館、講座の受講やサークル活動を通して学び活動を行う公民館等の社会教育施設があります。また、史跡を学習の場とする館山海軍航空隊赤山地下壕跡や青木繁「海の幸」記念館のほか、市民などが文化活動を行う文化会館と生涯大学校があります。

分類	名称	役割
博物館	館山市立博物館本館・館山城	本館は里見氏を中心とした安房の歴史と文化、館山城は南総里見八犬伝に関する資料を紹介 展覧会・各種講座の開催
	渚の博物館（館山市立博物館分館）	房総半島の漁業の歴史を紹介

図書館	館山市図書館	図書の貸し出し、レファレンス、各種講座の開催
社会教育施設	館山市コミュニティセンター 学習等供用施設・各地区公民館	各種講座の開催やサークル活動の拠点
戦争遺跡	館山海軍航空隊赤山地下壕跡	市内最大規模の戦争遺跡を一般公開
記念館	青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅	青木繁が「海の幸」を描いた家を公開
文化会館	千葉県南総文化ホール	コンサート、展示会の開催
生涯大学校	千葉県生涯大学校南房学園	園芸、陶芸などの講座の開催

3. 歴史的背景

(1) 各時代の概況

① 原始

旧石器時代 房総半島に人間が姿をあらわしたのは3万年以上も前のことです。打製石器を使用し、狩猟・漁撈や採集を行いました。

縄文時代 縄文土器という最古の土器文化が生まれました。神津島から運ばれた黒曜石も用いられ、生活の遺跡は丘陵と山裾を中心にみられます。海食洞穴も住居として利用されました。当時は現在よりも温暖



標高20mの沼サンゴ層(昭和43年撮影)

で海水面が上昇しており、またその後の地震により何度も隆起したことから、標高 20mほどの場所で約 6,500～5,000 年前の縄文時代中期のサンゴ化石を見ることができます。

弥生時代 米作りを覚えて定住生活ができるようになり、市内で珍しい磨製石包丁が出土しています。弥生時代の遺跡は館山平野中央の砂丘列に見られます。

古墳時代 豪族が誕生すると安房地方にもいくつかの古墳がつくられました。安房地方では墳丘型の古墳は少なく、海食洞穴墓や横穴墓が多くみられます。古墳時代の遺跡は海岸寄りの砂丘列上に広がります。古墳時代後期には土製模造品を用いた祭祀が行われました

② 古代

奈良時代 国の制度が徐々に整い、律令体制のもとで安房国が成立し、湊に近い砂丘上に安房国分寺がおかれ、館山平野は安房国の政治・経済・文化の中心になりました。平安時代の「古語拾遺」は、四国の阿波忌部氏が海を渡って房総の地を開拓したと伝え、安房神社をはじめ、洲宮神社や洲

崎神社など、忌部氏ゆかりの神社があります。奈良の平城京跡から出土した木簡に、安房国と書かれており、特産物の税である「調」として房総から奈良の都にアワビを送っていました。

平安時代 館山地区の沼にある国司神社は、平安時代に国司として安房国に赴任し善政を行ったと伝わる源親元を祭神として祀っています。平安時代中期から後期にかけて、数多くの仏像が造像されており、市内に有力な寺院支援階級が成長していました。



安房国分寺遺跡出土
の三彩獣脚

③ 中世

鎌倉時代 源頼朝が安房に逃れた後に房総半島で再興し、鎌倉幕府を開く

と、安房国は東京湾を挟んだ対岸の相模国との交流が一層盛んになりました。館山でも小さな谷（やつ）を開発した武士が数多く現れ、鎌倉が政治・文化の中心地になると、海路で結ばれた安房に最先端の文化が入ってきました。鎌倉の寺社は安房に所領を持ち、その周辺に鎌倉を中心に発達した「やぐら」という供養施設が造られました。豊房地区の小網寺に、鎌倉の大寺院の梵鐘を手掛けた物部国光製作の梵鐘や、金沢称名寺開山の審海上人ゆかりの密教法具が伝えられ、いずれも重要文化財に指定されています。



17基の五輪塔がレリーフされる
水岡やぐら

室町時代 鎌倉時代から室町時代にかけて、現在の館山市周辺は神余氏や安西氏、安東氏などの在地の武士が勢力を持っていました。また、鎌倉府が直接支配する地もあり、鎌倉の有力寺社や鎌倉公方の近臣が支配を任されていました。鎌倉時代に北条得宗家ゆかりの施設があった萱野遺跡や、後に戦国時代初期の里見氏本城とされた稲村城跡は、かつて安房国府が所在した館山平野の中央に位置し、国分寺にも近接しています。この地は館山湾に注ぐ平久里川の湊があり、海陸の交通・物流の要衝でした。

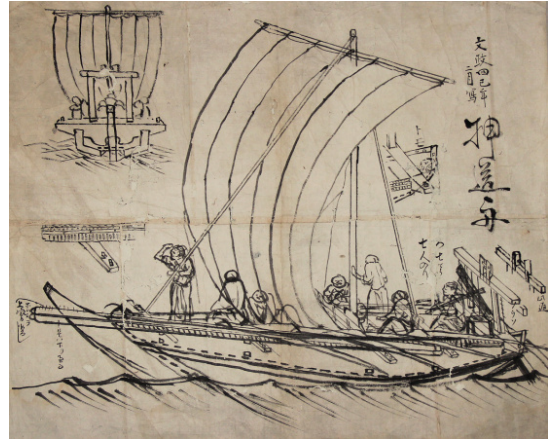
戦国時代 戦国時代の初め、安房に里見氏が姿を現します。その後、江戸時代初期までのおよそ170年10代にわたり、安房を支配しました。はじめは安房国の中心地稲村城を拠点にし、その後拠点を上総国などの北方へ移しながら房総半島の支配を広げました。海上拠点を活かした小田原北条氏との40年にわたる長い争いの後、近世初頭に高之島湊を流通の拠点に館山城と城下町を整備します。この時の城下町の建設が現在の館山市の町並みのルーツとなっています。



里見氏城跡稲村城跡(国史跡)

④ 近世

江戸時代 しかし江戸時代に入ると、里見氏は幕府より転封を命じられ、館山城も取り壊されました。幕府内の権力争いの影響を受けたものですが、里見氏が東京湾の出入口という軍事的にも経済的にも重要な位置を支配していたことも背景にあると考えられています。里見氏が安房から去ったあと、安房国は幕府や小規模の大名、旗本が分割支配しました。現在の館山市域は北条藩・館山藩・船形藩などがおかれました。元禄地震で大きな被害があり、大津波にも襲われました。土地の隆起により海岸地形が変わり、各地で村境



館山の絵師による七丁櫓の押送舟図

の争論が発生しました。坂東観音霊場結願寺の那古寺は江戸出開帳や万人講により、多くの人たちから浄財を集めて寺を再興しました。また、江戸幕府の成立により江戸が巨大な消費地・集散地になると、海産物をはじめとした物資を五大力船などで海上輸送しました。特に押送舟で江戸へ生魚を運んだのが特徴で、市内の寺社には江戸の魚河岸から奉納された石灯籠などが見られます。幕末に、日本の周辺に外国船が現れるようになると、東京湾の警備を強化するために、江戸への出入口にあたる館山の海岸には台場や海防陣屋が築かれました。

⑤ 近代

明治時代 明治11年(1878)に、東京と館山の間に汽船が就航すると、保養地・療養地として注目され、多くの海水浴客や文化人が訪れました。汽船の就航により、館山湾に面した館山・北条・那古・船形に汽船場が設けられ、物資の集散地の役割を担いました。それに伴い、道路・橋の改良や新道開設なども進みました。



絵はがき「北条海岸の海水浴」(大正時代)

大正時代 大正8年(1919)に安房北条駅(現在の館山駅)まで鉄道が開通すると、観光地として発展するとともに、駅周辺に新たな商業地域が誕生しました。農業や水産業の近代化が進むとともに、器械潜水や乳業、白土採掘といった新たな産業がはじまり、地域の特産物が生み出されました。また、関東大震災からの復興は、観光都市としてのまちづくりにつながりました。

昭和時代戦前 一方、首都防衛の要地として旧陸軍の東京湾要塞洲崎第一・第二砲台が設置され、昭和5年(1930)の館山海軍航空隊開隊、さらに館山海軍砲術学校・洲ノ埼海軍航空隊が相次いで

置かれたことにより、軍事的な色彩が強まりました。戦争末期は本土決戦に備える重要地域になり、終戦直後は一時アメリカ軍による直接軍政が敷かれた特異な歴史もありました。現在も、おもな戦争遺跡として館山海軍航空隊の赤山地下壕跡や宮城掩体壕、館山海軍砲術学校跡などがあります。

館山海軍航空隊
赤山地下壕跡



⑥ 現代

昭和時代戦後から令和時代 昭和 28 年（1953）に警備隊（海上自衛隊）館山航空隊が設置されました。戦後は観光都市として復興し、館山の変化に富んだ豊かな海岸線は昭和 33 年（1958）に南房総国定公園に指定され、再び観光地として発展していきます。平成時代に東京湾アクアラインが開通し、都心からのアクセスが飛躍的に向上しました。年間を通じて温暖な気候のため、真冬でもきれいな花を楽しむことができる館山市は、西岬地区や神戸地区で戦前から盛んであった花き栽培



が、現在も続けられています。毎年 8 月 8 日に開催される館山湾花火大会は、60 年を超える伝統行事で多くの人が訪れます。また、館山湾（鏡ヶ浦）越しに大きな富士山を眺めることができ、鏡ヶ浦を描いた古い絵には、必ず富士山が描かれています。富士山のある風景は館山の人にとって郷土の象徴的な景観です。海中では現生サンゴを見ることができ、マリンスポーツ

植林を終えた平砂浦でのフラワーライン
開通式（昭和 41 年）

やビーチコーミングも盛んです。

■ 館山市の歴史年表

時代	年号（西暦）	主なできごと
原始	約 1 万年前	稲原貝塚ができ、鉾切洞穴で生活がおこなわれる
古代	養老 2（718）	安房国がおかれる。天平 13 年（741）に上総国に併合
	天平宝字元（757）	上総国から分立。このころ安房国分寺が建てられる
	保元元（1156）	安西・沼・神余・丸など安房の武士が保元の乱に参加する
中世	治承 4（1180）	石橋山の合戦に敗れた源頼朝が安房に逃れる
	文和 2（1353）	千手院やぐらの石造地藏菩薩坐像がつくられる

	永正 5 (1508)	里見義通が鶴谷八幡宮を再建する
	永禄 7 (1564)	館山平野が相模から北条水軍の侵攻を受ける
	天正 19 (1591)	里見義康が館山城に移転する
近世	慶長 19 (1614)	里見忠義が領地を没収され、伯耆国倉吉に移される
	元禄 16 年 (1703)	房総半島に大地震が起こり、大きな被害を受ける
	正徳元 (1711)	北条藩で百姓一揆（万石騒動）が起こる
	文化 7 (1810)	異国船警備のため洲崎などに海防陣屋・砲台が築かれる
近代	明治 6 (1873)	木更津県と印旛県を統合し千葉県が誕生する
	明治 11 (1878)	北条に安房 4 郡の郡役所ができる／東京航路の汽船が就航
	大正 8 (1919)	安房北条駅（現在の館山駅）まで鉄道が開通する／洲崎灯台が点灯する
	大正 12 (1923)	関東大震災により大きな被害を受ける
	昭和 5 (1930)	館山海軍航空隊ができる
	昭和 14 (1939)	館山北条町・那古町・船形町を合わせて館山市となる
現代	昭和 29 (1954)	西岬村・神戸村・富崎村・豊房村・館野村・九重村が館山市に加わる
	昭和 33 (1958)	南房総の海岸が国立公園に指定される
	昭和 57 (1982)	館山城が完成し、翌年に博物館本館とコミュニティセンターが完成する。
	平成 11 (1999)	館山駅新駅舎供用開始
	令和元 (2019)	令和元年房総半島台風により大きな被害を受ける

（２）市域の変遷と市政施行後のあゆみ

明治 4 年（1871）の廃藩置県によって旧館山藩領は館山県となり、その後、合併により現在の館山市域は木更津県の所管となりましたが、明治 6 年（1873）に木更津県が廃止され、千葉県となりました。明治 22 年（1889）の町村制の実施によって町村合併が行われ、北条町・館山町・豊津村・西岬村・神戸村・富崎村・豊房村・館野村・九重村・尻原村・船形村が成立しました。明治 26 年（1893）に尻原村が町制を敷き那古町と改称、さらに明治 30 年（1897）に船形村も町制を施行しました。

館山町と豊津村は大正 3 年（1914）に合併し、新たに館山町を設置しました。昭和 8 年（1933）に館山町、北条町の合併で館山北条町が発足。さらに昭和 14 年（1939）11 月 3 日、館山北条・

那古・船形の3町が合併し、県内5番目の市制が施行されて、ここに館山市が誕生しました。戦後、町村合併促進法によって、昭和29年（1954）5月3日に、西岬・神戸・富崎・豊房・館野・九重の6村と合併し、現在の館山市が誕生しました。

地理的、歴史的背景から、明治11年（1878）に安房4郡の郡役所が北条に設置され、館山市は古代から引き続いて安房地方の政治・経済・文化の中心地として繁栄しました。気候が温暖な館山市は、江戸時代から白砂青松の地として知られ、文人墨客の滞在も多く、これらの人々はその後の避暑避寒に来房する観光地の先駆を成しました。昭和39年（1964）に西岬地区の見物を中心に国民休暇村が整備され、昭和48年（1973）には西岬地区南側地帯と神戸地区の一部が自然休養村の指定を受けました。

また、半島性に制約されていた館山市ですが、平成9年（1997）に東京湾アクアライン、平成19年（2007）には東関東自動車道館山線が全線開通したことで、都心とのアクセスは飛躍的に向上しました。さらに、海の玄関口として、平成22年（2010）に完成した館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）や平成24年（2012）にオープンした交流拠点「渚の駅」たてやま」などを中心に、館山湾を活用した海辺のまちづくりを進めています。



館山市役所分館(昭和31年)

■市域の変遷

船形村	船形村	船形村	船形町	館山市 昭和 14 年 (1939) ～	館山市 昭和 29 年 (1954) ～
川名村	川名村	明治 22 年 (1889) ～	明治 30 年 (1897) ～		
那古村	那古村	尻原村	那古町 明治 26 年 (1893) ～		
小原村	小原村				
亀ヶ原村	亀ヶ原村				
正木村	正木村				
高井村	高井村	北条町 ※正木村の一部が北条町に合 併 (北条正木)	館山北条町 昭和 8 年 (1933) ～		
古川新田					
湊村	湊村				
八幡村	八幡村				
北条村	北条村				
	上野原村				
	新宿町				
長須賀村	長須賀村				
新宿村					
館山上町	館山町	館山町	館山町 大正 3 年 (1914)		
館山中町					
館山下町					
新井浦					
楠見浦					
北下台村					
浜上須賀村					

岡上須賀村						
根小屋村	上真倉村					
上真倉村						
下真倉村	下真倉村					
柏崎浦	沼村	豊津村				
沼村						
宮城村	宮城村					
笠名村	笠名村					
大賀村	大賀村					
香村	香村	西岬村				
塩見村	塩見村					
浜田村	浜田村					
見物村	見物村					
早物村	早物村					
加賀名村	加賀名村					
波左間村	波左間村					
坂田村	坂田村					
洲崎村	洲崎村					
川名村	川名村					
伊戸村	伊戸村					
坂足村	坂足村					
小沼村	小沼村					
坂井村	坂井村					
布沼村	布沼村	神戸村				
茂名村	茂名村					
洲宮村	洲宮村					
藤原村	藤原村					
佐野村	佐野村					
犬石村	犬石村					
大神宮村	大神宮村					
中里村	中里村					
松岡村	竜岡村					
北竜村						
南竜村						
相浜村	相浜村	富崎村				
布良村	布良村					
神余村	神余村	豊房村				
畑村	畑村					
永代村	山荻村					
山荻村						
古茂口村	古茂口村					
南条村	作名村					
	南条村					
	大戸村					
飯沼村	飯沼村					
東長田村	東長田村					
西長田村	西長田村					
出野尾村	出野尾村					
岡田村	岡田村					
大網村	大網村	館野村				
安布里村	安布里村					
山本村	山本村					
大作村						

沼・宮城・笠名・大賀の北側埋立地を富士見と命名

(西川名)
※船形の川名と区別するため改称

滝川村			九重村
国分村	国分村		
稲村	稲村		
加戸村			
腰越村	腰越村		
広瀬村	広瀬村		
二子村	二子村		
藺村	藺村		
水玉村	水玉村		
安東村	安東村		
宝貝村	宝貝村		
清水村	水岡村		
北片岡村			
南片岡村			
大井村	大井村		
竹原村	竹原村		
江田村	江田村		

第2章 館山市の文化財・歴史文化遺産の概要と特徴

1. 指定等文化財の件数

市内には、令和8年（2026）3月31日現在、120件の国・県・市指定等の文化財があります。文化財保護法、千葉県文化財保護条例及び館山市文化財の保護に関する条例に基づき、数々の貴重な文化財が指定等を受けてきました。

館山市の指定等文化財のうち、有形文化財は建造物と彫刻が多くあります。建造物は登録文化財が多く、彫刻は仏像調査を実施した結果、古代・中世に遡る作例が多く把握されたことなどが理由として考えられます。また無形の民俗文化財は、国・県・市指定のものがあります。また、分布状況は那古寺、鶴谷八幡宮、洲崎神社、安房神社、洲宮神社、小網寺、大巖院などの寺社に集中しており、寺社縁起や絵画・彫刻・工芸品などが伝来しています。文化財の保存技術に選定されているものはありません。

※参考資料8．指定等文化財の分布（地図）を参照。

（1）指定等文化財の件数

令和8年（2026）3月31日現在

類型			指定・選定			記録選択		登録		合計
			国	県	市	国	県	国	県	
有形文化財	建造物		0	7	4	－	－	1 5	1	2 7
	美術工芸品	絵画	0	1	2	－	－	0	0	3
		彫刻	1	4	9	－	－	0	0	1 4
		工芸品	2	2	4	－	－	0	0	8
		書跡・典籍	0	1	7	－	－	0	0	8
		古文書	0	0	1	－	－	0	0	1
		考古資料	0	0	7	－	－	0	0	7
		歴史資料	0	0	1	－	－	0	0	1
無形文化財			0	1	0	1	0	0	2	
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	2	4	－	－	0	0	7
	無形の民俗文化財		1	2	1 0	1(1)	1	0	0	1 5
記念物	遺跡		1	3	9	－	－	0	0	1 3
	名勝地		0	0	0	－	－	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		0	4	1 0	－	－	0	0	1 4
文化的景観			0	－	－	－	－	－	－	0
伝統的建造物群			0	－	－	－	－	－	－	0
合計			6	2 7	6 8	2(1)	1	1 5	1	1 2 0

※県指定の無形民俗文化財「洲崎のミノコオドリ」は、「南房総地方のミノコオドリ」として「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（いわゆる国の記録選択）にも選択されているため、表中では（ ）としています。

2. 未指定文化財と歴史文化遺産の件数

館山市には、指定等文化財のほか、多くの未指定文化財と歴史文化遺産があります。未指定文化財は、令和8年（2026）3月31日現在で5,253件把握しており、一部は館山市立博物館で所蔵しています。建造物や屋外の有形民俗文化財の多くは、これまで博物館が実施した調査や市民の調査などにより把握できています。一方、個人や寺社が所蔵する文化財の把握状況は、類型によって異なっています。

未指定文化財の件数 令和8年（2026）3月31日現在

類型			件数
有形文化財	建造物		1 3 4
	美術工芸品	絵画	1 3 5
		彫刻	2 2 3
		工芸品	6
		書跡・典籍	2 6
		古文書	1 7 9
		考古資料	1 8
		歴史資料	4 9 3
無形文化財			0
民俗文化財	有形の民俗文化財		6 1 0
	無形の民俗文化財		6 4 5
記念物	遺跡		4 9 1
	名勝地		0
	動物・植物・地質鉱物		5 1
文化的景観			1 0
伝統的建造物群			2
文化財の保存技術			0
合計			3, 0 2 3

歴史文化遺産の件数

分類	件数
方言	2 2
俚諺	2 0
伝説	9 9
食文化	2 3
その他	2, 0 6 6
合計	2, 2 3 0

令和8年（2026）3月31日現在



元禄津波供養碑(未指定)



那古寺芭蕉句碑(未指定)



一高詠帰寮跡碑(未指定)

3. 文化財・歴史文化遺産の概要と特徴

(1) 有形文化財

指定等の有形文化財は 69 件、把握している未指定文化財は 1,214 件です。国の重要文化財は、那古寺の銅造千手観音立像、小網寺の梵鐘・金銅密教法具があります。県指定は、那古寺多宝塔・観音堂・木造阿弥陀如来坐像・絹本著色僧形八幡神像・繡字法華経普門品・観世音経及び孔雀王咒経、大巖院四面石塔、手力雄神社本殿、千葉県立安房南高等学校旧第一校舎、千手院宝篋印塔などがあります。市指定や未指定文化財は、関東大震災復興後の個人住宅や商店・病院のほか、絵馬、仏像、縁起、記念碑などが多くを占めています。

【建造物】

国指定はありません。県指定は那古寺多宝塔、大巖院四面石塔、手力雄神社本殿、千葉県立安房南高等学校旧第一校舎など 7 件です。市指定は洲崎神社本殿、小谷家住宅など 4 件です。国登録は小原家住宅、紅屋商店店舗、洲崎灯台、巴橋など 15 件です。県登録は千葉県立安房高等学校無弦館の 1 件です。

未指定文化財は、関東大震災復興後の個人住宅や商店・病院など 134 件を把握しています。



旧森田家住宅(国登録)

【美術工芸品】

<絵画>

国指定はありません。県指定は那古寺の絹本著色僧形八幡神像の 1 件、市指定は大巖院の慈恩大師画像、那古寺の歌舞伎大絵馬の 2 件です。

未指定文化財は、寺社の絵馬や地獄極楽図など 135 件を把握しています。

<彫刻>

国指定は、那古寺の銅造千手観音立像の 1 件、県指定は千祥寺の木造如来像、千手院の石造地藏菩薩坐像など 4 件、市指定は洲宮神社の木造天部像、自性院の木造阿弥陀如来坐像など 9 件です。

未指定文化財は、後藤義光など彫物師による装飾彫刻を中心に 223 件を把握しています。



那古寺銅造千手観音立像
(国指定)

<工芸品>

国指定は、小網寺の梵鐘、金銅密教法具の 2 件、県指定は、那古寺の繡字法華経普門品、小網寺

の蓮華形柄香炉の 2 件、市指定は安房神社の双鳥花草文八陵鏡・双鳥花草文円鏡、船越鉦切神社の船越鉦切神社鰐口など 4 件です。

未指定文化財は、鰐口など 6 件を把握しています。

<書跡・典籍>

国指定はありません。県指定は那古寺の観世音経及び孔雀王咒経附那古寺文書の 1 件、市指定は洲崎神社の洲崎大明神縁起など 7 件です。

未指定文化財は、松平定信揮毫神号額、里見一代記、万石騒動など 26 件を把握しています。

<古文書>

国・県の指定はなく、市指定の里見氏関係文書の 1 件です。

未指定文化財は、村方文書など 179 件を把握しています。

<考古資料>

国・県の指定はなく、市指定は布良崎神社縄文時代石棒や安房神社高坏など 7 件です。

未指定文化財は、板碑、祭祀遺物など 18 件を把握しています。

<歴史資料>

国・県の指定はなく、市指定は高瀬家文書の 1 件です。

未指定文化財は、顕彰碑、忠魂碑など 493 件を把握しています。



小網寺金銅密教法具
(国指定)

(2) 無形文化財

国指定はなく、県指定は館山唐棧織の 1 件、市指定はありません。国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として唐棧縞の 1 件が選択されています。



館山唐棧織(県指定)

(3) 民俗文化財

指定の民俗文化財は 20 件、把握されている未指定文化財は 1,255 件です。有形の民俗文化財のうち、国指定は房総半島の漁撈用具、県指定は房総半島の万祝及び製作関連資料があります。無形の民俗文化財のうち、国指定は茂名の里芋祭り、県指定は洲崎のミノコオドリ、安房やわたんまちがあります。市指定は各種神事や、柏崎・新井の御船歌などがあります。

未指定文化財は、信仰に関わる石造物のほか、霊場、音楽などの無形の民俗文化財があります。

【有形の民俗文化財】

国指定は房総半島の漁撈用具 1 件、県指定は房総半島の万祝及び製作関連資料など 2 件、市指定は舎那院山の磨崖仏など 4 件です。

未指定文化財は、信仰に関わる石造物、供養塔など 610 件を把握しています。

【無形の民俗文化財】

国指定は茂名の里芋祭り 1 件、県指定は洲崎のミノコオドリ、安房やわたんまちの 2 件です。市指定は各種神事や、柏崎・新井の御船歌など 10 件です。国の記録選択は洲崎踊、南房総地方のミノコオドリの 2 件、県の記録選択は房総のミカリ習俗 1 件です。

未指定文化財は、霊場、音楽など、645 件を把握しています。また、国の伝統的工芸品として指定されている、房州うちわ、房州鎌、金切鋏、新盆の際に飾る房州切子も未指定文化財に分類しています。



茂名の里芋祭り
(国指定)



神余日吉神社のかっこ舞(市指定)



巖島神社の湯立神事(市指定)

(4) 記念物

指定の記念物は 27 件、把握されている未指定文化財は 542 件です。名勝地はありません。国指定は里見氏城跡稲村城跡があります。県指定は安房神社洞窟遺跡や鉾切洞穴などの海食洞穴遺跡、沼サンゴ層や地震隆起段丘など、過去の地震によって海岸が隆起したことを示す遺跡があります。市指定は、館山城跡や大寺山巖窟墓、館山海軍航空隊赤山地下壕跡などがあります。動物・植物・地質鉱物は市指定のジャクシンや自然林などがあります。また未指定文化財は、谷津に点在する古墳時代の横穴墓や中世のやぐら、市内各所の戦争遺跡があります。

この他、市内には 128 件の埋蔵文化財包蔵地があり、古代の条里制跡や近世の陣屋跡などがあります。



大寺山洞穴の舟棺出土状況

つとるば遺跡や東田遺跡などの古代祭祀遺跡が多いのが特徴で、多量の土製模造品が出土しています。

また、海岸線や段丘上に開口している海食洞穴からは、棺として用いられた丸木舟や副葬品が出土しています。国分寺の北側に広がる萱野遺跡からは、鎌倉幕府や北条得宗家と関係の深い寺社で限定して使用された三鱗文の瓦が出土し、鎌倉との交流を物語っています。

【遺跡】

国指定は里見城跡稲村城跡の 1 件、県指定は安房神社洞窟遺跡や鉈切洞穴など 3 件、市指定は安房国分寺跡、館山海軍航空隊赤山地下壕跡など 9 件です。

未指定文化財は、各地位に点在する横穴墓、やぐらなどを中心に 363 件、埋蔵文化財包蔵地 128 件と併せて 491 件を把握しています。



鉈切洞穴(県指定)

【動物・植物・地質鉱物】

国指定はありません。県指定は布良の海食洞と鍾乳石、南房総の地震隆起段丘など 4 件、市指定は沼のビャクシン、手力雄神社の大杉など 10 件です。

未指定文化財は、古くから存在するマキやイチヨウの樹木など 51 件を把握しています。



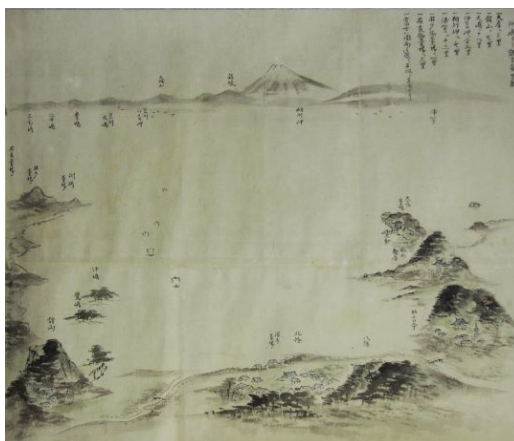
沼のビャクシン(市指定)

(5) 文化的景観

国選定を受けた文化的景観はありません。把握している未指定文化財は 10 件あります。

市内で見られる槇の生垣のある集落や、海岸沿いの松林は特徴的な景観です。太平洋に面した平砂浦海岸周辺では、昔から砂防に苦心し、広大な砂防林の植栽を実施してきた歴史が景観からうかがえます。

また、鏡ヶ浦と呼ばれる館山湾は正面に富士山が見えることから、江戸時代以降に描かれた鏡ヶ浦の絵には富士山の姿が多く描かれています。



鏡ヶ浦図(江戸時代末)

近年では、海洋性リゾートタウン館山として、館山駅西口エリアを中心に南欧風の町並みが形成され、国道沿いには街路樹としてヤシの木が植えられています。

（６） 伝統的建造物群

国選定を受けた伝統的建造物群保存地区はありません。未指定文化財は２件把握しています。布良・相浜の漁村集落の漁村集落と北条地区長須賀の町並みです。館山市は関東大震災で大きな損害を受けていることから、現在残る古い建造物は震災後の大正末期から昭和初期のものがほとんどです。長須賀では震災直後に建築された古い商家が残っています。



長須賀に残る商家建築

（７） 歴史文化遺産

方言・俚諺・伝説・食文化など、2,230 件を把握しています。明治以降、汽船の就航や鉄道の開通により、館山には多くの観光客が訪れるようになりました。避暑地・避寒地・保養地として館山に別荘を持つ政治家や文化人も増え、結核の転地療養の地としても注目されました。東京との人脈は館山の近代化にも影響を与え、館山湾沿いに別荘が増加しました。現在も、館山は別荘地や移住先、二拠点居住の地として人気です。こうした別荘文化も歴史文化遺産としています。

４．関連する制度

（１） 100 年フード

《文化庁》

我が国には、豊かな自然風土や歴史に根差した多様な食文化があり、世代を越えて受け継がれ、その地域で長く愛されてきたものが多くあります。

文化庁では、そのような食文化を「100 年フード」と名付け、地方自治体、団体等とともに継承していく取組を実施し、館山市を含む南房総エリアでは、以下の食文化が認定を受けています。

・南房総地域のあじ文化～なめろう、サンガ焼き、たたき、お刺身～

（２） 房総の魅力 500 選

《千葉県環境生活部文化振興課》

「房総の魅力 500 選」は、昭和 58 年（1983）に県人口が 500 万人を超えたことを記念し、ふるさとの再発見をするため、5 つの分野で合計 500 の房総の魅力を選定したものです。

市町村からの推薦に基づき決定した候補 976 項目に対し、県民から 188,773 通、延べ 2,459,715 票の投票があり、この結果を学識経験者などで構成する房総の魅力 500 選実行委員会で検討し、決定しました。館山市からは、以下の項目が魅力として選定されました。

・平砂浦と砂山

- ・洲埼灯台
- ・鏡ヶ浦と沖ノ島
- ・館山野鳥の森
- ・沼サンゴ層

洲埼灯台



(3) ちば遺産 100 選

《千葉県教育庁教育振興部文化財課》

「ちば遺産 100 選」は、平成 20 年度に県民から 18,105 票の投票があり、投票結果と県文化財保護審議会の意見をもとに選定したものです。選定候補 201 件の中から、8 つに分けたゾーンごとに得票数の多かったもの 100 件を選定しました。館山市からは、以下のゾーンで 6 件が選定されました。

「黒潮と山の恵みゾーン」(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)

- ・安房やわたんまち
- ・那古寺観音堂・多宝塔・銅造千手観音立像
- ・館山市内の洞穴遺跡(大寺山洞穴・鉦切洞穴・安房神社洞窟遺跡)
- ・館山市内の戦争遺跡群
- ・里見氏関係城郭群
- ・沼のサンゴ層



安房やわたんまち



館山市内の戦争遺跡群(航空機銃射撃場跡)

(4) ちば文化的景観

《千葉県教育庁教育振興部文化財課》

「ちば文化的景観」は、文化的景観が新しい概念であることから、その考え方を広く周知するため選定候補 52 地区すべてを選定したものです。また、県民から「ちば文化的景観」について、110 件の提案や意見があり、その中から、県文化財保護審議会等の意見を聞いて 8 地区を紹介し、全 60 地区が選定されています。館山市は以下のゾーンで 3 地区に含まれています。

「黒潮と山の恵みゾーン」(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)

- ・館山市八幡、南房総市富浦・丸山の槇の生垣の集落景観
- ・館山市布良・鴨川市太海・南房総市白浜等の漁村集落景観
- ・館山市小網寺、鴨川市清澄寺・大山寺、南房総市小松寺・石堂寺の霊場景観



八幡の槇の生垣

(5) ちば文化資産

《千葉県環境生活部文化振興課》

「ちば文化資産」は、県内の文化資産のうち、県民参加により選定した、多様で豊かなちば文化の魅力を特徴づけるモノやコトです。伝統的なものに限定せず、現代建築や景観等、千葉県の文化的魅力を発信するモノやコトを含みます。館山市は次の11件に関わります。

- ・青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅
- ・安房国一宮安房神社
- ・沖ノ島周辺の景観
- ・館山城・城山公園と館山湾
- ・館山湾花火大会
- ・安房国司祭やわたんまち
- ・房総フラワーライン
- ・くじらのたれ
- ・東京湾や沿岸に残る戦跡
- ・なめろう
- ・太巻き寿司



青木繁が滞在した小谷家住宅



沖ノ島周辺の景観

(6) 東京湾 100 選

《国土交通省関東地方整備局》

「東京湾 100 選」は、日本の物流の要衝であると同時に、市民に憩いと潤いを提供するなど様々な機能を持つ「東京湾」について、情景を通してその機能・価値・魅力を再認識することにより、豊かな国民生活を支える東京湾各港の重要性、東京湾の環境再生の必要性などに関する理解につなげることを目的としたプロジェクトです。館山市は次の6件に関わります。

- ・神秘的な光を放つウミホタル
- ・北条海岸（北条海水浴場）
- ・沖ノ島
- ・館山城
- ・洲崎灯台
- ・崖観音



崖観音



ウミホタルの輝き

（７）関東の富士見百景

《国土交通省関東地方整備局》

「関東の富士見百景」は、富士山への良好な眺望を得られる地点を選定し、周辺の景観の保全や活用への支援を通じて、美しい地域づくりの推進を目的として実施しました。館山市は次の３か所が選定されています。

- ・北条海岸
- ・城山公園
- ・伊戸



城山公園と富士山

第3章 館山市の歴史文化の特性

館山市の歴史の流れを一貫して規定してきたのは、房総半島の先端という地理的特徴です。海に囲まれたこの地域では、原始、古代から中近世、近代に至るまで、陸路を通じての交流だけではなく、海を通じた対岸との交流により、歴史が展開してきました。

これまで第1章で館山市の歴史的背景、第2章で各類型の文化財・歴史文化遺産の概要と特徴を概観してきました。本章は、1. 各時代の歴史文化、2. 市内10地区の歴史文化を踏まえ、3で館山市の歴史文化の特性をまとめました。

1. 各時代の歴史文化

第1章で述べた館山市の歴史的背景と、第2章で挙げた文化財・歴史文化遺産の対応関係を概観すると、下表のとおりとなります。文化財・歴史文化遺産を個別に捉えるのではなく、歴史的背景とともに捉えることで、各時代の歴史文化の特徴が見えてきます。

時代	できごと	文化財・歴史文化遺産
原始 古代	沼サング層が陸地化する 海食洞穴で人が生活 水稲耕作がはじまる 横穴群がつくられる 祭祀が行われ、土製模造品がつくられる 海食洞穴を墓として使用する 安房国成立、安房国分寺建立 都にアワビを上納する 観音信仰の広がり 安房の武士団があらわれる	縄文海進、沼サング層、段丘・砂丘列 鉈切洞穴、イルカの骨、黒曜石 石包丁、萱野遺跡 横穴墓 つとるば遺跡、東田遺跡、土製模造品 大寺山洞穴 安房神社、国分寺跡、六所神社、地名 平城京出土木簡、国司神社 崖観音、那古観音、洲崎明神 船形城跡、神余城跡
中世	源頼朝が安房に渡る 鎌倉の仏教文化が伝わる 里見義実が安房に現れる 里見義通が安房を統一 里見義康が館山城に移り城下町を建設 里見忠義が倉吉に移封	洲崎神社、頼朝伝説 小網寺、やぐら、鎌倉寺社領 稲村城跡 鶴谷八幡宮、那古寺、手力雄神社 館山城跡、城下町、高の島湊 慈恩院、館山城跡、大巖院
近世	元禄地震で津波被害、土地が隆起 北条藩や館山藩の支配が行われる 百姓一揆が起こる	元禄隆起段丘、那古寺・手力雄神社再建 陣屋跡、藩士・藩領の古文書 万石騒動、七人様

	『南総里見八犬伝』が出版される 白土採掘がはじまる 異国船に備え沿岸警備をかためる 江戸へ鮮魚を供給する 漁業争論が起こる 巡礼が一般にも広まる	館山市立博物館コレクション、役行者窟 白土坑 海防陣屋跡、砲台跡、御固絵図 干鰯、万祝、押送船 裁許絵図、干鰯場 国札観音、出羽三山、富士講、道標
近現代	明治維新により新藩が成立する 館山と東京を結ぶ汽船が就航する 転地療養の地となる 文人が来房、青木繁が「海の幸」を制作 安房北条駅まで鉄道開通、洲崎灯台点灯 関東大震災による災害と復興 東京湾要塞、館山海軍航空隊等の設置 館山市の成立	長尾藩土、寄子万霊塔 別荘地、景勝地、海水浴 健康地、養育院安房分院、館山病院 小谷家住宅、布良 観光地、観光案内書、近代産業 沖ノ島、高ノ島、町並み、震災碑 赤山地下壕跡、砲台跡、各種地下壕 鏡ヶ浦、南房総国定公園、平砂浦砂防

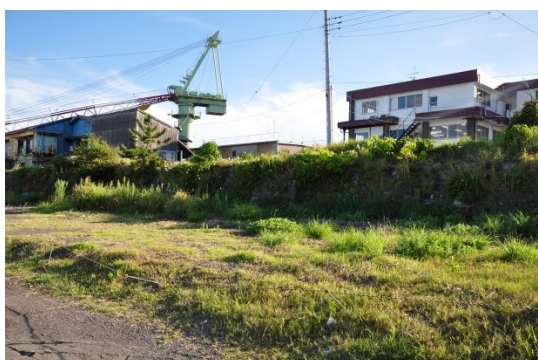
2. 市内 10 地区（旧町村）の歴史文化

館山市は、明治 22 年（1889）に成立した旧町村の枠組を元にした 10 地区に分かれています。各地区はそれぞれ異なる自然的・地理的環境を有しており、館山市全体の歴史文化を捉えるためには、各地区の歴史文化の特徴を踏まえた上で、総体として把握する必要があります。ここでは各地区の歴史文化を概観します。



船形 ～海に育まれた港町～

船形という地名は、背後の堂山が船を伏せたかたちに似ていることに由来するとされています。昔から人々は漁業を生業として、崖の観音に豊漁安全を祈願して暮らしてきました。江戸時代は、押送舟を使った鮮魚輸送が盛んになり、自給自足の漁村から物流の港町へと大きく発展しました。また、幕末には平岡道弘が根岸に陣屋を構えましたが、明治元年（1868）に領地を奉還し廃藩となっています。明治時代以降も、汽船の就航などにより村はますます発展し、大正7年（1918）には那古船形駅が開業しています。現在も船形漁港を中心に多くの人々が暮らしています。



安政の築堤



大福寺
磨崖十一面
観音菩薩像

那古 ～観音さまの門前町～

那古地区は、明治初期まで安房国平郡に属した那古・小原・亀ヶ原・正木からなる地域です。小原に縄文時代の石器が出土する稲原貝塚があり、小原や正木に古墳時代の横穴墓が残っています。正木と亀ヶ原は奈良時代から平安時代に安房国の政治的な中心地であった国府の一部と考えられる地です。養老元年（717）に開基し、古くから観音さまへの信仰を集めた那古寺の周辺は、参詣客でにぎわう門前町として発展しました。江戸時代以降は、船で人や物が行き交う港町としての役割もありました。明治以降は、観光や商業で栄えた館山湾北部の中心地でした。



稲原貝塚出土の黒曜石が刺さったイルカの骨（複製、原品は慶應義塾大学所蔵）



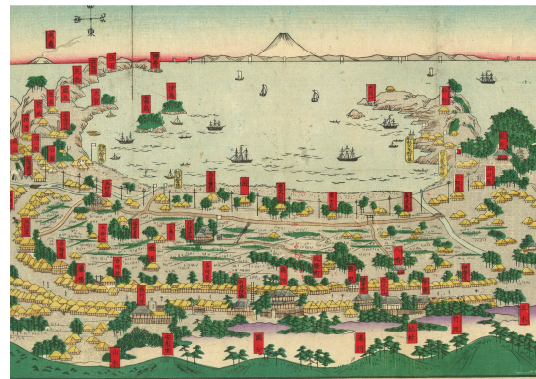
那古寺観音堂

北条 ～近代安房の中心地～

北条地区は、平久里川と汐入川、館山湾に囲まれた館山平野に位置しています。高井に古墳時代の遺跡があり、また鎌倉時代に鶴谷八幡宮が府中（南房総市）から八幡に遷座したと伝えられます。里見氏が居城を館山に移すと、海に面した北条・長須賀は城下町として発展し、その後は北条に諸藩の陣屋が置かれました。近代になると、郡役所・病院・銀行などが建ち並ぶ安房の中心地となり、さらに汽船・鉄道などの広域交通の発達によって観光地という性格も強く帯びていきます。安房の中心地・玄関口として多くの人々や物資・情報が集いにぎわいました。



安房国総社鶴谷八幡宮



房州鏡浦略図

館山 ～里見氏の城下町～

館山湾南岸に位置し、南部の丘陵との間に集落が展開しています。沼や上真倉に縄文時代以降の遺跡があり、古くから人々が暮らしていたことが分かります。近世初期には里見義康が館山城を居城とし、周辺の城下町整備を進めました。里見家が国替えとなり、城が破却された後も、旧城下町は地域の中心的な町場や、江戸東京への物資流通の拠点として機能しました。古くから海上交通で栄えた当地区は、明治11年（1878）に東京との間に汽船が就航したことにより、さらにその性格を強くしました。また昭和になると、宮城・笠名・大賀を中心に、館山海軍航空隊や洲ノ埼海軍航空隊などの軍事施設が設置されました。



館山城跡と館山港



館山海軍航空隊掩体壕

西岬 ～海の信仰が息づく地～

西岬は安房の西端に位置しており、東京湾に岬のように突き出していることから明治 22 年（1889）に名づけられた地名です。浜田に縄文時代の遺跡である鉤切洞穴があります。江戸時代後期に洲崎が海防の要所とされ、大砲を設置した台場と遠見番所が置かれました。洲崎神社や鉤切神社、波切不動など海の信仰を集めた寺社が多く、西川名の厳島神社の湯立神事など、海上安全と大漁を祈願する行事が現在も行われています。



海南刀切神社の鉤切岩



洲崎神社の自然林

神戸 ～神話と伝説の里～

神戸という地名は、古代律令制において安房神社の封戸（諸税を納めた家）があったことに由来します。巴川に沿って、大神宮や竜岡、犬石などに縄文時代から古墳時代の遺跡が集中し、古くから開発された地域であったことが分かります。また、安房神社や洲宮神社は古墳時代から祭祀の場でした。茂名の里芋祭りや藤原・竜岡の獅子神楽など、神戸地区では特色ある神事が伝承されています。また、太平洋戦争中は平砂浦が軍の演習地となり、佐野に館山海軍砲術学校が設置されました。



安房神社



藤原の獅子神楽

富崎 ～漁村文化と「海の幸」～

富崎という地名は、天富命が上陸した岬であるという安房開拓神話に基づき、明治 22 年（1889）に相浜村と布良村が合併した際に付けられた村名です。太平洋に面した山際にある両村は耕地が少なく、海の恵みを生活の糧としてきました。また、東京湾の出入口に位置することから、江戸時代以降は首都防衛の役割も担っていました。明治時代には、地域有力者の強い指導力により近代化が推し進められていきました。漁村として海の恵みを享受しながらも、海への畏れと常に背中合わせで暮らしが紡がれてきました。そして、その生活に惹かれた文化人も多く訪れました。



寺崎武男画「布良崎神社の天富命渡航の図」(布良崎神社蔵)



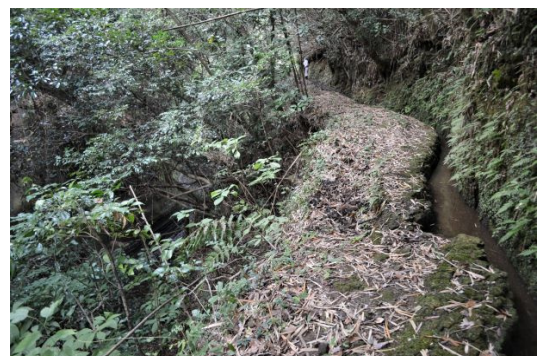
安房節の碑

豊房 ～豊かな水と暮らす人々～

豊房という地名は、安房で最も豊かな村になるようにと願って、明治 22 年（1889）の合併時に付けられた村名です。館山平野南方の程よく開けた谷に位置する豊房地区は、水が豊富で豊かな稔りある村々が展開しています。縄文時代から古墳時代の遺跡が多くみられ、平安時代の末に神余氏という武士団が成長しています。中世は鎌倉ともつながりのある豊かな土地でした。多くの用水が作られ、古い時代から小さな谷を開いて人々が生活をしてきた地域です。



小網寺本堂



溪谷にある畑区の農業用水

館野 ～古代安房の中心地～

館野は肥沃な館山平野の中央部に位置し、現在も農業が盛んです。弥生時代から古墳時代の遺跡が分布しており、古くから集落があったことがわかります。奈良時代に安房国分寺が置かれ、平安時代に伴直家主という人物が朝廷から孝行を褒賞されています。鎌倉時代末に北条得宗家の施設が萱野に作られ、平久里川湊を中心とした経済活動が行われたと考えられます。戦国時代になると、里見氏によって安房支配の拠点稲村城が築かれ、内乱の舞台となりました。江戸時代に万石騒動が起こり、犠牲となった3人の名主は現在も三義民とたたえられています。



萱野遺跡出土北条家三麟紋瓦



三義民の墓

九重 ～鎌倉との交流と豪族の里～

九重という地名は、9つの村が合併したことに由来しています。館山平野の最奥部に位置し、古墳時代に山の中腹に数多くの横穴墓が作られました。江田や竹原の平野に律令時代の条里遺構が確認されており、古くから開発されてきたことがわかります。中世は小さな谷を開発した有力な豪族が活動しており、安東を中心に水岡や寶貝などに鎌倉から室町時代のやぐらや石仏・石塔・仏像が残されています。恵み豊かな土地で古代から大規模な土地開発が行われ、有力な武士が拠点とした地域です。



千手院やぐら



蓮蔵寺の石仏

3. 歴史文化の特性

以上に述べた各時代および各地区の歴史文化について、「海」と「交流」をキーワードとすると、神津島から運ばれた黒曜石、海食洞穴、平城京への干しアワビ上納木簡、鎌倉の仏教文化・やぐら、里見氏と北条氏の抗争、江戸への鮮魚供給、幕末の海防拠点、東京湾要塞、近代の健康地・保養地・観光地、海水浴、汽船就航、震災と津波など、海を通じてヒトやモノが行き来していた館山の地域特性が見えてきます。

これらを分類した8つのストーリーを設定した上で、館山市の歴史文化の特性を1つに絞り込みました。歴史文化の特性を整理するにあたり、館山市立博物館による40年以上の調査・研究の蓄積や文化財関連団体による多方面の活動成果、市民アンケートで収集したキーワード等を参考にしました。

なお第8章では、8つのストーリーに対応する関連文化財群を掲げ、保存活用のための課題・方針・取組を記載しています。

(1) 原始・古代館山における神々への祈りと祭り

洞窟遺跡や祭祀遺跡、安房神社と忌部氏の開拓神話など古代からの神々への信仰に加え、現代に受け継がれたミノコドリやかっこ舞など、神にささげる祭りも盛んにおこなわれています。

(2) 館山での仏教文化の広がり

国分寺や那古寺などの古代寺院、小網寺などに残る仏像彫刻、やぐらなどにみられる鎌倉仏教の影響、観音信仰などの巡礼に関する文化財が伝わります。

(3) 里見氏 10代 170年の軌跡

房総半島を170年にわたり支配した里見氏に関わる寺社や城跡、伝承などが市内各地に残されています。里見氏が整備した城下町が現在の館山市の礎となっています。

(4) 館山と江戸・東京との交流

海上交通の拠点として、江戸・東京との人・モノの行き来があり、江戸の人々からの奉納物が市内の寺社に残されています。近代以降は汽船や鉄道によりさらに交流が盛んになりました。

(5) 館山の海的生活文化と信仰

海を生活の場とした人々の漁撈用具をはじめとした海の生活に関わる民俗文化財、万祝や絵馬、船霊などの海に関する信仰や文化がのこされています。

（６）館山の災害からの復興

地震による土地の隆起や元禄地震による津波被害、関東大震災とその後の復興によるまちづくりは現在の館山市の町並み形成につながっています。

（７）軍事都市館山 首都防衛と戦争遺跡

幕末の東京湾警備や旧陸軍の東京湾要塞、旧海軍の航空隊など、館山市は軍事都市としての性格を強くもちました。市内には多くの戦争遺跡がのこされています。

（８）別荘地・保養地・観光地としての館山

明治 10 年代以降、汽船の就航により保養地・療養地として栄え、多くの海水浴客が訪れました。また、政治家や文化人の別荘地としても注目され、東京との人脈形成が図られました。

以上の 8 つのストーリーを踏まえた結果、館山市の歴史文化の特性は次のように表現することができます。

歴史文化の特性

館山の海を通じたヒト・モノ・文化の交流史



時代	地形・環境	統治・政治	信仰・祭礼	社会・生活	交通・経済	産業・生産	芸術・文化	人物
原始	縄文海進・沼サンゴ 海食洞穴				黒曜石の普及 緑泥片岩の石棒	漁撈活動		
弥生						水稻耕作		
古代	古墳		古代祭祀 安房神社と神郡	海食洞穴墓・横穴墓				
奈良		安房国成立 安房国分寺造営				桑里制		
平安		武士団の成立	観音信仰			鮑上納木簡	地方仏の造像	
鎌倉		北条得宗家の瓦	洲崎明神					源頼朝
中世	室町		鎌倉仏教	やぐら			鎌倉様式の仏像・法具	
(戦国)		里見氏の安房支配 北条氏の侵攻						里見義実
安土桃山				館山城と城下町	高の島湊			里見義康
近世	江戸	元禄地震と大津波 小藩と旗本の支配 海岸警備	地域巡礼 富士信仰	万石騒動・七人様 万祝の流行	押送船	網漁の発達	江戸彫物職人 八大伝の刊行 地域彫物職人 芸術家の来訪	
明治		明治新藩	山車祭礼		汽船就航	水産業の近代化		福原有信 万里小路通房
近現代				転地療養 別荘地化	汽船就航	白土産業		青木繁 渋沢栄一
大正	関東大震災			震災復興	鉄道開通 洲崎灯台点灯	海水浴場	酪農の普及	
昭和		東京湾要塞 軍事施設の建設 館山市の成立		軍事都市化		観光地化	軍需産業	
				平砂浦砂防		南房総国定公園	市立博物館設置	

第4章 文化財・歴史文化遺産の把握調査の現状

1. 既往調査の概要

(1) 国による調査・報告書

近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書や名勝に関する総合調査など 3 冊が刊行されており、当市の今後の調査における指針となります。

(2) 千葉県による調査・報告書

昭和 43 年（1968）以来、千葉県教育委員会により、歴史・民俗・言語・遺跡・建築など 36 冊にわたる県内の分布・個別調査が行われています。当市の文化財を把握する上で貴重な先行調査です。

(3) 館山市による調査・報告書

館山市史、古文書・仏像・遺跡などの調査報告書、市民向けに指定文化財の情報や館山市の歴史を分かりやすく紹介した書籍など 11 冊が刊行されています。

(4) 発掘調査報告書

国史跡の稲村城跡、県史跡の鉦切洞穴・安房神社洞窟・安房国分寺跡、市史跡の館山城跡・大寺山洞穴のほか、長須賀条里制遺跡・萱野遺跡・沖ノ島遺跡・加賀名遺跡など館山市内の主要遺跡の発掘調査報告が 55 冊刊行されています。

(5) 大学等研究機関による調査・報告書

民俗や歴史地理・言語などについて 5 大学の研究室が、市内相浜・布良・神余・浜田・坂田・畑などの集落調査を実施し、その成果を 9 冊にわたって報告しています。この他、沖ノ島で観察できる動植物を紹介した図書 3 冊があります。

(6) 文化財関係団体による報告書等

館山市文化財保護協会・里見氏稲村城跡を保存する会・NPO 法人南房総文化財・戦跡保存活用フォーラム（現 NPO 法人安房文化遺産フォーラム）などの市民団体による長年の個人研究報告が 68 冊にわたって積み重ねられ、文化財の所在情報も豊富です。

(7) 地域で編纂された地誌

明治時代以降に編纂された館山市に関する地誌のほか、市内個別地区の地域誌・史、個人による地誌研究の成果など 21 冊があります。地域の文化財情報の紹介も行われています。

2. 館山市立博物館及び旧千葉県立安房博物館による研究蓄積

(1) 館山市立博物館の展示図録等

昭和 59 年（1984）以来、館山市を対象にした歴史・民俗の展覧会が続けられており、個別テーマの各種展覧会や市内旧町村を対象にした地域史の展覧会は、64 冊の展示図録になっているほか、館報を通じて市内の歴史・民俗などの情報を分かりやすく、市民へ発信しています。

(2) 千葉県立安房博物館の展示図録等

昭和 48 年（1973）から閉館する平成 20 年（2008）まで、千葉県立安房博物館が行ってきた海洋民俗を中心とする展覧会の展示図録・研究紀要や、漁撈用具の調査報告書など、博物館の個性をいかした 148 冊の成果物が刊行されています。

3. 把握調査の実施状況

類型		把握調査の実施状況	
有形文化財	建造物		○
	美術工芸品	絵画	△
		彫刻	○
		工芸品	△
		書跡・典籍	△
		古文書	△
		考古資料	△
		歴史資料	△
無形文化財		△	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	
	無形の民俗文化財	△	
記念物	遺跡	△	
	名勝地	×	
	動物・植物・地質鉱物	△	
文化的景観		△	
伝統的建造物群		△	
文化財の保存技術		×	
歴史文化遺産		△	

（○：概ね調査済 △：さらに調査が必要 ×：未調査）

有形文化財のうち建造物と美術工芸品（彫刻）については概ね把握調査が実施できていますが、それ以外の文化財・歴史文化遺産については、さらなる把握調査が必要です。特に、記念物のうち名勝地と文化財の保存技術については、把握調査が行われていません。

第5章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する将来像

1. 本計画における将来像

市内には、館山の歴史文化を特徴づける各時代の多様で豊かな文化財や歴史文化遺産が伝えられています。地域の人々にとって、暮らしに根付いた身近な文化財・歴史文化遺産がある一方、市民や来訪者に知られていないものも多くあります。市内に伝わる文化財・歴史文化遺産を知り、その価値を正しく理解するため、地域一体となって守り、伝えていくため、さらに、先人から受け継いだ貴重な文化財・歴史文化遺産を後世に確実に伝えていくために、本地域計画における将来像を、以下のように設定します。

将来像

歴史文化をまちづくりに活かす街 館山

～ふるさと館山フィールドミュージアムの実現～

歴史文化はその地域の独自性を示すもので、他の地域との差別化を図る貴重な魅力となります。また、歴史文化は地域住民の生活が蓄積された財産であり、まちづくりを進める上でも重視する必要があります。本計画により、歴史文化を館山のまちづくりに活かし、地域に対する誇りと愛着を持つことにつなげるというメッセージを発信します。

上記の将来像の実現に向け、以下の3つの基本方針に基づき、館山市の文化財が確実に保存・継承・活用されるよう、環境や体制づくりを進めていきます。また、将来像の実現により、館山市総合計画の将来都市像や基本目標の達成を目指します。

3つの基本方針

①館山の文化財・
歴史文化遺産を
学び、知る
〔調査・研究〕

②館山の文化財・
歴史文化遺産を
守り、伝える
〔保存・継承〕

③館山の文化財・
歴史文化遺産を
活かし、発信する
〔活用・普及〕

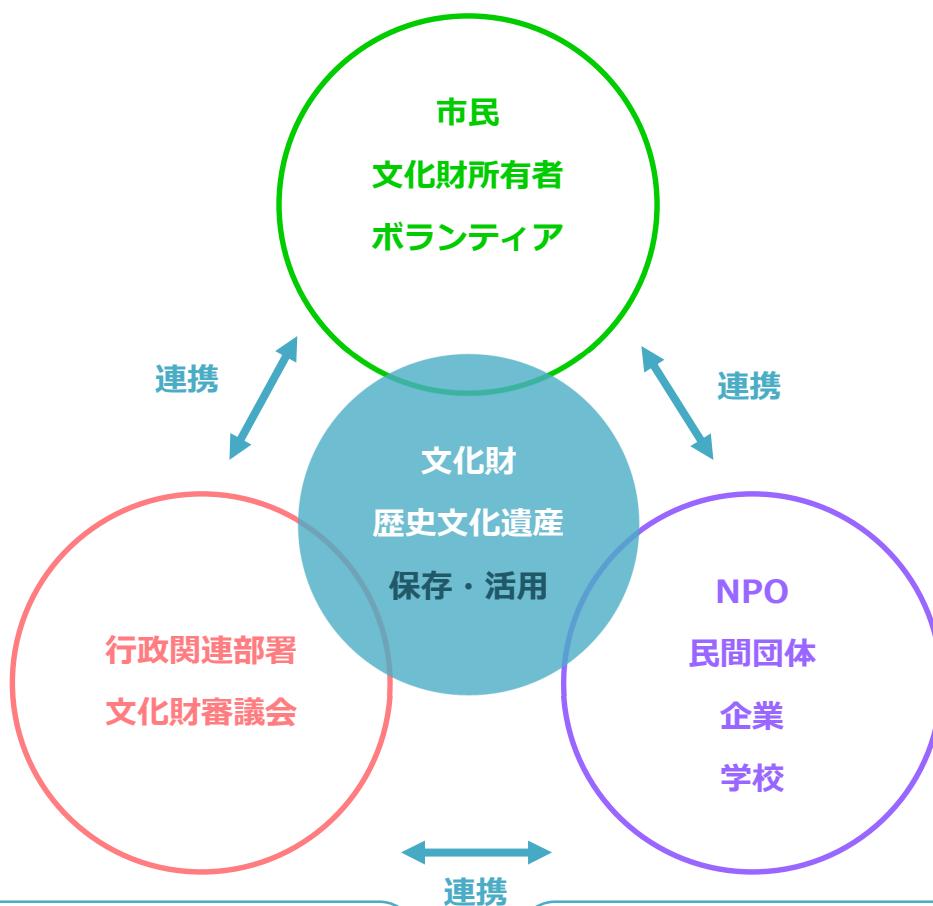
この将来像を実現することにより、第5次館山市総合計画の将来像である「みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山」へとつなげていきます。

具体的には、歴史文化遺産の保存・活用の推進のため、国や千葉県の指導を受け、館山市文化財

所管部署をはじめとする行政、NPOなどの関係団体、市民や文化財所有者が連携する「ふるさと館山フィールドミュージアム」の実現を目指します。今後は、下記にあげた各団体の連携からなる、ふるさと館山フィールドミュージアム推進協議会（仮称）の組織化に向け、推進体制の整備を図ります。

ふるさと館山フィールドミュージアムのイメージ

【推進体制】



拠点となる施設

- ・ 館山市立博物館（核）
- ・ 渚の博物館（サテライト）
- ・ 赤山地下壕跡（サテライト）
- ・ 青木繁「海の幸」記念館（サテライト）

拠点施設を補完する施設

- ・ コミュニティセンター
- ・ 各地区公民館
- ・ 各地区の文化財・歴史文化遺産

拠点のネットワーク化

周遊サイン・説明看板の整備

既存オンラインページの充実

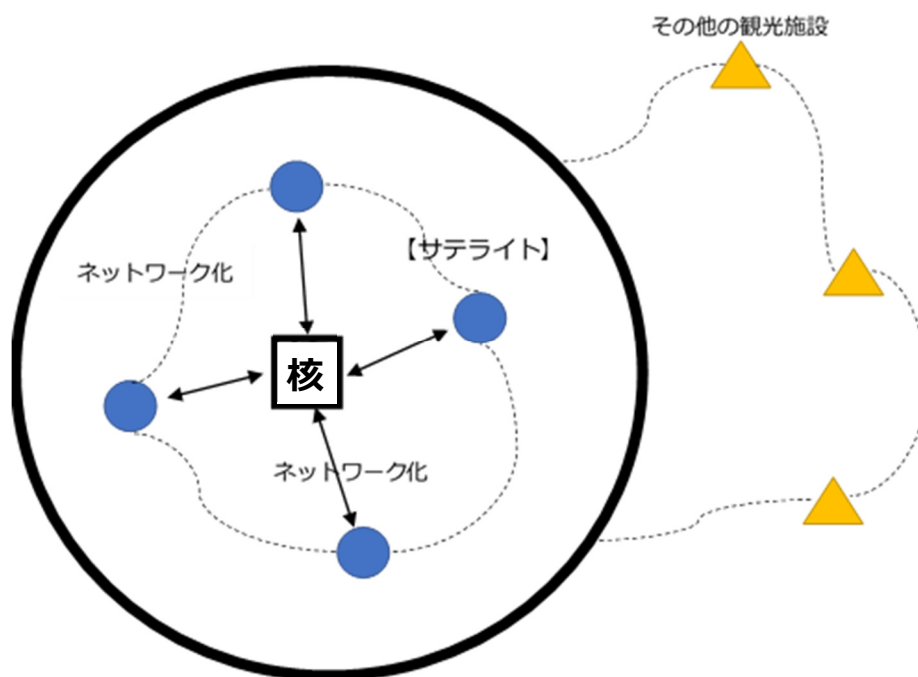
- ・ たてやまフィールドミュージアム
※市立博物館のデジタルコンテンツであり「ふるさと館山フィールドミュージアム」とは異なります。
- ・ 南房総花海街道

将来像の実現を推進する体制として、館山市立博物館を核、館山海軍航空隊赤山地下壕跡・小谷家住宅（青木繁「海の幸」記念館）などの施設をサテライトとし、市内の文化財・歴史文化遺産をネットワーク化して、館山の歴史文化を一体的に保存・活用できる枠組みを考えます。

この背景に、平成 15 年 3 月策定の報告書『平和・学習拠点形成によるまちづくりの推進に関する調査研究－館山市における戦争遺跡保存活用方策に関する調査研究－』で、戦争遺跡を組み入れた都市づくりの目標像として掲げられた「地域まろごとオープンエアミュージアム（フィールド博物館）・館山歴史公園都市」があります。この目標像は、戦争遺跡に限らず、建造物や石造物、遺跡や記念物など屋外の文化財や歴史文化遺産にも当てはめて考えることができます。

また、地域の歴史文化に関心のある市民自らが“学芸員”としての役割を担うことで、文化財・歴史文化遺産関係人口の増加を図ります。これにより、館山市全域をフィールドミュージアムとして展開すること＝ふるさと館山フィールドミュージアムの実現を目指します。

【概念モデル】



館山市立博物館



館山市立博物館展示室



渚の博物館



渚の博物館展示室



八犬伝博物館



八犬伝博物館展示室



赤山地下壕跡



赤山地下壕跡展示室



青木繁「海の幸」記念館(小谷家住宅)



青木繁「海の幸」記念館(小谷家住宅)展示室

《参考①》

『第5次館山市総合計画』計画期間：令和8年度～令和17年度

●まちの将来像 みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山

●リーディングプロジェクト（前期基本計画）

1：たてやまの経済発展を目指す

2：たてやまに愛着をもつ人をふやす

3：安全・安心なたてやまで人をはぐくむ

4：社会の変化に適応可能な行政基盤をつくる

●基本目標3：教育・文化 第4節：歴史の継承と文化の振興

有形無形の文化財の発掘・保存とともに、歴史・文化資源を活用したシビックプライドの醸成、地域独自の観光・学習の場を創出します。

《参考②》

『館山市景観計画』令和元年11月～

●景観まちづくりの目標 海と暮らす いくつものまちなみ 館山

《参考③》

『館山湾振興ビジョン』平成21年3月～

●基本目標 千（船）客万来の交流拠点・館山湾

《参考④》

『千葉県文化財保存活用大綱』令和2年10月～

●将来像 県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。

第6章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と方針

1. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

ここでは、館山市の文化財・歴史文化遺産についての課題を調査・保存・活用の点から述べていきます。

(1) 「文化財・歴史文化遺産を学び、知る」ための課題

第4章でまとめたとおり、本市の文化財・歴史文化遺産についてその全てが調査・保存できているわけではありません。また、保存すべき文化財・歴史文化遺産がどれほど存在するかといった調査もできていない状況です。

地域全体で文化財・歴史文化遺産を保護するためには、市の歴史や伝統・文化などを正しく理解する必要があります。また、将来の文化の向上発展に資するための情報整理と市民がそれを知る機会を設け、把握した文化財・歴史文化遺産を保護するための制度も必要です。

- 把握調査実施分野に偏りがあり、特に記念物の名勝地、動物・植物・地質鉱物など自然分野の所在情報が不足している。
- 把握した文化財・歴史文化遺産について、地域性や希少性を適切に評価するための詳細調査ができていない。
- 歴史的建造物の把握調査が不十分であり、全体像の把握ができていないため、解体等による喪失の恐れがある。
- 指定等文化財とした後の状態について現況確認が必要である。
- 文化財・歴史文化遺産の魅力が限られた人にしか伝わっておらず、価値や魅力を知る機会が不十分である。
- 文化財・歴史文化遺産に関する情報を、市民に適切に伝える手段が確立されていない。
- 把握した文化財・歴史文化遺産を保護するための新たな制度を設ける必要がある。

(2) 「文化財・歴史文化遺産を守り、伝える」ための課題

文化財・歴史文化遺産を守り、伝えるためには、多様な分野に精通した専門職員の配置が必要です。

本市の文化財・歴史文化遺産は、一部は館山市が所有者または管理者となっているものもありますが、個人等が日常の管理をおこなっているものが多く存在し、所有形態や管理主体が多様であるのが現状です。行政、所有者、地域住民の連携による日常的な維持管理が必要ですが、関心の希薄化、所有者の高齢化、物価高に伴う維持管理の費用負担の増加などから、その保存については万全ではない状態のものがあります。

文化財・歴史文化遺産の修理や史跡の整備などには多額の費用がかかりますが、その財源確保が

必要です。

国・市の指定史跡は保存・整備に関する個別の保存活用計画が未作成となっています。

市が収蔵する文化財は、市内の収蔵施設に分散し保管していますが、適切な環境での保管にも限りがあります。

無形の民俗文化財については国・県・市指定のものが伝承されていますが、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、その保存・継承が困難となっています。

非公開の指定等文化財についても、定期的に公開し、保護への理解と関心を深める機会が必要です。

近年は自然災害による文化財・歴史文化遺産の毀損リスクが高まっています。令和5年(2023)に崖の崩落による堂舎・記念碑の破壊があり、令和元年(2019)房総半島台風では市内全域が被災しました。台風により寺社等建造物の屋根破壊や水損、装飾彫刻の落下破損、古文書等の紙製文化財の水損などが多くみられました。丘陵部の古道や祠ではいまだに倒木が処理されていないところもあります。また、ひと気のない寺院での仏像の盗難や、放火による建物の焼失で指定文化財が著しく毀損した事例もありました。近年は空き家が増加し、既知の未指定文化財の現状確認が難しい事態も起こっています。こうした自然災害や犯罪から文化財・歴史文化遺産を守る対策として、防災・防犯のための設備や文化財を意識する人的体制を整備強化し、さらに災害の歴史を伝承し未来に生かす場を創出することが求められています。

また、「館山市地域防災計画」は、以下のように文化財の被害状況の報告手順の記載にとどまり、被害を未然に防ぎ、減災するための事前対策や行動計画などは定められていないのが現状です。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあつては市教育委員会へ、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

- 文化財・歴史文化遺産の保存・活用を進めるため、市職員の専門人材を確保する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産の修理や維持管理は、所有者の負担で実施されており、支援体制が整っていない。
- 指定史跡の保存・整備を計画的に進める必要性がある。
- 博物館の収蔵スペースが不足しており、新たな資料等の収蔵スペース確保が必要である。
- 民俗芸能の後継者や担い手不足から、活動の継承が困難となっており、後継者育成と活動の継承支援が必要である。
- 普段非公開とされている指定等文化財に触れる機会を設ける必要がある。

- 個々の文化財・歴史文化遺産の防犯や防災リスクが把握・共有されておらず、守るための体制づくりが不十分である。
- 災害が発生し、文化財・歴史文化遺産が被災した場合の救援体制が構築されていない。
- 災害発生時の対応方法について具体的に示す必要がある。

（３）「文化財・歴史文化遺産を活かし、発信する」ための課題

文化財・歴史文化遺産の保存団体や市民ボランティアガイドなどと、観光やまちづくりに関する団体との幅広い連携による、まちづくり、観光資源としての歴史文化遺産の更なる活用が必要です。

また、文化財・歴史文化遺産の活用の際し、所有者との意見交換も必要になります。

県指定の千葉県立安房南高等学校旧第一校舎は、一般公開が中断しており、今後の活用方法の検討が必要です。

また、文化財・歴史文化遺産を活用するため、情報を一元的に収集するデータベース化等の整備が必要です。

文化財・歴史文化遺産は、市民ボランティアガイドなど積極的に活用している方がいる一方、多くの市民にとっては、日々の生活の中に何気なく存在しているものとして認識され、まちづくりの貴重な資源として捉えられていません。観光資源としての活用と魅力アップのためのブランド化が必要です。

文化財・歴史文化遺産を積極的に活用し、まちに対する誇りや愛着の醸成を推進し、市民ボランティアガイドや郷土史の担い手の確保が必要です。

そして、次の世代へ継承するために、学校教育において文化財・歴史文化遺産を活かし、地域の歴史文化を学ぶ場を確保することが必要です。

本市の核となる文化財の一つである市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」は、平和学習、観光資源として更なる活用が求められます。

館山市史発行から 54 年が経過しており、その後のできごとや調査研究の成果を反映した市の通史は作成されていません。

- 文化財・歴史文化遺産の活用のため、関係団体との連携を強化する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産の活用のため、所有者との意見交換が必要である。
- 千葉県立安房南高等学校旧第一校舎を活用する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産のデータを整理して公開し、まちづくりの資源として活用する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産をまちづくりに活かすためブランド化が必要である。
- 文化財・歴史文化遺産の観光資源としての活用が不十分である。
- 関係団体の構成員・ガイドの高齢化による減少から、来訪者に対する発信力が不足しているた

め、ガイド等の人材育成を図る必要がある。

- 郷土史の担い手が不足しており、文化財・歴史文化遺産のもつ魅力の発信が不十分である。
- 学校教育の場で地域の歴史文化を学ぶ機会を充実させる必要がある。
- 全国的に最大規模の地下壕である市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」について更なる情報発信が必要である。
- 昭和 46 年（1971）の館山市史発行から 54 年が経過し、新たな資料の発見や、市民の暮らし、市の様子の変化がありながら、それらが反映された通史がない。

2. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する方針

1. で挙げた課題を受け、その解決に向けての保存・活用に関する方針について次のとおり設定し、その推進に取り組んでいきます。

多様な文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進には、市民・関係団体・行政による協働が重要です。この協働（連携）を通じて、多くの方が文化財・歴史文化遺産への関心を深めることにより、本計画で設定した将来像「歴史文化をまちづくりに活かす街 館山」の推進が図られると考えます。

（１）「文化財・歴史文化遺産を学び、知る」ための方針

- 把握調査が未実施となっている、記念物の名勝地、動物・植物・地質鉱物について、把握調査を実施する。
- 把握されている文化財・歴史文化遺産の地域性や希少性を理解する一環として、市民アンケートで挙げられた、「ごんじゅう」をはじめとする食文化の調査を行う。
- 建造物の把握調査を行い、解体等による喪失の未然防止に努める。
- 指定等文化財の現況調査を行う。
- 館山市の歴史文化や文化財・歴史文化遺産の魅力を伝える講座を開催する。
- 指定等文化財説明板のデザイン・規格を統一し、わかりやすくする。
- 文化財・歴史文化遺産の情報発信を行う館山市立博物館のデジタルコンテンツ「たてやまフィールドミュージアム」の内容を充実し、認知度を向上させる。
- 市民の一人ひとりが文化財・歴史文化遺産に関する情報に触れることができる仕組みを構築する。
- 指定制度を補完し、ゆるやかに保護する制度の創設を目指す。

（２）「文化財・歴史文化遺産を守り、伝える」ための方針

- 専門人材の計画的な採用、配置、育成を行う。
- 庁内の理解促進と連携強化を図り、活用可能な財源の情報共有に努める。
- 文化財・歴史文化遺産を長期的に保存・管理するため、施設整備や体制構築のための新たな財

源確保について検討する。

- 文化財修理に幅広く活用できる基金の創設について検討する。
- 指定史跡の保存・整備を計画的に進める。
- 文化財・歴史文化遺産を適切に保存するため、収蔵庫の増築や収蔵スペースの確保を進める。
- 将来の後継者や担い手となる子どもが、民俗芸能に触れ、重要性を理解する機会を設ける。
- 口承されてきた民俗芸能を映像記録化し、次世代に伝える。
- 非公開の指定等文化財を定期的に公開し、文化財に親しむ機会を増やす。
- 防災・防犯設備の設置状況を確認する。
- 文化財・歴史文化遺産を災害や犯罪から守るための体制強化を図る。
- 文化財・歴史文化遺産を災害の歴史と記憶の継承に活用する。
- 被災時の文化財・歴史文化遺産の救援体制を構築する。
- 災害発生時の具体的対応方法について取りまとめる。

（３） 「文化財・歴史文化遺産を活かし、発信する」ための方針

- 関係団体との連携により文化財・歴史文化遺産の展示、講座等を実施する。
- 文化財・歴史文化遺産の活用に関して、所有者と意見交換の場を設ける。
- 保存団体や市民、企業、関係行政機関と連携し、千葉県立安房南高等学校旧第一校舎の有効活用を検討する。
- 文化財・歴史文化遺産の基礎データを整理し、広く公開する。
- 文化財・歴史文化遺産をまちづくりに活かすためのブランド化について検討する。
- 地域住民や関係団体と連携し、地域の文化財・歴史文化遺産を観光資源として活用する。
- 高校や大学と連携し、文化財・歴史文化遺産に関心のある人材を育成する。
- 観光事業者等と連携した文化財・歴史文化遺産の魅力を発信する取組を行う。
- 公共交通機関と連携し、既存の観光コンテンツと文化財・歴史文化遺産を併せた周遊コースを設定し、広く情報発信を行う。
- 出前講座等を活用し、学校教育の場で郷土学習の機会を増やす。
- 市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」の平和学習、観光資源など様々な角度からの利活用について検討し、その価値について広く情報発信を行う。
- 館山市のあゆみを次世代に継承するため、館山市史刊行後の調査結果を踏まえた市史編纂を検討する。

第7章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する取組

1. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する取組

第6章で示した課題と方針を受け、実施する取組を以下のように設定します。

設定された措置を推進するためには、行政・関係団体・市民など多様な主体が協働で取り組む必要があります。

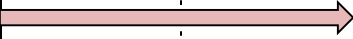
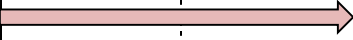
以下の表中の取組主体については次のとおり区分します。

- 行政（館山市文化財所管課、庁内関係課）
- 関係団体（保存会、協議会、NPO、民間企業等）
- 市民（所有者、個人、町内会等）
- 専門機関（大学、研究機関等）
- 教育機関（小・中学校、高等学校等）

また、取組を実施するための財源については、市費のほか、国費（文化財補助金、地域未来交付金等）、県費などの補助金の活用や、各種財団等助成事業、クラウドファンディングなどの活用についても検討し、財源調達を目指します。

なお、取組期間については前期を令和8年（2026）度から令和12年（2030）度、後期を令和13年（2031）度から令和17年（2035）度とします。

（1）「文化財・歴史文化遺産を学び、知る」ための取組

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
1	計画的な把握調査の実施 把握調査が未実施となっている記念物の名勝地、動物・植物・地質鉱物で長期的な把握調査計画を立て、所在・分布情報の整理を行う。 名勝地 海岸線を有する7地区（船形・那古・北条・館山・西岬・神戸・富崎）を対象とし、海岸名勝地をリスト化する。 動物・植物・地質鉱物 既存資料の整理を行い、未調査地域を抽出し、関係団体等と連携して未調査地域の把握調査を実施する。	行政 専門機関		
2	食文化の詳細調査 新たな歴史文化遺産として位置づけるため、館山市の食文化の詳細調査を行う。	行政 関係団体 市民		

3	歴史的建造物の把握調査 歴史的建造物の把握調査を行い、文化的な資源として位置付ける。	行政 関係団体 専門機関 市民		
4	指定等文化財の現況調査 指定から時間が経過している指定等文化財を中心に、現況調査を実施し、情報の更新に努める。	行政 関係団体 専門機関 市民		
5	「ふるさと講座」「安房学講座」の実施 市や安房地域に関する歴史・民俗・自然・文化財等の講座開催について広く市民に周知し、文化財等に対する認識向上を図る。	行政 関係団体 市民 教育機関		
6	文化財説明板の整備 説明板が必要な文化財への新規設置及び既存説明板の更新を適切に実施する。また、インバウンド等への対応として多言語化についても検討する。	行政		
7	たてやまフィールドミュージアム（デジタルコンテンツ）の充実 令和7年度閲覧数 49,007 件に対し令和12年度閲覧数 75,000 件を目標値と設定し、実現のためQRコード掲示によるアクセス導線の充実、ページごとの閲覧数をチェックし、必要に応じて内容の見直しを図る。	行政		
8	文化財マップ配布事業 機会を捉えて、市民に対し文化財マップを配布する。特に転入者に対しては、転入手続き時に文化財マップを配布し、転入者を通じた関係人口増加を目指す。	行政		
9	歴史文化遺産登録制度の創設 次世代に継承すべき歴史文化遺産について、市独自の登録制度創設を目指す。	行政		

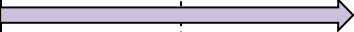
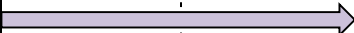
(2) 「文化財・歴史文化遺産を守り、伝える」ための取組

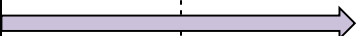
No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
10	学芸員・埋蔵文化財専門職員の計画的な採用と人材育成 文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進のために、歴史や考古、民俗など専門的知識を有した職員の計画的な採用と育成を目指す。	行政		

11	庁内の情報共有体制強化 庁内の関係部署との連携を強化し、文化財関係補助金に限らず他分野においても、活用可能な補助金等の情報把握・共有に努める。	行政	
12	新たな財源確保の方法検討 民間団体の助成金やクラウドファンディングの活用を検討する。	行政 関係団体 市民	
13	文化財関係基金の検討 既存の文化財関係基金の運用見直しや、新たな文化財保存のための基金創設について検討する。	行政	
14	国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存・整備 地権者や地域住民をはじめ関係団体との連携を図り、個別の保存活用計画を作成する。	行政 関係団体 市民	
15	市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」保存・整備 平和学習の拠点として、関係団体との連携を図り、個別の保存活用計画を作成する。	行政 関係団体	
16	博物館収蔵庫の増築・スペース確保 出土品や民具、古文書などの資料を収蔵できる施設、スペースの確保について、施設再編による空き公共施設の利用を検討する。	行政	
17	文化財・歴史文化遺産防犯・防災事業 所有者や地域住民による防犯体制の構築と、火災や自然災害に備えるための防災訓練を実施する。また、防犯防火設備設置の推進に努める。 『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考とする。	行政 関係団体 市民	
18	歴史・防災ウォークの実施 災害時避難場所として指定された史跡を中心に、自身が住む土地の成り立ちを学ぶ、歴史・防災ウォークの実施に取り組む。	行政 関係団体 市民 教育機関	
19	被災文化財・歴史文化遺産救援体制の構築 民間団体を含めた救済ネットワークとの連携を進める。大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を都道府県に要請する。	行政 関係団体 専門機関	

20	災害発生時における対応タイムラインの作成 災害発生当日の各機関が実施すべき対応、数日後の現地調査の実施に向けて実施すべき対応等、時間経過と各機関が実施すべき対応をまとめた、タイムラインを作成する。	行政	
21	民俗芸能の後継者育成事業 小・中学校や高等学校と連携し、民俗芸能の体験・参加機会の創出を図る。また、進学や就職等により地元から離れてしまった後も繋がりを維持する取組について検討する。	行政 関係団体 市民 教育機関	
22	民俗芸能の映像記録保存事業 民俗芸能のもつ真意が失われないよう、実態調査や聞き取り調査を行い、文字と映像による記録保存に取り組む。	行政 関係団体 市民	
23	非公開の指定等文化財特別公開事業の実施 文化財保護強調週間に合わせ、普段公開されていない指定等文化財の特別公開を行い、文化財保護への理解と関心を深める機会を提供する。	行政 関係団体 市民	

(3) 「文化財・歴史文化遺産を活かし、発信する」ための取組

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
24	関係団体との連携強化・促進 文化財・歴史文化遺産を地域の資産として活かすため、関係団体との連携による展示、講座等の開催をする。	行政 関係団体		
25	所有者との意見交換会 文化財・歴史文化遺産の活用に関して、所有者と意見交換をする場を設ける。	行政 市民		
26	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎活用事業 千葉県立安房南高等学校旧第一校舎の地域活性化につながる活用方法について、県及び関係団体と検討する。	行政 関係団体		
27	文化財・歴史文化遺産情報のデータベース化・デジタルアーカイブ化・オープンデータ化 文化財・歴史文化遺産のデータベース化・デジタルアーカイブ化を進め、いつでもどこでも閲覧できるようオープンデータ化する。	行政		

28	地域の歴史文化を活かしたブランディング事業 市内各地区の歴史文化の魅力を高めるための基本方針や重点事業などを定めるブランディング事業の展開について検討する。	行政	
29	商工・観光連携事業 観光団体、商工団体などと協力して、観光客に対して、地域の産業に関わる歴史文化の発信に取り組む。	行政 関係団体 市民	
30	高校・大学との連携による担い手育成 過疎化や少子高齢化による文化財・歴史文化遺産継承の担い手不足に対応するため、高校、大学との連携による多様な担い手の育成に取り組む。	行政 専門機関 教育機関	
31	観光事業者・宿泊事業者と連携した魅力発信事業 観光事業者・宿泊事業者と連携し、文化財・歴史文化遺産のもつ魅力を発信する取組について検討する。	行政 関係団体	
32	バス・タクシーを活用した文化財・歴史文化遺産巡りモデルコースの設定 バスやタクシーとの連携による周遊可能な範囲において、多様なコンテンツとの関連を意識した文化財・歴史文化遺産巡りモデルコース設定を検討する。	行政 関係団体	
33	小中学生の郷土学習の充実 市職員等が講師として出向く、出前講座のメニュー増加や校外学習の支援を行うなど、教育機関と連携を図り、郷土学習を充実させる。	行政 教育機関	
34	市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」情報発信事業 適切な保存・整備に向け、庁内関係課の連携を強化する。 また、ホームページや SNS 等を活用し、平和学習拠点・観光資源としての情報発信に取り組む。	行政	
35	新・館山市史編纂の検討 新たな情報、時代背景の変化を踏まえた館山市史の再編纂の必要性について検討する。	行政	

第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群に関する事項

館山市の歴史文化を形成する文化財・歴史文化遺産は、市域の中でそれぞれ単独で存在しているのではなく、一定のストーリーを有した複数の文化財群が、自然環境や景観と関連を持ちながら存在しています。歴史文化の特性に基づき、多様な文化財・歴史文化遺産を相互の関連性、ストーリーによって一定のまとまりで捉えたものを「関連文化財群」とします。これらは相互に密接な関連性を持ち、文化財・歴史文化遺産をより深く、理解しやすい形で広める際に大きな役割を果たします。そして、市民が地域への愛着を深め、関係団体や学校、企業などの多様な主体と協働し、市外に魅力を発信する上でも重要な枠組みです。

このように、文化財を単独で捉えるのではなく、歴史的・地理的に意味を持つまとまりとして捉えることによって、十分な価値づけが難しかった未指定文化財や歴史文化遺産にも光を当てることができ、新たな魅力を引き出すことができます。また、「関連文化財群」を設定することにより、文化財・歴史文化遺産をより理解しやすい形で活用することができるようになり、これまで以上に文化財保護への意識を高めることにつながります。

第3章「館山市の歴史文化の特性」で、各時代の歴史文化、市内10地区の歴史文化を踏まえた8つのストーリーを元に、館山市の歴史文化の特性を「館山の海を通じたヒト・モノ・文化の交流史」としました。ここでは、8つのストーリーに対応する関連文化財群をまとめました。

（1）原始・古代館山における神々への祈りと祭り

鉾切洞穴や大寺山巖窟墓などの洞穴遺跡と鏡や勾玉などの土製模造品が出土する祭祀遺跡は、館山を含む安房地域独特の祭祀のあり方を伝えてくれています。また、安房神社と忌部氏の開拓神話など古代からの神々への信仰に加え、現代に受け継がれたミノコドリやかっこ舞など、神にささげる祭りも盛んにおこなわれています。里芋祭りのような全国的に類例の少ない祭りも地域に伝承されています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
船越鉾切神社鰐口	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	市指定
祭祀用土製模造品	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	市指定
洲宮神社縁起	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	市指定
洲崎大明神縁起	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	市指定
船越鉾切神社奉納独木舟	有形文化財【美術工芸品】（考古資料）	市指定
狛犬・燧篋・木椀	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定

寺赤組山車	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
茂名の里芋祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国指定
洲崎のミノコオドリ	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
安房やわたんまち	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
洲宮神社御田植神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
藤原神社獅子神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
古茂口獅子神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
巖島神社湯立神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
山荻神社の筒粥神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
鶴谷八幡宮の筒粥神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
柏崎の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
新井の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
神余日吉神社のかっこ舞	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
安房神社洞窟遺跡	記念物（遺跡）	県指定
鉦切洞穴	記念物（遺跡）	県指定
大寺山巖窟墓	記念物（遺跡）	市指定



祭祀用土製模造品(市指定)



船越鉦切神社奉納独木舟(市指定)

（２）館山での仏教文化の広がり

国分寺や那古寺などの古代寺院の痕跡や市内に残る仏像彫刻などから、平安時代に館山で仏教が定着していたと考えられます。また、小網寺に伝わる梵鐘や密教法具、豊房地区・九重地区に残されたやぐらなどからは鎌倉仏教の影響がうかがえます。この他、安房国札観音霊場などの巡礼に関する文化財が伝わります。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
那古寺多宝塔	有形文化財（建造物）	県指定
那古寺観音堂	有形文化財（建造物）	県指定
木造阿弥陀如来坐像	有形文化財（建造物）	県指定
大巖院四面石塔	有形文化財（建造物）	県指定
手力雄神社本殿	有形文化財（建造物）	県指定
千手院宝篋印塔	有形文化財（建造物）	県指定
鶴谷八幡宮本殿	有形文化財（建造物）	市指定
洲崎神社本殿	有形文化財（建造物）	市指定
絹本著色僧形八幡神像	有形文化財【美術工芸品】（絵画）	県指定
銅造千手観音立像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	国指定
木造如来形坐像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	県指定
鶴谷八幡神社百態の竜	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	市指定
木造聖観音立像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	市指定
梵鐘	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	国指定
金銅密教法具	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	国指定
繡字法華経普門品	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	県指定
水晶製六角五輪塔形舍利塔	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	市指定
観世音経及び孔雀王咒経	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	県指定
神余の弘法井戸	民俗文化財（有形の民俗文化財）	県指定
安房国分寺跡	記念物（遺跡）	県指定 市指定
やぐら	記念物（遺跡）	市指定



安房国分寺跡(県・市指定)



梵鐘(国指定)

(3) 里見氏 10 代 170 年の軌跡

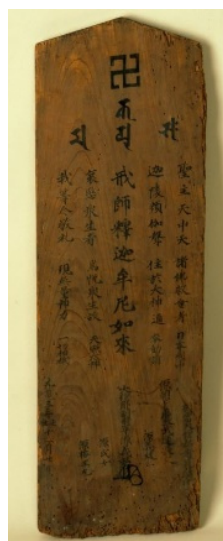
戦国時代から江戸時代初頭まで、10 代 170 年にわたり房総半島を支配した房総里見氏に関わる寺社や城跡、伝承などが市内各地に残されています。天文の内乱の舞台となった稲村城跡、歴代が保護し社殿の修復を行ったことが記された鶴谷八幡宮棟札、里見氏関係の古文書などから、里見氏にまつわる人間関係や争いの歴史が浮かび上がってきます。里見氏が整備した館山城の城下町が現在の館山市の礎となっています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
里見氏関係文書	有形文化財【美術工芸品】(古文書)	市指定
鶴谷八幡神社棟札	有形文化財【美術工芸品】(考古資料)	市指定
里見氏城跡 稲村城跡	記念物 (遺跡)	国指定
館山城跡	記念物 (遺跡)	市指定



館山城跡(市指定)の掘立柱建物跡



鶴谷八幡神社棟札
(市指定)

(4) 館山と江戸・東京との交流

海上交通の拠点として、巨大な消費地・集散地である江戸・東京との間で人とモノの行き来が活発になりました。館山も商品の生産地・供給地として成長し、魚介類や米など多くの物資を五大力船や押送舟で江戸に輸送しました。これらの取引を背景にした神仏への奉納物、江戸・東京へ出た房州出身者の関連資料や、館山周辺で活動した江戸職人の作品など、痕跡は数多くみられます。近代以降は汽船の就航や鉄道の開通によりさらに交流が盛んになりました。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
手力雄神社本殿	有形文化財（建造物）	県指定
歌舞伎大絵馬	有形文化財【美術工芸品】（絵画）	市指定
押送船模型	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	未指定
房州うちわ	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	未指定
那古寺観音江戸出開帳	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
稲葉正巳関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
新井文山関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
川名楽山関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
福原有信関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
川名写真館資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
鉄道時刻表	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
白土	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定



歌舞伎大絵馬(市指定)



房州うちわ(未指定)

（５）館山の海的生活文化と信仰

海に囲まれたこの地域では、原始、古代から近代に至るまで、海を通じた交流により、歴史が展開してきました。海を生活の場とした人々の漁撈用具をはじめ、漁師たちの大漁への願いが込められた万祝や絵馬、航海の安全を祈る船霊など、海に関する信仰や文化が伝わります。捕鯨や器械潜水の用具など、近代水産業の発展を示す文化財もあります。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
洲崎神社本殿	有形文化財（建造物）	市指定
磨崖十一面観音立像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	市指定
船越鉦切神社鰐口	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	市指定
関澤明清関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
房総半島の漁撈用具	民俗文化財（有形の民俗文化財）	国指定
房総半島の万祝及び製作関連資料	民俗文化財（有形の民俗文化財）	県指定
柏崎の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
新井の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
器械潜水技術	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
近代漁法	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
鉦切洞穴	記念物（遺跡）	県指定
大寺山巖窟墓及び出土品	記念物（遺跡）	市指定
沖ノ島遺跡出土遺物	記念物（遺跡）	未指定



船越鉦切神社鰐口(市指定)



房総半島の漁撈用具(国指定)

（６）館山の災害からの復興

館山市内の海岸周辺には、過去の地震による土地の隆起を示す段丘が残されています。また、元禄地震による津波被害や伝承、関東大震災とその後の復興によるまちづくりは現在の館山市の町並み形成につながっています。特に、地震で隆起した砂丘列上に形成されてきた集落の姿は、人々が自然地形を生かして生活してきたことを示しています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	有形文化財（建造物）	県指定
那古寺多宝塔	有形文化財（建造物）	県指定
鈴木家住宅	有形文化財（建造物）	国登録
紅屋	有形文化財（建造物）	国登録
震災記念観音堂	有形文化財（建造物）	未指定
高瀬家文書	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	市指定
サイカチの木	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
南房総の地震隆起段丘	記念物（動物・植物・地質鉱物）	県指定
沼サンゴ層	記念物（動物・植物・地質鉱物）	県指定 市指定
隆起地形	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定



隆起地形(未指定)



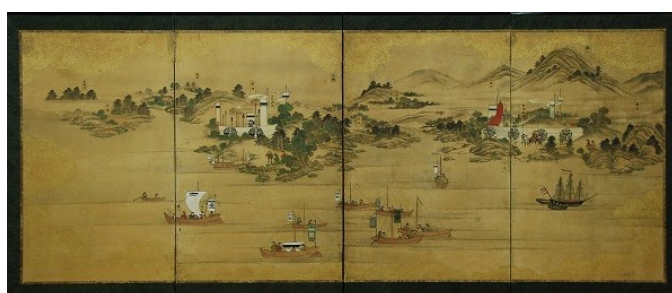
震災記念観音堂(未指定)

（７）軍事都市館山 首都防衛と戦争遺跡

江戸時代後期になると、異国船が東京湾にあらわれ、東京湾の入口にあたる房総半島や三浦半島に多くの砲台が築かれました。館山も海防の拠点として、諸藩による強固な沿岸防備が行われました。幕末の東京湾警備に加え、近代以降は旧陸軍の東京湾要塞、旧海軍の館山海軍航空隊や洲ノ埼海軍航空隊など、館山市は軍事都市としての性格を強くもちました。市内には地下壕跡や砲台跡など多くの戦争遺跡がのこされています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
安房上総御固図屏風	有形文化財【美術工芸品】（絵画）	未指定
館山海軍航空隊赤山地下壕跡	記念物（遺跡）	市指定
館山海軍航空隊跡	記念物（遺跡）	未指定
洲ノ崎海軍航空隊跡	記念物（遺跡）	未指定
館山海軍砲術学校跡	記念物（遺跡）	未指定
掩体壕跡	記念物（遺跡）	未指定



安房上総御固図屏風(未指定)



館山海軍砲術学校跡(未指定)

（８）別荘地・保養地・観光地としての館山

明治 10 年代以降、汽船の就航により東京の人々にとって館山は、身近で便利な観光地としての性格を強くしていきます。また、病気治療や健康増進を目的とした療養地・保養地としても栄え、多くの海水浴客が訪れました。さらに、東京からほど近い避暑避寒の地として、官僚や政治家、文化人などが引退後の余暇を穏やかに過ごすための別荘地としても注目され、東京との人脈が形成されました。

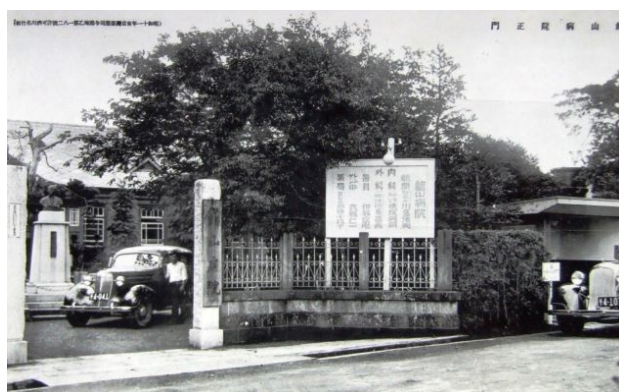
【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
南寿庵	有形文化財（建造物）	未指定
小谷家住宅	有形文化財（建造物）	市指定
旧森田家住宅主屋	有形文化財（建造物）	国登録
万里小路通房関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
養育院安房分院（船形学園）関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定

館山病院関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
吉田謹爾関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
小原金治関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
観光案内書（館山市立博物館所蔵）	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
絵はがき（館山市立博物館所蔵）	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
唐棧織	無形文化財	県指定
学生の水練場	記念物（遺跡）	未指定
鏡ヶ浦の景観	記念物（遺跡）	未指定



観光案内書(未指定)



絵はがき(未指定)

2. 関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針・取組

（１）原始・古代館山における神々への祈りと祭り

【課 題】

- 各地域で行われる祭礼行事は、人口減少や少子高齢化による担い手や後継者不足、コロナ禍による中断を契機に、実施されなくなったものがあるため、実施の有無等を含めた確認が必要です。
- 実施されなくなった祭礼行事について実施当時の情報を記録する必要があります。
- 祭礼行事を維持するための取組が必要です。
- 祭礼行事に使用する用具等の継続的な保存修理が必要です。

【方 針】

- 各地域で行われている（行われていた）祭礼行事の現状調査を実施します。
- 確認調査により実施されなくなった祭礼行事の保存に取り組みます。

- 持続可能な祭礼行事の実現に向け、担い手や後継者育成について行政・関係団体・市民が連携した取組を構築していきます。
- 各地域の用具等について計画的に保存修理を進めます。

【取 組】

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
1-1	祭礼行事の調査 各地域で行われている伝統的祭礼や生活習慣などの現状調査を行い、現在も実施されているもの、されなくなってしまったものの確認をする。	行政 関係団体 市民		
1-2	祭礼行事の映像記録保存事業 実施されなくなった祭礼行事について、実施当時の関係者への聞き取りや関係資料の調査を行い、文字・映像・音声等による記録保存に取り組む。	行政 関係団体 市民		
1-3	祭礼行事の担い手等育成 進学や就職等により地元から離れてしまった後の繋がりや維持や、関係人口増加による担い手育成を目指す。	行政 関係団体 市民		
1-4	計画的な修理事業 所有者等に対し、国・県・市などの補助制度等を利用した計画的な修理事業の実施を促す。	行政 関係団体 市民		

(2) 館山での仏教文化の広がり

【課 題】

- 国・県指定文化財が多いものの、文化財の持つ魅力についての周知が不十分です。
- 国・県の指定を受けた価値ある文化財を観光資源として活用し、まちづくりに活かす体制が整っていません。

【方 針】

- デジタルコンテンツの「たてやまフィールドミュージアム」や説明板の設置を通じ、文化財・歴史文化遺産の魅力を広く発信していきます。
- 関係課、関係団体と連携し、文化財・歴史文化遺産を観光資源として活用し、まち

づくりに活かす体制づくりを進めます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
2-1	たてやまフィールドミュージアム(デジタルコンテンツ)の充実 アクセス導線を充実させ該当ページの閲覧数増加を目指す。	行政		
2-2	文化財説明板の整備 説明板が必要な文化財への新規設置及び既存説明板の更新を適切に実施する。 また、インバウンド等への対応として多言語化についても検討する。	行政		
2-3	文化財関係団体との連携強化・促進 文化財を地域の資産として、まちづくりに「活かし」「発信」するため、文化財関係団体との連携を強化・促進する。	行政 関係団体		
2-4	地域の歴史を活かしたブランディング事業の検討 市内各地区の歴史・文化・風土の魅力を高めるための基本方針や重点事業などを定めるブランディング事業化を検討する。	行政 関係団体 市民		

(3) 里見氏 10 代 170 年の軌跡

【課 題】

- 国の指定史跡である里見氏城跡稲村城跡は、整備が進んでおらず、その価値を十分に周知できていません。
- 南房総市の国史跡の里見氏城跡岡本城跡との保存・活用のネットワーク化や広域的な整備を検討する必要があります。
- 文化財・歴史文化資源の活用にあたり、来訪者を受け入れるための、関係団体の連携が十分ではありません。
- 学校教育の場で、身近な地域の歴史を学ぶ機会の確保が十分ではありません。

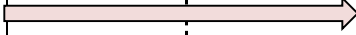
【方 針】

- 里見氏城跡稲村城跡を中軸とし、館山城跡やそれらを取り巻く様々な文化財・歴史

文化遺産をネットワーク化し、まちづくりに積極的に活用する方策を具体化していきます。

- 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンに基づき、両市が連携した戦国大名里見氏に関する城郭群の広域的な整備を図ります。
- 広域的な視点からの文化財・歴史文化資源の活用や情報発信について、関係自治体等との連携強化を目指します。
- 地域の歴史文化を次の世代に継承するため、学校教育において学ぶ場の確保を行います。

【取 組】

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
3-1	国史跡「里見氏城跡 稲村城城跡」保存・整備について 地権者や地域住民、関係団体との連携を図り、適切な保存管理体制を構築する。	行政 関係団体 市民		
3-2	岡本城跡との連携事業 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンに基づき、南房総市岡本城跡との連携の手法について協議する。	行政		
3-3	観光事業者と連携した魅力発信事業の検討 道の駅「グリーンファーム館山」に稲村城跡のガイダンス機能設置に取り組む。	行政 関係団体		
3-4	小中学生の郷土学習 学校教育において、郷土学習等の「自ら調べる」学習を充実させるため、教育機関と情報交換等の連携を進める。 また、歴史副読本「さとみ物語」を活用した学習に取り組む。	行政 関係団体 市民		

(4) 館山と江戸・東京との交流

【課 題】

- 当該関連文化財群の十分な把握調査が行われていません。
- 伝統工芸品の活用、伝統工芸技術の継承が求められています。

【方 針】

- これまで取組が十分でなかった関連する文化財・歴史文化遺産の把握を進め、市民への価値の普及や情報発信に努めます。
- 房州うちわをはじめとする、伝統工芸品について商工部門との連携強化により、地域ブランドとしての確立を通じ、技術の継承につなげます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
4-1	未指定文化財・歴史文化遺産の把握調査 江戸・東京との交流に関する文化財・歴史文化遺産の現状や歴史性を調査し、結果に応じて指定や登録を行い、次の世代への継承や活用を図る。	行政 専門機関		
4-2	地域の歴史を活かしたブランディング事業の検討 市内各地区の歴史・文化・風土の魅力を高めるための基本方針や重点事業などを定めるブランディング事業の展開について検討する。	行政 関係団体 市民		

(5) 館山の海の生活文化と信仰

【課 題】

- 海（漁業）に関わる信仰や文化は、今日においても受け継がれていますが、地域コミュニティの希薄化、少子高齢化による継承の難しさが表面化しています。
- 館山市の発展に大きく寄与した近代漁法について、歴史的価値を見出す取組が十分ではありません。

【方 針】

- 海（漁業）に関わる信仰や文化が、本市にもたらした価値を再認識し、地域振興や観光振興に活用することで、継承につなげます。
- 近代漁法に関する文化財・歴史文化遺産について、広く調査を行い、特定の地域だけでなく、市全体にその価値を広め、指定・登録等を目指します。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
5-1	未指定文化財・歴史文化遺産の把握調査 海の生活文化と信仰に関する文化財・歴史文化遺産の現状や歴史性を調査し、結果に応じて指定や登録を行い、次の世代への継承や活用を図る。	行政 専門機関		
5-2	歴史文化遺産登録制度の創設 次世代に継承すべき歴史文化遺産について、市独自の登録制度創設を目指す。	行政		

(6) 館山の災害からの復興

【課 題】

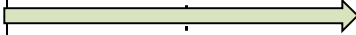
- 繰り返された大地震による隆起地形など、館山市の成り立ちについて学習する場が十分ではありません。
- 現存する復興後の昭和初期の建造物が失われつつあります。

【方 針】

- 過去の災害を教訓に、文化財・歴史文化遺産の保護強化を図ります。
- 館山市は、これまで地震と強く関わる特性をもっている土地であり、隆起地形や昭和初期の建造物を含め、「復興文化財」（仮称）として指定・登録等を目指し、その歴史的価値を広く広めます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
6-1	歴史・防災ウォークの実施 災害時避難場所として指定された史跡を中心に、自身が住む土地の成り立ちを学ぶ、歴史・防災ウォークの実施に取り組む。	行政 関係団体 市民 教育機関		

6-2	文化財防犯・防火事業 文化財所有者や地域住民による防犯体制の構築と、火災や自然災害に備えるための防災訓練を実施する。	行政 関係団体 市民	
6-3	未指定文化財・歴史文化遺産の把握調査 復興文化財（仮称）に関する把握調査を行い、結果に応じて指定や登録を行い、次の世代への継承や活用を図る。	行政 専門機関	
6-4	歴史文化遺産登録制度の創設 次世代に継承すべき歴史文化遺産について、市独自の登録制度創設を目指す。	行政	

（７）軍事都市館山 首都防衛と戦争遺跡

【課 題】

- 戦後 80 年が経ち、戦争や戦時中の体験を有する方から、その体験を直接伺うことが困難となっています。
- 戦争遺跡の価値を捉えた情報の発信や周辺との一体的な環境づくりなど、より価値を高め、関係人口等の増加につながる活用が求められますが、現状ではその取組が十分ではありません。

【方 針】

- 戦争や戦時中の資料について展示し、子どもから大人まで、自由に平和を学習し、戦争遺跡を介して、平和を考える機会及び情報を正確に提供し、平和の尊さを次世代へ継承していきます。
- 赤山地下壕跡を中心に、平和学習拠点としての整備を進め、市民に対して戦争遺跡の保存・継承の意識醸成を図るとともに、来訪者に対しては歴史観光、学習旅行の拠点として広く周知していきます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
7-1	戦争資料展示室の設置 戦争・戦中の体験談の記録や、写真等の展示室を設置し、当時の記憶を次世代に継承していく。	行政 関係団体		

7-2	市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」保存・整備事業及び活用・情報発信事業 確実な保存・整備に向け、庁内関係課と連携を強化する。 また、ホームページや SNS 等を活用し、平和学習拠点・観光資源としての情報発信に取り組む。	行政 関係団体		
-----	--	------------	--	--

(8) 別荘地・保養地・観光地としての館山

【課 題】

- 小谷家住宅をはじめとした、公開・活用されている歴史的建造物の計画的な保存・修理が求められています。
- 別荘地・保養地を象徴する松林や槇の生垣の減少を止め、景観維持に努める必要があります。

【方 針】

- 歴史的建造物の計画的な管理推進を目指し、所有者等との連携を密にし、補助金などの支援に加え、寄付金の活用方法や新たな財源確保を検討していきます。
- 政治家や文化人が訪れた時代の趣きを感じることができるよう、文化財と町並みや自然が調和した景観の創出を図り、新たな魅力発信に努めます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
8-1	歴史的建造物の保存管理 歴史的建造物の建築調査を行い把握に努め、計画的な管理推進に必要な財源確保を図る。	行政 専門機関 関係団体		
8-2	景観の保全・活用 館山市景観計画を踏まえ、古くから地域のシンボルとなり、地域の誇りや愛着につながる景観の保全・活用を図る。	行政		

第9章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制

本市における文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進体制は、下記のとおりです。

文化財・歴史文化遺産を取り巻く環境は、社会環境の変化に伴い大きく変化しており、保存・活用を推進するためには、国や千葉県の指導を受け、館山市文化財所管部署をはじめとする庁内関係部署の連携、関係団体、市民が協働して取り組むことが重要となります。

そして、第5章で掲げた、「ふるさと館山フィールドミュージアム」を実現するため、今後は、下記にあげた各団体の連携からなる、ふるさと館山フィールドミュージアム推進協議会（仮称）の組織化を目指し、推進体制の整備を図ります。

（1）行政

●教育委員会教育部 館山市立博物館

- ・職員6名（学芸係長1名、学芸員3名（歴史・民俗・考古 各1名）
- ・文化財の保存及び活用に関する業務、文化財保存活用地域計画の作成及び計画事業の実施、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存・活用、市史跡「館山海軍航空隊赤山地下壕跡」の一般公開。
- ・館山市立博物館本館では戦国大名里見氏に関する資料のほか、館山を中心に安房地方の歴史や民俗資料の収集・展示、館山城（八犬伝博物館）では南総里見八犬伝に関する資料の展示、館山市立博物館分館（渚の博物館）では房総半島の海と生活に関する資料を収蔵・展示。

●総務企画部企画課

- ・『総合計画』の策定、南房総市との定住自立圏構想の推進。

●建設経済部観光みなと課

- ・観光の振興、“渚の駅”たてやまを活かしたみなとまちづくり、インバウンドの推進。

●建設経済部都市計画課

- ・『景観計画』、『景観条例』の推進、都市公園の整備。

●千葉県教育庁教育振興部文化財課

- ・千葉県文化財保護条例に基づく文化財の保存・活用、『千葉県文化財保存活用大綱』の推進、文化財の指定及び管理、埋蔵文化財の保護、市町村との連携。

（2）専門機関

●館山市文化財審議会

- ・審議事項：文化財の指定及び解除、指定文化財の修理復旧または滅失損傷防止の措置、指定文化財の現状変更の許可。

【参考】

館山市文化財の保護に関する条例（抜粋）

昭和51年6月18日 条例第19号

（設置）

第24条 文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれに必要な調査研究を行うため館山市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●館山市文化財審議会委員（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

担当分野	氏 名	役 職 等	通算任期
建 造 物	藤木 竜也	千葉工業大学教授	新任
美術工芸品	神野 祐太	神奈川県立歴史博物館主任学芸員	新任
考古資料・史跡	梶山 林繼	國學院大學名誉教授	8 期
歴史資料	山本 光正	元国立歴史民俗博物館教授	6 期
民俗文化財	山本 志乃	神奈川大学教授	11 期
天然記念物（動物）	清本 正人	お茶の水女子大学教授	7 期
天然記念物（植物）	青木 清隆	元県立高等学校長	1 期

（3）関係団体

- 館山市文化財保護協会
- NPO法人安房文化遺産フォーラム
- 青木繁「海の幸」記念館を保存する会
- 安房高等女学校木造校舎を愛する会
- また旅倶楽部
- 南総祭礼研究会
- 國司囃子保存会
- 新井船歌保存会
- 神余日吉神社かっこ舞保存会

- 古茂口獅子舞保存会
- 福原有信を語り継ぐ会
- 神戸の魅力発見隊
- 安房歴史文化研究会
- 安房生物愛好会

(4) 市民

- 個人
- 町内会等
- 所有者

(5) 教育機関

- 館山市立小・中学校
- 市内高等学校

2. 災害等発生時の体制

地震・台風・集中豪雨などによる自然災害や、火災・盗難等の人為災害は、近年に限らず過去においても発生しており、未来へ向けての文化財の防災・防犯対策および被災した文化財救済への対応は、文化財の保存活用において大きな課題になっています。

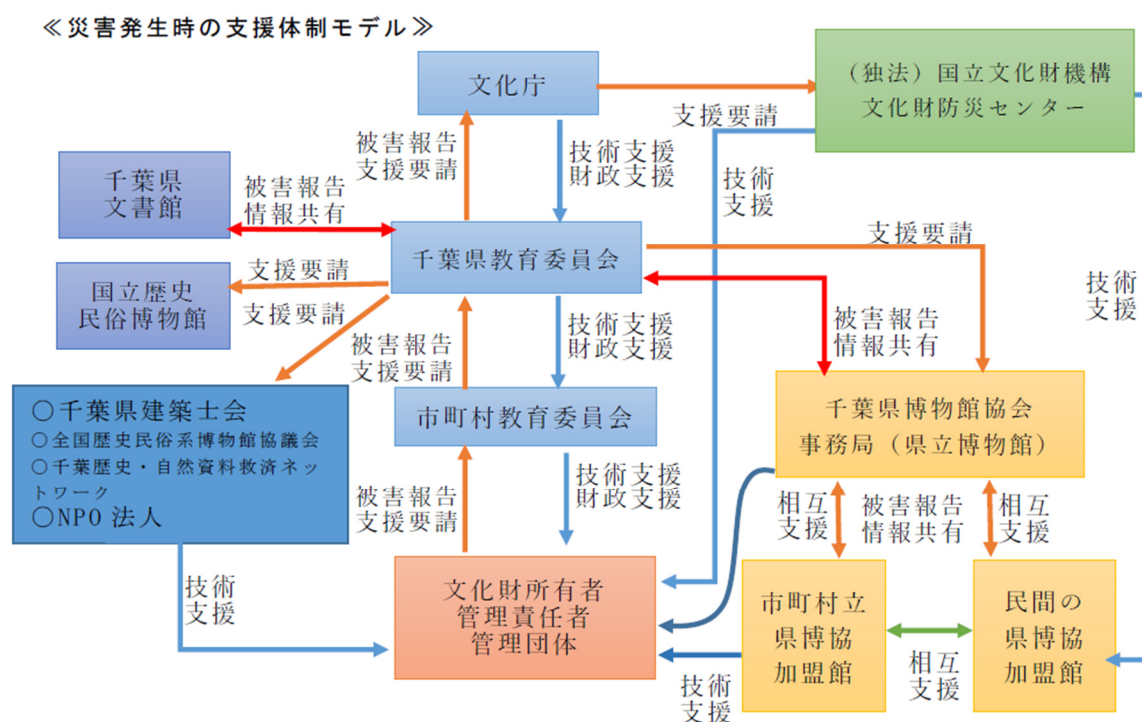
ここでは、災害等発生時における各機関の役割を次のとおり想定し、千葉県文化財保存活用大綱に則った支援体制をとることとし、今後は発災後のフェーズに応じたタイムラインの策定について検討していきます。

【各機関の役割】

館山市	・国、県指定等文化財の被害状況を確認し、県文化財課へ報告する。また、市指定文化財の被害状況を取りまとめる。 ・必要に応じて指定等文化財の応急的な保護措置を実施する。 ・必要に応じて近隣市町や県に応援要請を行う。 ・文化財所有者等に、応急的な保護措置等について助言・指導を行う。 ・大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を都道府県に要請する。
安房都市消防本部	・指定等文化財の情報を市と共有し、適切な取扱いについて協議した上で、消火活動等を行う。

館山警察署	・指定等文化財の情報を市と共有し、滅失・き損状況について情報共有する。
市民（所有者）	・所有する文化財や、地域の文化財の被害状況を確認し、被害の状況を市へ報告する。 ・必要に応じて、文化財を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施する。

【体制（千葉県文化財保存活用大綱より転載）】



参考資料

1. 指定等文化財の件数・リスト

(1) 指定等文化財件数

【指定文化財件数】

令和8年（2026）3月31日現在

類 型		国指定 重要文化財	県指定	市指定	合計
有形 文化財	建 造 物	0	7	4	11
	絵 画	0	1	2	3
	彫 刻	1	4	9	14
	工 芸 品	2	2	4	8
	書籍・典籍	0	1	7	8
	古 文 書	0	0	1	1
	考 古 資 料	0	0	7	7
	歴 史 資 料	0	0	1	1
無 形 文 化 財		0	1	0	1
民俗 文化財	有形の民俗文化財	1	2	4	7
	無形の民俗文化財	1	2	10	13
記念物	遺 跡	1	3	9	13
	名 勝 地	0	0	0	0
	天 然 記 念 物	0	4	10	14
保 存 技 術		0	0	－	0
合 計		6	27	68	101

※県指定天然記念物1件は市指定天然記念物と重複、県指定史跡1件は市指定史跡と重複。

【登録文化財件数】

登録有形文化財（建造物）	国登録	15	県登録	1
--------------	-----	----	-----	---

【記録作成等の措置を講ずべき文化財（記録選択文化財）件数】

種別	国	県	合計
無形文化財	1	0	1
無形の民俗文化財	2	1	3
合 計	3	1	4

※国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件は、県指定無形民俗文化財と重複。

(2) 類型別指定等文化財リスト

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	建	県	那古寺多宝塔 附 木造宝塔	那古 1125	那古寺	昭 40.4.27	各 1 基
有	建	県	大巖院四面石塔 附 石製水向	大網 398	大巖院	昭 44.4.18	1 基 4 個
有	建	県	手力雄神社本殿	大井 1129	手力雄神社	昭 55.2.22	1 棟
有	建	県	石井家住宅	畑 1117	個人	平 2.3.16	1 棟
有	建	県	那古寺観音堂 附 厨子	那古 1125	那古寺	平 6.2.22	1 棟
有	建	県	千葉県立安房南高 等学校旧第一校舎	北条 611	千葉県	平 7.3.14	1 棟
有	建	県	千手院石造宝篋印 塔	安東 504	千手院（安 東区）	令 6.3.29	1 基
有	建	市	洲崎神社本殿	洲崎 1344 (1697)	洲崎神社	昭 42.2.21	1 棟
有	建	市	鶴谷八幡神社本殿	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 42.2.21	1 棟
有	建	市	応永八年在銘宝篋 印塔	香 311	個人	平 5.12.24	1 基
有	建	市	小谷家住宅	布良 1256	個人	平 21.10.27	1 棟
有	建	国登	鈴木家住宅主屋	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	鈴木家住宅蔵	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	鈴木家住宅表門	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	紅屋商店店舗	長須賀 1	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	紅屋商店主屋	長須賀 1	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	巴橋	犬石字巴 9-1 地先	館山市	平 19.10.2	1 基
有	建	国登	洲崎灯台	洲崎字大塚 1043	国	平 27.3.26	1 基
有	建	国登	小高記念館	館山 95	個人	平 28.2.25	1 棟
有	建	国登	小原家住宅主屋	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅離れ	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅米蔵	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅文庫蔵	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	建	国登	小原家住宅旧長屋 門	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅表門	南条 55-3	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	旧森田家住宅主屋	北条 2321	個人	平 31.3.29	1 棟
有	建	県登	千葉県立安房高等 学校旧管理棟（無 弦館）	八幡 385	千葉県	令 6.3.29	1 棟
有	絵	県	絹本著色僧形八幡 神像	那古 1125	那古寺	平 6.2.22	1 幅
有	絵	市	慈恩大師画像	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 巻
有	絵	市	歌舞伎大絵馬	那古 1125	那古寺	昭 63.6.28	1 面
有	彫	国	銅造千手観音立像	那古 1125	那古寺	昭 59.6.6	1 軀
有	彫	県	木造阿弥陀如来坐 像	那古 1125	那古寺	昭 59.2.24	1 軀
有	彫	県	木造如来形坐像	大神宮 704	千祥寺 （博物館保 管）	昭 61.2.28	1 軀
有	彫	県	石造千手観音菩薩 坐像 附 石造不動 明王立像・石造毘 沙門天	安東 504	千手院（安 東区）	令 6.3.29	1 軀 2 軀
有	彫	県	石造地藏菩薩坐像	安東 504	千手院（安 東区）	令 6.3.29	1 軀
有	彫	市	那古寺木造千手観 音立像	那古 1125	那古寺	昭 38.12.17	1 軀
有	彫	市	木造阿弥陀如来坐 像	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 軀
有	彫	市	慶長十三年紀年肖 像彫刻二軀	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 軀
有	彫	市	木造天部像	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	1 軀
有	彫	市	磨崖十一面観音立 像	船形 835	大福寺	昭 45.2.20	1 軀
有	彫	市	木造聖観音立像	出野尾 859	小網寺（博 物館保管）	昭 47.1.21	1 軀

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	彫	市	鶴谷八幡神社百態 の竜	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 49.2.20	1 式
有	彫	市	木造阿弥陀如来坐 像	神余 4612	自性院	平 2.7.23	1 軀
有	彫	市	木造地藏菩薩立像	竹原 1563	相賀組（博 物館保管）	平 2.7.23	1 軀
有	工	国	梵鐘（弘安九年在 銘）	出野尾 859	小網寺	昭 36.6.30	1 口
有	工	国	金銅密教法具	出野尾 859	小網寺 （博物館保 管）	令 5.6.27	一括
有	工	県	繡字法華経普門品	那古 1125	那古寺	昭 44.1.10	1 巻
有	工	県	蓮華形柄香炉	出野尾 859	小網寺 （博物館保 管）	令 6.3.29	1 柄
有	工	市	双鳥花草文八陵 鏡・双鳥花草文円 鏡	大神宮 589	安房神社	昭 44.2.21	各 1 面
有	工	市	船越鉦切神社鰐口	浜田 376	船越鉦切神 社	昭 45.8.26	1 口
有	工	市	刀銘 守家	八幡 68	鶴谷八幡宮	昭 58.10.25	1 口
有	工	市	水晶製六角五輪塔 形舍利塔	神余 4612	自性院 （博物館保 管）	昭 61.7.22	1 基
有	書	県	観世音経 孔雀王 咒経 附 那古寺 文書	那古 1125	那古寺 （一部博物 館保管）	平 21.3.18	2 巻 附 1 巻
有	書	市	検地帳	館山市立博物 館	館山市・竹 原区	昭 36.10.21	46 冊
有	書	市	十二因縁論	大網 398	大蔵院	昭 43.12.23	1 巻
有	書	市	絹本名号本尊	大網 398	大蔵院	昭 43.12.23	1 巻
有	書	市	洲宮神社縁起	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	1 巻
有	書	市	岡嶋家所伝安房忌 部系図	大神宮 570	個人	昭 44.2.21	1 巻

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	書	市	洲崎大明神縁起 房州安房郡大明神 社縁起 洲崎大明神由緒旧 記	洲崎 1344	洲崎神社	昭 45.8.26	3 点
有	書	市	宋版『孫真人玉函 方』他	館山市立博物 館	館山市	平 20.2.20	1 冊
有	古	市	里見氏関係文書	館山市立博物 館	館山市、個 人	平 18.12.26	30 通
有	考	市	船越鉦切神社奉納 独木舟	浜田 376	船越鉦切神 社	昭 32.12.16	1 隻
有	考	市	鶴谷八幡神社棟札	八幡 76	鶴谷八幡宮 (博物館保 管)	昭 40.4.21	3 枚
有	考	市	元應板碑	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 点
有	考	市	祭祀用土製模造品	洲宮 921	洲宮神社 (博物館保 管)	昭 44.2.21	7 点
有	考	市	安房神社高坏	大神宮 589	安房神社	昭 44.2.21	1 箇
有	考	市	坂井翁作古墳出土 環頭の大刀・圭頭 の大刀	館山市立博物 館	館山市	昭 45.2.20	2 振 (各 1)
有	考	市	布良崎神社縄文時 代石棒	布良 379	布良崎神社	令 1.8.27	1 点
有	歴	市	高瀬家文書	那古 1039	個人(博物 館保管)	平 4.3.25	1 冊
無		県	館山唐棧織	長須賀 48-2	齊藤裕司	平 21.3.18	
無		国選	唐棧縞	長須賀	齊藤穎 齊藤光司	昭 47.4.10 H16.11.6 没 H20.6.6 没	
民	有	国	房総半島の漁撈用 具	館山 1564-1	館山市	昭 62.3.3	2,144 点
民	有	県	神余の弘法井戸	神余巴川	神余区	議決 昭 30.12.15	

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
						告示 昭 50.11.14	
民	有	県	房総半島の万祝及 び製作関連資料	館山 1564-1	館山市	平 12.2.25 追加指定等 平 21.3.18	1,403 点
民	有	市	狛犬・燧篋・木椀	大神宮 589	安房神社	昭 37.7.23	4 点
民	有	市	洲崎神社神体髪	洲崎 1344	洲崎神社	昭 45.8.26	
民	有	市	舎那院山の磨崖佛	大網 119	大日山舎那 院	昭 55.3.21	1 躯
民	有	市	寺赤組山車	那古 1125	寺赤町内会	平 15.11.27	1 台
民	無	国	茂名の里芋祭り	茂名区		平 17.2.21	
民	無	県	洲崎のミノコオド リ	洲崎(洲崎神 社)	洲崎区	昭 36.6.9 名称変更 平 21.3.18	
民	無	県	安房やわたんまち	八幡 68	安房やわた んまち安房 国司祭継承 保存会	平 16.3.30	
民	無	市	洲宮神社御田植神 事	洲宮 921	洲宮神社氏 子	昭 44.2.21	
民	無	市	船越鉦切神社かつ こ舞・海南刀切神 社かつこ舞	浜田 376・見 物 788	船越鉦切神 社・海南刀 切神社	昭 45.8.26	
民	無	市	藤原神社獅子神楽	藤原区	藤原神社氏 子	昭 48.3.3	
民	無	市	古茂口獅子神楽	古茂口区	古茂口獅子 舞保存会	昭 48.3.3	
民	無	市	巖島神社の湯立神 事	西川名 1315 (巖島神社)	西川名氏子 中巖島神社 氏子	昭 63.10.21	
民	無	市	山荻神社の筒粥神 事	山荻 273	山荻神社氏 子	平 5.12.24	
民	無	市	鶴谷八幡宮の筒粥 神事	八幡 68	鶴谷八幡宮	平 5.12.24	

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
民	無	市	神余日吉神社かっ こ舞	神余 931	神余日吉神 社のかっこ 舞保存会	平 8.6.26	
民	無	市	柏崎の御船歌	柏崎区	國司囃子保 存会	平 20.2.25	
民	無	市	新井の御船歌	新井区	新井船歌保 存会	平 20.2.25	
民	無	国選	洲崎踊（県指定 「洲崎のミノコオ ドリ」）	洲崎	洲崎神社氏 子会	昭 48.11.5	
民	無	国選	南房総地方のミノ コオドリ	波左間/南房総 市千倉町川口	波左間区/ 川口区	平 19.3.7	
民	無	県選	房総のミカリ習俗	洲宮神社（南 房総市下立松 原神社・君津 市諏訪神社）		平 8.3.22	
記	遺	国	里見氏城跡 稲村 城跡	稲字貴船 109 他	個人・館山 市 岡本城跡 （南房総 市）ととも に指定	平 24.1.24	18,148 ㎡
記	遺	県	安房神社洞窟遺跡	大神宮 589	安房神社	昭 42.3.7	100 ㎡
記	遺	県	鉾切洞穴	浜田 375・ 376	船越鉾切神 社	昭 42.12.22	5,121 ㎡
記	遺	県	安房国分寺跡	国分 959-2 他	国分寺	平 4.2.28	2,109.0 8 ㎡
記	遺	市	安房国分寺跡	国分 958-1 他	国分寺他	昭 32.12.16	
記	遺	市	館山城跡	館山字城山 362-3 他	国・館山市	昭 35.6.16	
記	遺	市	雄誉上人墓	大綱 398	大蔵院	昭 43.12.23	1 基
記	遺	市	大寺山蔵窟墓及び 出土品等	沼 1131（総持 院）	個人	昭 47.1.21	

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
				(一部博物館 保管)			
記	遺	市	三義民刑場跡及び 墓	国分 99-3・ 959	国分区長	昭 49.2.21	
記	遺	市	大神宮義民七人様 の供養碑	大神宮 704 (千祥寺)	遍智院住職	昭 49.7.19	1 基
記	遺	市	やぐら	水岡 413	個人	昭 56.10.21	115 m ²
記	遺	市	孝子塚	国分 1241	国分区	昭 61.7.22	555 m ²
記	遺	市	館山海軍航空隊赤 山地下壕跡	宮城字寺下 180-2 他	館山市	平 17.1.27	
記	天	県	沼サンゴ層	沼 521-3	館山市	昭 42.3.7	99 m ²
記	天	県	洲崎神社自然林	洲崎 1697 他	洲崎神社	昭 47.9.29	16,406 m ²
記	天	県	布良の海食洞と鍾 乳石	布良 443-1	(株)安房グ ランデ	昭 53.2.28	304 m ²
記	天	県	南房総の地震隆起 段丘	浜田 375・ 376	船越鉦切神 社	平 21.3.18	
記	天	市	オオウナギ	神戸佐野川一 帯		昭 33.7.16	
記	天	市	沼のびやくしん	沼 443	天満神社	昭 36.10.21	1 樹
記	天	市	沼サンゴ層(南条 の沼サンゴ)	南条 518-2	(南条) 八 幡神社	昭 40.4.21	198 m ²
記	天	市	那古山自然林	那古 670-2	那古寺	昭 45.2.20	11,074. 4 m ²
記	天	市	那古寺の大蘇鉄	那古 1125	那古寺	昭 45.2.20	1 樹
記	天	市	手力雄神社の大杉	大井 1129	手力雄神社	昭 47.1.21	1 樹
記	天	市	滝川のびやくしん	山本 2418	木幡神社	昭 52.10.20	1 樹
記	天	市	諏訪神社自然林	正木 4293-1 の一部	諏訪神社	平 14.6.28	
記	天	市	慈恩院のオハツキ ラッパイチョウ	上真倉 1709	慈恩院	平 30.8.27	1 本
記	天	市	妙音院のオハツキ ラッパイチョウ	上真倉 1689	妙音院	平 30.8.27	1 本

※国登・・国登録文化財、国選・・国記録選択文化財、県選・・県記録選択文化財

2. 未指定文化財の件数

(1) 未指定文化財件数

令和 7 年（2025）11 月末現在

類型		大分類	小分類	細分類	把握件数
有形文化財	建造物	神社			1
		寺院			10
		仁王門			4
		公共施設			6
		学校・研究施設			8
		病院			10
		商業施設			46
		個人住宅			37
		石塔	五輪塔		7
			一石塔		2
			宝篋印塔		3
	絵画	仏画	釈迦涅槃図		14
			地獄極楽図		5
			十王図		2
		絵馬			87
		板戸絵			4
		欄間絵			6
		天井絵			15
		洞窟壁画			2
	彫刻	仏像彫刻	平安～江戸初期		60
			近世以降		8
		装飾彫刻	初代後藤義光		26
			後藤忠明		1
			江戸彫物師		8
			初代武志伊八郎		4
			武田石翁		9
			鈴木伊三郎		12
			俵光石		13
			その他彫刻家		48
		石仏	中世石仏		15
		人物像	肖像		13
			二宮金次郎像		6
	工芸品	金工			6
	書跡	扁額			10
	典籍	和書			16
	古文書	里見氏関係文書			10
		村方文書			80
		寺社文書			23
		著名人関係文書			9
		縁起			11
		村絵図			36
		村境争論			10
	考古資料	板碑	武蔵式		1
			南房総型		5

		祭祀遺物			8	
		古墳出土遺物			2	
		歴史時代遺物			2	
	歴史資料	記念碑	顕彰碑	個人顕彰碑	74	
				富士講行者登山記念碑	5	
			忠魂碑	西南戦争碑	1	
				日清戦争碑	2	
				日露戦役碑	15	
				日露以前戦没者	12	
				日露戦役戦没者	40	
				戦没者共同慰霊碑	22	
				殉難供養碑	30	
				大正地震記念碑	23	
				事業記念碑	竣工碑	49
					植樹碑	22
			供養碑		26	
			寄付碑		15	
			説明碑	旧跡記念碑	44	
				その他	21	
			文芸碑	句碑・歌碑	18	
				その他	16	
			道標	道標		16
				案内標識		11
				里程標		5
				道路元標		5
			棟札			8
			額	句額・歌額		9
				記念額		2
				校額		2
				無 形 文 化 財		
民俗 文化財	有形民俗 文化財	狛犬			4	
		力石			2	
		灯籠			10	
		鳥居			2	
		手水鉢			11	
		石棒			14	
		岩船地藏			6	
		魚籃観音			3	
		特殊奉納物			29	
		墓石・供養塔	六字名号塔		11	
			大師宝号塔		5	
			題目塔		8	
			伊勢参宮碑		4	
			出羽三山碑		82	
			巡礼塔		27	
			廻国供養塔		73	
			道祖神		2	
庚申塔		72				

			馬頭観音		138
			牛頭観音		13
			筆子塚		35
			著名人		53
			酒樽墓		4
		巡礼札			2
	無形民俗 文化財	祭事	祭礼		61
			浜降神事		6
			御狩神事・大火焚神事		6
			三匹獅子舞		5
			獅子神楽		7
		信仰	船霊		4
			波切不動		6
			子安		12
			富士		70
		霊場	安房国札観音霊場		37
			安房郡札観音霊場		33
			安房四十八ヶ所薬師霊場		48
			安房百八地蔵尊霊場		108
			国札三十六ヶ所不動明王		36
			安房国八十八ヶ所弘法大師霊場		88
			国中月並大師札所二十一ヶ所		25
			安房円光大師二十五か所霊場		25
		音楽	市歌		2
			校歌		37
			民謡		13
			流行歌		11
			御船歌		1
		伝統工芸			4
記念物	遺跡	公園			9
		洞穴遺跡			11
		古墳・塚			23
		横穴墓			41
		やぐら			36
		中世城跡			16
		陣屋役所跡			12
		士族屋敷地			4
		台場跡			5
		私塾跡			15
		里見由緒地			15
		馬場			3
		産業遺産	港湾施設		2
			橋梁		13
			旧道		10
			隧道		5
			白土坑		2

			用水路		4
			川回し跡		4
			水門堰		4
			溜池		62
			閼伽井		4
			共同井戸		14
		戦争遺跡	館山海軍航空隊関係		14
			洲ノ埼海軍航空隊関係		7
			館山海軍砲術学校関係		6
			第 59 震洋隊関係		2
			横須賀防備隊関係		3
			第 2 海軍航空廠館山補給工場関係		3
			横須賀軍需部館山支庫関係		4
			東京湾要塞関係		10
	埋蔵文化財包蔵地		128		
	動物・植物・地質鉱物	天然記念物	樹木		29
			ヒカリモ		3
			サンゴ化石		6
			滝		6
			温泉		7
文化的景観	館山平野の砂丘列と集落立地		1		
	槇の生垣集落		1		
	八幡の青松		1		
	隆起島		1		
	柏崎の段丘集落		1		
	館山湾内の旧岬		1		
	富士山の景観		1		
	平砂浦の砂丘形成		1		
	鏡ヶ浦八景		1		
	ヤシ並木		1		
	伝統的建造物群	布良・相浜の元禄汀線と漁村景観		1	
関東大震災復興建造物の町並み			1		
合 計				3,023	

このリストは市立博物館の調査および、市民・研究者等による各種調査報告を基に編纂したものです。リストの内容には地域的な偏りや類型分類による偏りが存在し、また個人所有の資料は基本的には記載していません。市内に所在する未指定文化財の一部であり、今後の調査の参考とするために掲げました。

3. 歴史文化遺産の件数

(1) 歴史文化遺産件数 令和7年(2025)11月末現在

大分類	小分類	把握件数
方言	地質・地形	7
	気象・自然	15
俚諺	気象	20
伝説	忌部伝説	3
	役行者伝説	1
	弘法大師伝説	4
	和泉式部伝説	2
	紫式部伝説	1
	西行伝説	1
	頼朝伝説	5
	日蓮伝説	1
	里見伝説	32
	洞窟伝説	4
	渡来伝説	7
	海中出現伝説	10
	星伝説	2
	災害伝承	6
	巨石奇石伝説	12
	大蛇伝説	4
	生贄伝説	3
	巨人伝説	1
食文化	振舞い食	5
	供え物	2
	日常食	8
	こじゃ	2
	食材	6
近代の別荘地		122
祭神別神社		210
新旧寺堂		234
文化資産等		35
地名分類		1,465
合 計		2,230

4. 既往調査の概要リスト

(1) 国による調査・報告書

No.	報告書名	刊行年
1	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	2013
2	名勝に関する総合調査 ―全国的な調査(所在調査)の結果― 報告書	2014
3	「全国の地芝居(地歌舞伎)」調査報告書	2016

(2) 千葉県による調査・報告書

No.	報告書名	刊行年
1	千葉県の民家	1967
2	安房神社並びに安房神社周辺特定地区文化財総合調査概報	1968
3	千葉県天然記念物保存調査 調査概報	1970
4	千葉県の民家 1 安房地方の民家	1970
5	千葉県中近世遺跡調査目録	1971
6	千葉県天然記念物保存調査報告書	1972
7	千葉県民俗地図	1973
8	千葉県天然記念物保存調査報告書	1974
9	千葉県の近世社寺建築－千葉県近世社寺建築緊急調査報告書－	1978
10	千葉県石造文化財調査報告	1980
11	千葉県民謡緊急調査報告書	1981
12	千葉県方言の自然談話	1981
13	千葉県民俗地図－千葉県緊急民俗文化財分布調査報告書－	1982
14	千葉県方言の自然談話（Ⅱ）	1982
15	千葉県所在貝塚遺跡詳細分布調査報告書	1983
16	千葉県方言の自然談話（Ⅲ）	1983
17	千葉県の諸職－千葉県諸職関係民俗文化財調査報告書－	1986
18	千葉県生産遺跡詳細分布調査報告書	1986
19	千葉県歴史の道調査報告書 11 伊南房州通往還 1	1989
20	千葉県歴史の道調査報告書 12 伊南房州通往還 2	1990
21	千葉県歴史の道調査報告書 18 海上・河川交通	1991
22	千葉県近代建造物実態調査報告書	1993
24	千葉県所在中近世城館跡詳細分布調査報告書 2 旧上総・安房国地域	1996
25	千葉県の民俗芸能－千葉県民俗芸能緊急調査報告書－	1995
26	天然記念物緊急調査報告書－千葉県地質鉱物基礎調査－	1995
27	千葉県文化財実態調査（絵馬・奉納額・建築彫刻）	1996
28	千葉県史編さん資料 千葉県やぐら分布調査報告書	1996
29	千葉県の産業・交通遺跡－千葉県産業・交通遺跡実態調査報告書－	1998
30	千葉県祭り・行事調査報告書	2002
31	集落・町並－千葉県集落・町並実態調査報告書－	2002

32	千葉県近代和風建築総合調査報告書	2002
33	千葉県所在洞窟遺跡・横穴墓詳細分布調査報告書	2003
34	千葉県館山市千手院やぐら群	2012
35	千葉県文化振興財団研究紀要第28号－房総における近世陣屋－	2013
36	千葉県内縄文時代集落・貝塚詳細分布調査報告書	2021

(3) 館山市による調査・報告書

No.	報告書名	刊行年
1	館山市史	1971
2	館山市史別冊	1973
3	館山市文献史料所在目録 第一集	1979
4	館山市文献史料所在目録 第二集	1980
5	館山市の仏像－館山市内仏像彫刻悉皆調査報告書	1987
6	館山市稲村城跡調査報告書	2008
7	館山市稲村城跡調査報告書Ⅱ	2010
8	館山城下町資料調査報告書	2015
9	館山市の文化財 第6版	2016
10	たてやまスタディ ～知って得する館山ガイド～	2013
11	歴史副読本 さとみ物語	2014

(4) 発掘調査報告書

No.	報告書名	発行者	刊行年
1	稲村城跡確認調査業務委託（発掘調査原図作成） 測量成果報告書	有限会社安房測量	2008
2	稲村城跡確認調査業務委託（地形測量）館山市稲 敷地内測量成果報告	有限会社安房測量	2008
3	館山市古茂口城跡	千葉県教育委員会	2015
4	館山城の考察	山岡俊明	1960
5	館山城跡鹿島堀発掘調査報告書	館山城跡鹿島堀発掘調査会	1984
6	館山城跡調査概報 第一次	館山城跡調査会	1979
7	館山城跡調査概報 第二次	館山城跡調査会	1979
8	館山城跡調査概報 第三次	館山城跡調査会	1980

9	千葉県館山市館山城跡第4次調査報告書	館山市教育委員会	1987
10	千葉県館山市大字広瀬三ツ塚及び大字広瀬大字江田条里遺構調査報告書	玉口時雄	1974
11	千葉県館山市条里遺構調査報告書	館山市条里遺跡調査会	1975
12	千葉県館山市長須賀条里制遺跡-発掘調査報告書 -	長須賀条里制遺跡調査会	1995
13	館山市長須賀条里制遺跡	地域文化財研究所	2010
14	館山市長須賀条里制遺跡・北条条里制遺跡	千葉県土木部	2004
15	館山市長須賀条里制遺跡-大型店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-	山武考古学研究所	2008
16	長須賀条里制遺跡見学会資料	財団法人千葉県文化財センタ ー	1995
17	館山市長須賀条里制遺跡-一般国道410号道路改築事業（大坪）埋蔵文化財調査報告書-	千葉県県土整備部	2006
18	館山市加戸条里跡-市道 9052 号線道路整備事業に伴う埋蔵文化財調査報告書-	館山市教育委員会	2021
19	九ノ坪横穴墓群	財団法人総南文化財センター	1997
20	千葉県館山市宝貝林ヶ作横穴発掘調査報告	館山市教育委員会	1996
21	館山鉤切洞窟	千葉県教育委員会	1958
22	千葉県館山市鉤切洞窟	館山市教育委員会	2009
23	千葉県館山市出野尾洞窟遺跡発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2012
24	千葉県館山市千葉県指定史跡安房神社洞窟遺跡第1次調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2009
25	千葉県館山市大寺山洞穴第1次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1994
26	大寺山洞穴第2次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1995
27	大寺山洞穴第3・4次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1996
28	大寺山洞穴第5次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1997
29	大寺山洞穴第6次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1998
30	大寺山洞穴第7次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1999
31	館山市大寺山洞穴遺跡発掘調査報告書	千葉県教育委員会	1997
32	館山市大寺山洞穴遺跡発掘調査報告書 2	館山市教育委員会	1998
33	館山市大寺山洞穴遺跡発掘調査報告書 3	館山市教育委員会	1999
34	平成12年度館山市豊房地区ほ場整備事業埋蔵文	財団法人総南文化財センター	2001

	化財調査業務業務完了報告書		
35	平成 13 年度館山市豊房地区ほ場整備事業埋蔵文化財調査業務業務完了報告書	財団法人総南文化財センター	2002
36	館山市豊房地区埋蔵文化財調査報告書	森林総合研究所	2010
37	緊急地方道路整備委託（館山大貫千倉線）埋蔵文化財調査報告書-館山長須賀条里制遺跡・東山遺跡-		2005
38	館山市東田遺跡-国道 410 号（北条）埋蔵文化財調査報告書 2-	千葉県県土整備部	2006
39	館山市腰越遺跡	白寿会	2011
40	館山市腰越遺跡 第 2 次調査	館山市教育委員会	2013
41	松岡遺跡発掘調査報告書	松岡遺跡調査会	1981
42	館山市萱野遺跡・宇戸台遺跡-地方道路交付金委託富津館山線埋蔵文化財調査報告書-	千葉県県土整備部	2010
43	館山市萱野遺跡（3）-河川基盤整備委託（滝川）埋蔵文化財調査報告書-		2012
44	安房国分寺第 1 次調査概報	千葉県教育委員会	1977
45	安房国分寺第 2 次調査概報	千葉県教育委員会	1978
46	安房国分寺第 3 次調査概報	千葉県教育委員会	1979
47	安房国分寺	千葉県館山市教育委員会	1980
48	安房国分寺	滝口宏	1981
49	館山市安房国分寺第 6 次調査報告書	館山市教育委員会	2011
50	千葉県館山市沖ノ島遺跡第 1 次発掘調査概報	千葉県立安房博物館	2004
51	千葉県館山市沖ノ島遺跡 第 1 次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2004
52	千葉県館山市沖ノ島遺跡 第 2・3 次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2006
53	千葉県館山市加賀名遺跡	千葉市市民局市民部地域振興課	1994
54	千葉県館山市加賀名遺跡出土縄文時代黒曜石遺物の産地推定	明治大学文化財研究施設	2005
55	市道 8042 号線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査業務完了報告	財団法人総南文化財センター	2000

(5) 大学等研究機関による調査・報告書

No.	報告書名	発行者	刊行年
1	相浜の民俗－千葉県館山市相浜－	跡見学園女子大学民俗研究会	1989
2	布良の民俗-千葉県館山市布良-	武蔵大学人文学部比較文化学科	2007
3	千葉県館山市神余の民俗	成城大学文芸学部文化史学科	2016
4	南房総の自然と暮らし	筑波大学大学院教育研究科社会科教育コース	1997
5	歴史地理学実習報告第 10 集－千葉県館山市－	筑波大学人文社会科学研究科歴史・人類学専攻歴史地理学研究室	2011
6	歴史地理学実習報告第 11 集－千葉県館山市－	筑波大学人文社会科学研究科歴史・人類学専攻歴史地理学研究室	2012
7	千葉県館山市および安房郡言語地図	上智大学大学院言語学研究室	1984
8	2008 年度歴史地理学実習レポート館山市浜田・坂田地区	筑波大学歴史地理学教室中西僚太郎	2009
9	フィールドへようこそ！2009 南房総の民俗千葉県館山市畑・南房総市白浜町白浜	筑波大学民俗学研究室	2010
10	海の観察ガイド 千葉県館山市沖ノ島 磯の動物編	お茶の水女子大学湾岸生物教育研究センター	2013
11	海の観察ガイド 千葉県館山市沖ノ島 海の植物編	お茶の水女子大学湾岸生物教育研究センター	2014
12	海の観察ガイド 千葉県館山市沖ノ島周辺 海岸植物編	お茶の水女子大学湾岸生物教育研究センター	2019

(6) 文化財関係団体による報告書等

No.	書籍名	発行者	刊行年
1	館山と文化財（館山市文化財保護協会会報） 第 1～57 号	館山市文化財保護協会	1968～

2	里見氏稲村城跡をみつめて 第1～5集	里見氏稲村城跡を保存する会	1996～ 2012
3	あわ・がいど1 戦争遺跡	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2004
4	あわ・がいど2 房総里見氏	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2006
5	あわ・がいど3 海とともに生きるまち	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2007
6	あわ・がいど4 安房古道を歩く	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2008
7	足もとの地域から世界を見る 授業づくりから 地域づくりへ	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2005
8	館山まるごと博物館 ヘリテージまちづくりの あゆみ	NPO 法人安房文化遺産フォ ーラム	2014

(7) 地域で編纂された地誌

No.	書籍名	刊行年
1	大日本国誌 第三巻安房	1886
2	安房国町村誌 第一巻（北条町）	1894
3	安房志	1908
4	千葉県安房郡誌	1924
5	館山北條の史蹟名勝	1935
6	大井の誇	1943
7	神余百年史	1969
8	船形史考	1980
9	石仏をたずねて：館山歴史散歩	1983
10	部落の聞き書きあれこれ－見物部落－	1989
11	布良村鮪縄船考	1995
12	手力雄神社今昔 神代から現代まで	1995
13	ふるさと九重	2000
14	北条村史	2001
15	大賀物語	2003
16	那古史	2007

17	続編ふるさと九重	2007
18	郷社布良崎神社	2009
19	犬石誌 その歴史と風習	2011
20	豊房郷土誌	2012
21	大網よいとこたがゆうた	不明

5. 館山市立博物館及び旧千葉県立安房博物館による研究蓄積

(1) 館山市立博物館の展示図録等

No.	書籍名	刊行年
1	館山市立博物館年報	1982～
2	館山市立博物館報	1982～
3	館山市立博物館常設展示解説	1985
4	館山市立博物館常設展示解説	2012
5	房州長尾藩－明治維新の大名と武士たち－	1984
6	道－文化の波及－"カルチャー・ロード"	1985
7	安房の刀剣	1985
8	里見氏と北条氏	1986
9	館山の仏像	1987
10	村絵図の世界－江戸時代の村を歩く－	1988
11	八犬伝の世界	1989
12	ほりだされた安房の遺跡	1990
13	宮大工たちの世界	1991
14	安房地方の絵馬	1992
15	里見氏の城と歴史	1993
16	神々の風景－古代のカミへの捧げモノ－	1994
17	富士をめざした安房の人たち	1995
18	館山の観光事始め	1997
19	さとみ物語－戦国房総に君臨した里見氏の歴史－	2000
20	鏡ヶ浦をめぐる歴史	2002
20	俳諧三昧	2004
21	観音巡礼と那古寺	2006
22	村の医者どん	2008
23	八犬伝の世界	2009

24	館山湾の洞窟遺跡－棺になった舟。黄泉の国への憧憬－	2010
25	安房の雨乞い・かっこ舞	2011
26	唐棧織の世界－舶来の伝統工芸品－	2011
27	中世の安房と鎌倉－海で結ばれた信仰の道－	2012
28	幕末の東京湾警備	2013
29	安房の干鰯－いわしと暮らす、いわしでつながる－	2014
30	里見氏の遺産・城下町館山～東京湾の湊町～	2014
31	里見氏の遺産・古文書	2015
32	房州彫物職人の技	2015
33	館山藩－稲葉家と藩士たち－	2016
34	近代化する館山－明治時代の殖産興業－	2017
35	房州と江戸・東京－海を行き交う人・モノ・文化－	2019
36	武士たちの明治	2021
37	よみがえる近代安房の風景－川名写真館の世界－	2022
38	供養する人々	2023
39	関東大震災と館山	2023
40	資生堂創業者 福原有信と館山	2025
41	東京湾要塞と館山	2025
42	安房の人物シリーズ①川名楽山	1993
43	安房の人物シリーズ②恩田仰岳	1994
44	安房の人物シリーズ③勝山調	1995
45	安房の人物シリーズ④万里小路通房	1996
46	安房の人物シリーズ⑤渡辺雲洋	1997
47	安房の人物シリーズ⑥浄土の高僧 雄誉靈巖	1999
48	安房の人物シリーズ⑦刀匠・安房国住昭房	2001
49	安房の人物シリーズ⑧寺崎武男の世界	2003
50	安房の人物シリーズ⑨遠藤虚籟と和田秋野－平和を祈る綴錦織の美－	2005
51	安房の人物シリーズ⑩画家中原淳一の世界－少女たちの夢と憧れ－	2006
52	地区展シリーズ①那古・船形－門前のまちと港の町－	1985
53	地区展シリーズ②西岬－海に生きた農民たちの村々－	1986
54	地区展シリーズ③神戸・富崎－安房開拓神話の里－	1987
55	地区展シリーズ④九重－豪族たちの里－	1988
56	地区展シリーズ⑤館山－文化はぐくむ城のまち－	1989

57	地区展シリーズ⑥館野－古代安房の中心地－	1990
58	地区展シリーズ⑦豊房－稔り豊かな谷の村々－	1991
59	地区展シリーズ⑧北条－安房の近代をさがけたまち－	1992
60	新・地区展船形－海に育まれた湊町－	2012
61	新・地区展那古－いにしえの里と観音さまの町－	2013
62	新・地区展北条－にぎわう安房の玄関口－	2014
63	新・地区展西岬－海の信仰が息づく地－	2015
64	新・地区展神戸－神々と共に生きる里－	2016
65	新・地区展富崎－海と生きる人々－	2017
66	新・地区展豊房－豊かな水と暮らす人々－	2018
67	新・地区展館野－豊かな歴史を受け継ぐ地－	2020
68	新・地区展九重－恵み豊かな里の人々－	2021
69	新・地区展館山－城と湊のまち－	2022

(2) 千葉県立安房博物館の展示図録等

No.	書籍名	刊行年
1	安房博物館だより（千葉県立安房博物館報） 1～89号	1973～ 2009
2	千葉県立安房博物館研究紀要 vol.1～15	1994～ 2009
3	房総の海と生活 常設展示解説	1993
4	房総漁業の歴史と安房博物館の展示・収蔵史料	2005
5	房総里見展	1973
6	海と房総展	1974
7	地震展	1975
8	安房の彫刻 三人展	1976
9	邪馬台国と古代房総	1977
10	里見氏と関東の豪族	1978
11	黒潮文化展	1979
12	海女の歴史	1980
13	捕鯨の歴史	1981
14	船の歴史	1982
15	海苔と塩	1983

16	東京湾の漁撈	1984
17	日本の船	1985
18	黒潮－その自然と文化－	1986
19	化石にみる海の生物	1987
20	貝と私たちの暮らし	1988
21	漁村の今昔－釣りと道具－	1989
22	漁村の今昔－海の祈り－	1990
23	東北地方の漁具－三陸地方を中心に－	1991
24	房総漁業のルーツを探る	1992
25	鯨の文化誌－鯨と私たちのくらし－	1993
26	維新前夜の房総	1994
27	魚と生きる	1995
28	船大工の世界	1998
29	万祝	1999
30	海の祭り	2000
31	近代漁業のパイオニア－関澤開清と房総の漁業－	2001
32	祈りの船	2002
33	房総の漁－海と川－	2002
34	地震と津波	2003
35	房総漁村の原風景	2004
36	描かれた海辺の風景	2005
37	安房の郷土芸能－獅子舞・舞台芸・踊りの世界－	2006
38	客員研究員 魚魚っとさかなクンおしえて！！館山湾の魚	2007
39	アワビ－食と美－	2008
40	房総の捕鯨	2008
41	館山湾のウミホタル	2008
42	房総半島の漁撈用具 第1集	1988
43	房総半島の漁撈用具 第2集	1989
44	房総半島の漁撈用具 第3集	1990
45	開館20周年記念 20年のあゆみ	1993
46	開館30周年記念 30年のあゆみ	2003

6. アンケート結果

(1) アンケート実施の趣旨

館山市が「文化財保存活用地域計画」を作成するにあたり、市民等の文化財への関心や文化財保護の取組に対する認知度を把握することにより、計画作成の参考とする。

(2) アンケート概要

- 調査対象：館山市の歴史や文化財に関心のある市民等（市内・市外・県外問わず）
- 調査方法：ウェブアンケート（Logo フォーム）
アンケート用紙（市役所本館・博物館本館・コミュニティセンター）
- 調査時期：令和6年8月19日（月）～9月30日（月）
- 回答状況：有効回答数231件

(3) 集計結果の概要

《年代》

年代	(回答数)
10歳未満	3
10歳代	4
20歳代	10
30歳代	26
40歳代	36
50歳代	61
60歳代	45
70歳代	38
80歳以上	8
合計	231

《職業》

(選択)	(回答数)
農林水産業	2
自営業	12
会社員・会社役員	34
公務員・団体職員	67
専門職（士業など）	5
家事（主夫・主婦）	17
パート・アルバイト	32
学生	8
無職	46
その他	8
合計	231

《住まい》

(選択)	(回答数)
館山市*	160
鴨川市	4
南房総市	27
鋸南町	3
千葉県内	18
千葉県外*	19
合計	231

* 《市内の方の地区別》

(選択)	(回答数)
館山	37
北条	51
那古	26
船形	10
西岬	9
神戸	8
富崎	3
豊房	1
館野	7
九重	4
不明	4
合計	160

* 《県外の方》

(選択)	(回答数)
茨城県	1
宮城県	1
神奈川県	6
東京都	7
不明	4
合計	19

《文化財への関心》

(選択)	(回答数)
とてもある	106
どちらかといえばある	111
どちらかといえばない	8
まったくない	4
わからない	2
合計	231

《好意や愛着》

(選択)	(回答数)
はっきりと持っている	141
漠然と持っている	74
ほとんど持っていない	6
まったく持っていない	3
どちらともいえない	6
よくわからない	1
合計	231

《1年間で行った施設》

(選択)	(回答数)
館山市立博物館（本館・館山城）	122
渚の博物館（館山市立博物館分館）	124
青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅	23
神社仏閣	152
行っていない	35
その他	13
合計	469

《関心のある文化財》

(選択)	(回答数)
遺跡や古墳（出土品含む）	93
神社仏閣（建築、仏像など）	165
城跡	85
史跡・名勝・文化的景観	94
天然記念物（動物・植物）	57
伝統的な町並み	6
祭礼・民俗行事	97
生活道具・民具	31
伝統工芸・技術	58
美術工芸品（絵画、刀剣、金工品、陶磁器）	51
古文書・歴史資料	64
民話・伝承	54
その他	8
合計	863

《保存活用は大事か》

(選択)	(回答数)
とても大事だと思う	155
大事だと思う	67
どちらでもない	5
あまり大事だと思わない	1
全く大事だと思わない	3
合計	231

《保存活用への関与》

(選択)	(回答数)
積極的に関わりたい	43
関わりたい	100
どちらでもない	75
関わりたくない	13
合計	231

以下、自由記述から主なもの・特徴的なものを抜粋

《館山の歴史と聞いてイメージするもの》

里見氏、八犬伝、地域の祭礼、海に囲まれた地域性、戦争遺跡、渋沢栄一、資生堂、沖ノ島、館山藩、やわたんまち、忌部氏、保養地、花火大会、源頼朝、三義民、海水浴、地形と地層、漁業、山車神輿の彫刻、館山湾、那古寺、安房神社、洲崎神社、リゾート地、XJAPAN

《館山の文化財で思い浮かべるもの》

安房南高校旧第一校舎、赤山地下壕跡、那古寺（千手観音、阿弥陀如来、多宝塔）、小網寺（梵鐘、密教法具）、やわたんまち、ミノコオドリ、サイカチ、稲村城跡、沖ノ島、祭礼文化、崖観音、安房神社、小塚大師、青木繁「海の幸」記念館、沼サンゴ層、戦争遺跡、房州うちわ、地域の祭礼文化、掩体壕、小高記念館、洞窟遺跡、館山城、大巖院四面石塔、唐棧織、後藤義光、地層、万祝、博物館の収蔵品、国分寺、びゃくしん、地震隆起段丘

《おすすめの文化財》

食文化（ごんじゅう、なめろう、さんが焼、クジラのタレ、茹で落花生、マンボウの酢味噌あえ、なまだ、カワハギ、赤混ぜご飯）、渋沢栄一磨崖碑、安房南高校旧第一校舎、那古寺の仏像、サイカチ、房州弁、山車神輿の彫刻、自性院の水晶五輪塔、赤門、赤山地下壕跡、沼サンゴ

層、地区祭礼、安房神社、やわたんまち、唐棧織、房州うちわ、鉤切神社、洲崎神社、漁村文化、花火大会、四万六千日、お盆行事（やんごめくいくい）、里芋まつり、大寺山、小原家、校歌、湯立神事、ヒカリモ、なのはな体操、さかなクン、海水浴

7. 条例及び施行規則

（１）館山市文化財の保護に関する条例

昭和 51 年 6 月 18 日条例第 19 号

改正

平成 17 年 6 月 30 日条例第 28 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和 30 年千葉県条例第 8 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重）

第 3 条 館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 2 章 館山市指定文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを館山市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、保持者、保持団体又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、第 24 条の規定により設置された館山市文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 指定文化財が指定文化財としての価値を著しく失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 指定文化財について法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項若しくは第109条第1項の規定による国指定文化財又は県条例第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項若しくは第34条第1項の規定による千葉県指定文化財としての指定があったときは、当該指定文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を告示するとともに、当該指定文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による指定文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者等は、速やかに指定文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく館山市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責に任すべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第7条 指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 指定文化財の所在の場所の変更をしようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(修理、管理又は復旧の補助)

第10条 指定文化財の修理、管理又は復旧（以下「修理等」という。）に要する経費は、所有者等の負

担とする。ただし、多額の費用を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別な事由がある場合には、市は、当該所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として修理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、修理等について指揮監督することができる。

3 教育委員会は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。

4 第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号の一に該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者等に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 修理等に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 第2項又は第3項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理等に関する勧告)

第11条 指定文化財の管理が適当でないため指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、記録の作成、伝承者の養成、保存施設、その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 指定文化財がき損している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第12条 指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第 13 条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 10 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 11 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 指定文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第 14 条 教育委員会は、指定文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

（公開）

第 15 条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、6 月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該指定文化財を公開することを勧告することができる。

2 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、3 月以内の期間を限って、当該指定文化財の公開を勧告することができる。

3 第 1 項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第 1 項の規定により公開した所有者等に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第 1 項の規定により指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから当該指定文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第 2 項の規定による公開及び当該公開に係る指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第 1 項又は第 2 項の規定による公開したことに起因して当該指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

（報告）

第 16 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者等変更に伴う権利義務の承継）

第 17 条 指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

（標識等の設置）

第 18 条 指定文化財の所有者等は、教育委員会の定める基準により、特別の場合を除き指定文化財の管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第 3 章 館山市選定保存技術

(選定)

第 19 条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第 40 条第 1 項の規定により千葉県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを館山市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第 1 項の規定による選定及び前 2 項の規定による認定には、第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(解除)

第 20 条 教育委員会は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊な事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

4 選定保存技術について法第 147 条第 1 項の規定による選定保存技術又は県条例第 40 条第 1 項の規定による千葉県選定保存技術としての選定があったときは、当該選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の選定保存技術の解除には第 5 条第 4 項の規定を準用する。

6 前条第 2 項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第 21 条 保持者及び保存団体には、第 7 条第 1 項及び第 2 項を準用する。

(保存)

第 22 条 教育委員会は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
(保存に関する指導又は助言)

第 23 条 教育委員会は、選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第 4 章 館山市文化財審議会

(設置)

第 24 条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため館山市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 26 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 章 補則

(施行規則)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 6 章 罰則

(刑罰)

第 29 条 指定文化財（法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げるもので指定文化財に指定されたものを除く。）を故意に損壊し、き棄し、隠匿し、滅失し、又は衰亡するに至らしめた者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

(館山市文化財保護条例の廃止)

2 館山市文化財保護条例（昭和 32 年条例第 27 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に館山市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により指定されている館山市文化財は、この条例の第 4 条第 1 項の規定により館山市指定文化財に指定されたものとみなす。この場合において、旧条例第 4 条第 4 項の規定により交付された館山市文化財の指定書は、この条例の第 4 条第 6 項の規定により交付された館山市指定文化財の指定書とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 19 条の規定により委嘱されている館山市文化財審議委員は、この条例の第 25 条第 2 項の規定により館山市文化財審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、館山市文化財審議会の委員の任期は、2 年から当該委員が館山市文化財審議委員として在職した期間を控除した残余の期間とする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行前にした行為に対する旧条例第 22 条の罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

(非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号表日額報酬表区分欄中

「文化財審議委員」を「文化財審議会の委員」に改める。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 館山市文化財の保護に関する条例施行規則

昭和 51 年 6 月 24 日教育委員会規則第 4 号

改正

平成 7 年 3 月 22 日教委規則第 5 号

平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、館山市文化財の保護に関する条例（昭和 51 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第 2 条 館山市指定文化財（以下「指定文化財」という。）の指定を申請しようとする者は、写真を添えて次に掲げる事項を記載した申請書を館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 条例第2条に規定する有形文化財、民俗文化財及び記念物については次に掲げる事項

- ア 名称及び員数
- イ 所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称及び住所
- ウ 所在の場所
- エ 構造及び形式
- オ 由緒及び沿革
- カ 現況
- キ 設定を希望する保存地域の面積
- ク 申請の事由
- ケ その他参考となるべき事項

(2) 条例第2条の規定による無形文化財については次に掲げる事項

- ア 名称
- イ 保持者の氏名及び住所
- ウ 創設及び沿革
- エ 現況
- オ 用具の概要
- カ 申請の事由
- キ その他参考となるべき事項

(教育委員会による指定)

第3条 教育委員会は、前条の申請に基づかず条例第4条第2項に規定する所有者等（以下単に「所有者等」という。）の同意を得て、又は得ないで指定文化財を指定しようとするときは、前条の規定に準じて調査書及び写真を作成しなければならない。

(指定書)

第4条 条例第4条第6項に規定する指定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定文化財の種別を示す記号及び番号
- (2) 指定文化財の種別、名称及び員数
- (3) 指定文化財の所在の場所
- (4) 指定文化財の特徴を表す簡単な事項
- (5) 所有者等の氏名又は名称
- (6) 指定の年月日

(解除に係るその他特殊の事由)

第5条 条例第5条に規定するその他特殊の事由があるときは、次の場合に該当するときとする。

- (1) 指定文化財が滅失したとき（損壊、又は亡失したときを含む。）
- (2) 指定文化財が市の区域外に移ったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が認めたとき。

(管理責任者の選任届等)

第6条 条例第6条第3項の規定による管理責任者の選任の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者等の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 職業及び年齢
- (7) 選任年月日
- (8) 選任理由
- (9) その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、管理責任者を解任したときの届出書の規定に準用する。この場合において「選任」とあるのは「解任」と読み替える。

(所有者等の変更)

第7条 条例第7条第1項の規定による所有者等の変更についての届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 種別、名称及び数量
- (2) 指定年月日、並びに指定書の記号及び番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 旧所有者等の氏名又は名称及び住所
- (5) 変更年月日
- (6) 変更理由
- (7) その他参考となるべき事項

(所有者等又は管理責任者の氏名等の変更)

第8条 条例第7条第2項の規定による所有者等又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (2) 種別、名称及び員数
- (3) 所有者旧氏名
- (4) 所有者の新氏名
- (5) 変更年月日
- (6) その他参考となるべき事項

(滅失、き損等)

第9条 条例第8条の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗み取りのあつ

た場合の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- (6) 滅失、き損、亡失又は盗み取り（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- (8) 滅失、き損等の原因並びに現状
- (9) 滅失、き損等の事実を知った日
- (10) 滅失、き損等の事実を知った後に取りられた措置、その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあっては、前項の届出書に写真又は見取図その他き損の状況を示す書類を添えるものとする。

（所在の変更）

第 10 条 条例第 9 条の規定による所在の場所の変更についての届出は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (4) 現在の所在場所
- (5) 変更後の所在場所
- (6) 変更しようとする年月日
- (7) 変更しようとする理由
- (8) 指定書記載の所在の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- (9) その他参考となるべき事項

（修理、管理又は復旧の補助）

第 11 条 条例第 10 条第 1 項及び第 11 条第 3 項の規定により指定文化財の修理、管理又は復旧の補助を市に申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書 2 通を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 所有者等の氏名又は名称及び住所
- (4) 現状
- (5) 申請の事由
- (6) 所要経費の予算書及び補助希望額

- (7) 修理, 管理又は復旧工事の仕様書
- (8) 施工者の住所, 氏名及び職歴の概要
- (9) 施工の予定期間
- (10) その他参考となるべき事項

2 条例第 10 条第 1 項の規定による補助金の交付又は条例第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による勧告を受けて行う修理, 管理等については, 当該修理, 管理等の終了後速やかにその施工の経過その他必要と認められる事項を記載した報告書を経費精算書 2 通及び写真を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(経費補助による施工)

第 12 条 前条第 1 項の申請書の記載事項に変更を生じたときは, 速やかに施工の経過その他必要と認められる事項を記載した報告書, 経費精算書及び竣工後の写真各 2 通を教育委員会に提出しなければならない。

(現状変更等の制限許可)

第 13 条 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は, 次に掲げる事項を記載した許可申請書をその現状を変更し, 又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとする日前 20 日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別, 名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに, 指定書の記号及び番号
- (3) 指定文化財の指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者等の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は, その氏名及び住所
- (6) 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (7) 現状変更等を必要とする理由
- (8) 現状変更等の内容及び実施の方法
- (9) 現状変更等のために所在の場所を変更するときは, 変更後の所在の場所並びに現在の状態の変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (10) 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- (11) 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (12) その他参考となるべき事項

2 前項の許可申請書には, 次に掲げる書類, 図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の仕様書及び設計書
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真及び見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは所有者の承諾書

(5) 権原に基く占有者がある場合において許可申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書

(6) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは管理責任者の承諾書

(現状変更等の制限許可による完了報告)

第 14 条 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し及びこれを終了したときは遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。この場合においては、その結果を示す写真及び見取図を添えるものとする。

(維持措置の範囲)

第 15 条 条例第 12 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定める維持の措置の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 指定文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財をその指定当時の現状（指定後において現状変更の許可を受けたものについては当該変更後の現状）に復するとき。

(2) 指定文化財がき損している場合において当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 指定文化財の一部がき損し又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき。

(修理の届出)

第 16 条 条例第 13 条第 1 項の規定により修理の届出は第 11 条第 1 項の規定を準用する。

(環境保全のための必要な施設)

第 17 条 条例第 14 条第 1 項に規定する必要な施設とは標識説明札、注意札及び境界標等をいう。

(市の負担とする公開費用の範囲)

第 18 条 条例第 15 条第 3 項の規定による同条第 1 項の市の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 公開のための指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費

(2) 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該指定文化財を運送保険に付する場合はその保険料

(市が負担とすることができる公開費用の範囲)

第 19 条 条例第 15 条第 3 項の規定による同条第 2 項の市の負担とすることができる費用の範囲は、前条各号に規定する範囲と同様とする。

(公開費用の補助申請)

第 20 条 前 2 条に規定する公開に要する費用の補助を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公開前 20 日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 種別、名称及び員数

(2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号

- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者氏名又は名称及び住所
- (5) 公開を行う所在地及び施設
- (6) 公開の期間
- (7) 荷造及び運送の方法
- (8) 公開期間中の管理の方法
- (9) 公開に係る予算書及び補助申請額
- (10) その他参考となるべき事項

2 前項の規定により補助金の交付を受けた場合は、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

(公開給与金の支給)

第 21 条 条例第 15 条第 4 項の規定により支給する給与金の額の範囲は公開期間 1 月につき 1 件 100 円とする。

2 1 月に満たない期間についての給与金の支給は、その期間を 1 月とした計算による。

(損失の補償)

第 22 条 条例第 15 条第 7 項の規定により損失の補償を受けようとする所有者は、次に掲げる事項を記載した損失補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
 - (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
 - (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 補償を受けようとする理由
 - (5) 補償金の額として希望する金額
 - (6) 算出の基礎
 - (7) 滅失又はき損した指定文化財について損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項
- (補償の決定)

第 23 条 教育委員会は、前条の規定による請求書を受理したときは審査の上補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは補償金の額を定め支払の方法及び時期その他必要な事項とともに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

(基準)

第 24 条 補償金の額の決定は、特別の事情があるもののほか、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

- (1) 指定文化財が滅失（亡失又は盗み取られた場合を含む。）した場合においては、当該指定文化財の時価に相当する金額

(2) 指定文化財がき損した場合においては当該指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該指定文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額。ただし、き損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認めるときはき損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額とする。

(標識等の設置基準)

第 25 条 条例第 18 条の規定により設置すべき標識は、石造（特別の事情ある場合には金属コンクリート、木材その他石材等の材料をもって設置することを妨げない。）とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 館山市教育委員会の文字
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

2 条例第 18 条の規定による説明板には指定に係る地域を示す図面（特に必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を記載する。

- (1) 種別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) その他参考となるべき事項

3 前 2 項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し、必要な事項は管理のために必要な程度において環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

4 囲さく、その他の施設については、前項の規定を準用する。

5 前項までに定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

(選定の通知)

第 26 条 条例第 19 条に規定する館山市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）の選定の通知にあたっては、次に掲げる事項を記載して通知するものとする。

- (1) 選定保存技術の種別を示す記号及び番号
- (2) 選定保存技術の種別を示す名称及び員数
- (3) 選定保存技術の特徴を表す簡単な事項
- (4) 保持者等の氏名又は名称
- (5) 選定の年月日

(解除)

第 27 条 条例第 20 条の規定によるその他特殊な事由があるときとは、次の場合に該当するときとする。

- (1) 選定保存者技術保持者の死亡等により後継者がいないとき。
- (2) 選定保存技術保持者が市の区域外に移ったとき。
- (3) 選定保存技術保存団体が解散又は消滅したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が認めたとき。

(台帳)

第 28 条 教育委員会は、次に掲げる事項を記載した館山市文化財台帳を備え付けなければならない。

- (1) 指定文化財及び選定保存技術の種別、名称及び員数
- (2) 所有者等又は保持者等の氏名若しくは名称及び住所
- (3) 指定書又は選定の通知書の記号、番号及び年月日
- (4) 指定又は選定当時の状況
- (5) 創造又は創始及び沿革
- (6) 指定又は選定事由
- (7) 指定後又は選定後の経過
- (8) その他参考となるべき事項

(会議等の庶務)

第 29 条 館山市文化財審議会に関する事務は、館山市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 館山市文化財保護条例施行規則（昭和 32 年教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成 7 年 3 月 22 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

8. 指定等文化財の分布（地図）

※巻末に収録

番号	種別	名称	所在地	見学
1	有形文化財（彫刻）	銅造千手観音立像	那古寺	△博物館本館に複製あり
2	有形文化財（工芸品）	梵鐘（弘安九年在銘）	小網寺	○
3	有形文化財（工芸品）	金銅密教法具	小網寺	△博物館本館（テーマ展開催時のみ）
4	民俗文化財（有形）	房総半島の漁撈用具	渚の博物館	○博物館分館
5	民俗文化財（無形）	茂名の里宇祭り	茂名	△2/20
6	記念物（史跡）	里見氏城跡 稲村城跡	稲	○

番号	種別	名称	所在地	見学
7	有形文化財（建造物）	那古寺多宝塔 附 木造宝塔	那古寺	○木造宝塔は不可
8	有形文化財（建造物）	大蔵院四面石塔 附 石製水向	大蔵院	○
9	有形文化財（建造物）	手力雄神社本殿	手力雄神社	○
10	有形文化財（建造物）	石井家住宅	畑	×解体保存中
11	有形文化財（建造物）	那古寺観音堂 附 厨子	那古寺	○
12	有形文化財（建造物）	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	北条	△
13	有形文化財（建造物）	千手院石造宝篋印塔	安東	○
14	有形文化財（絵画）	絹本着色僧形八幡神像	那古寺	×
15	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	那古寺	×
16	有形文化財（彫刻）	木造如来形坐像	大神宮	○博物館本館
17	有形文化財（彫刻）	石造千手観音菩薩坐像附 石造不動明王立像 石毘沙門天立像	安東	△
18	有形文化財（彫刻）	石造地藏菩薩坐像	安東	△
19	有形文化財（工芸品）	繡字法華経普門品	那古寺	×
20	有形文化財（工芸品）	蓮華形柄杓戸	小網寺	△博物館本館（テーマ展開催時のみ）
21	有形文化財（書跡典籍等）	観世音経 孔雀王咒経 附 那古寺文書	那古寺	△博物館本館
22	無形文化財	館山唐棧織	長須賀	△博物館分館
23	民俗文化財（有形）	神余の弘法井戸	神余	○
24	民俗文化財（有形）	房総半島の万祝及び製作関連資料	館山	○博物館分館
25	民俗文化財（無形）	洲崎のミノコドリ	洲崎神社	△8/21
26	民俗文化財（無形）	安房やわたんまち	八幡	△敬老の日の前の土日
27	記念物（史跡）	安房神社洞窟遺跡	安房神社	×
28	記念物（史跡）	鉦切洞穴	船越鉦切神社	△
29	記念物（史跡）	安房国分寺跡	国分	○
30	記念物（天然記念物）	沼サンゴ層	沼	○
31	記念物（天然記念物）	洲崎神社自然林	洲崎	○
32	記念物（天然記念物）	布良の海食洞と鍾乳石	布良	×
33	記念物（天然記念物）	南房総の地震隆起段丘	船越鉦切神社	○

番号	種別	名称	所在地	見学
34	有形文化財（建造物）	洲崎神社本殿	洲崎神社	○
35	有形文化財（建造物）	鶴谷八幡神社本殿	鶴谷八幡宮	○
36	有形文化財（建造物）	応永八年在銘宝篋印塔	香	×
37	有形文化財（建造物）	小谷家住宅	布良	○
38	有形文化財（絵画）	慈恩大師画像	大蔵院	×
39	有形文化財（絵画）	歌舞伎大絵馬	那古寺	△
40	有形文化財（彫刻）	那古寺木造千手観音立像	那古寺	×
41	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	大蔵院	×
42	有形文化財（彫刻）	慶長十三年紀年肖像彫刻二軀	大蔵院	×
43	有形文化財（彫刻）	木造天部像	洲宮神社	×
44	有形文化財（彫刻）	唐崖十一面観音立像	崖観音（大福寺）	○
45	有形文化財（彫刻）	木造聖観音立像	小網寺	△博物館本館
46	有形文化財（彫刻）	鶴谷八幡神社百態の竜	鶴谷八幡宮	○
47	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	自性院	×
48	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	竹原	△博物館本館
49	有形文化財（工芸品）	双鳥花草文八咫鏡・双鳥花草文円鏡	大神宮	×
50	有形文化財（工芸品）	船越鉦切神社銅口	船越鉦切神社	×
51	有形文化財（工芸品）	刀銘「守家」	鶴谷八幡宮	×
52	有形文化財（工芸品）	水晶製六角五輪塔形舍利塔	自性院	△博物館本館
53	有形文化財（書跡典籍等）	棧地帳	竹原	×
54	有形文化財（書跡典籍等）	十二因縁論	大蔵院	×
55	有形文化財（書跡典籍等）	絹本名号木尊	大蔵院	×
56	有形文化財（書跡典籍等）	洲宮神社縁起	洲宮神社	×
57	有形文化財（書跡典籍等）	岡嶋家所伝安房忌部系図	大神宮	×
58	有形文化財（書跡典籍等）	洲崎大明神縁起	洲崎神社	×
59	有形文化財（書跡典籍等）	宋版『孫真人玉函方』他	館山	△博物館本館
60	有形文化財（古文書）	里見氏関係文書	館山	○博物館本館
61	有形文化財（考古資料等）	船越鉦切神社奉納独木舟	船越鉦切神社	×
62	有形文化財（考古資料等）	鶴谷八幡神社横札	鶴谷八幡宮	○博物館本館
63	有形文化財（考古資料等）	元應板碑	大蔵院	×
64	有形文化財（考古資料等）	祭祀用土製模造品	洲宮神社	○博物館本館
65	有形文化財（考古資料等）	安房神社高坏	安房神社	×
66	有形文化財（考古資料等）	坂井翁作古墳出土 環頭の大刀・圭頭の大刀	坂井	○博物館本館
67	有形文化財（考古資料等）	布良崎神社縄文時代石棒	布良崎神社	△
68	有形文化財（歴史資料）	高瀬家文書	那古	○博物館本館
69	民俗文化財（有形）	狛犬・鍵籠・木枕	安房神社	×
70	民俗文化財（有形）	洲崎神社神体髪	洲崎神社	×
71	民俗文化財（有形）	舎那院山の唐崖佛	舎那院	○
72	民俗文化財（有形）	寺赤組山車	那古	△7月第3日曜日を含む土日
73	民俗文化財（無形）	洲宮神社御田植神事	洲宮	△1/1
74	民俗文化財（無形）	船越鉦切神社かっこ舞	浜田	×
74	民俗文化財（無形）	海南刀切神社かっこ舞	見物	×
75	民俗文化財（無形）	藤原神社獅子神楽	藤原	△8/10
76	民俗文化財（無形）	古茂口獅子神楽	古茂口	△10月第2土曜日
77	民俗文化財（無形）	館島神社の湯立神事	西川名	△成人の日の前日
78	民俗文化財（無形）	山萩神社の簡粥神事	山萩	△2/26
79	民俗文化財（無形）	鶴谷八幡神社の簡粥神事	八幡	×
80	民俗文化財（無形）	神余日吉神社のかっこ舞	神余	○
81	民俗文化財（無形）	柏崎の御船歌	沼	△8/1
82	民俗文化財（無形）	新井の御船歌	館山	△8/1
83	記念物（史跡）	安房国分寺跡	国分	○
84	記念物（史跡）	館山城跡	館山	○
85	記念物（史跡）	雄誉上人墓	大綱	○
86	記念物（史跡）	大寺山蔵窟墓及び出土品等	沼	×
87	記念物（史跡）	三義民刑跡及び墓	国分	○
88	記念物（史跡）	大神宮義民七人様の供養碑	大神宮	○
89	記念物（史跡）	やぐら	水岡	×
90	記念物（史跡）	孝子塚	国分	○
91	記念物（史跡）	館山海軍航空隊赤山地下壕跡	宮城	○
92	記念物（天然記念物）	オオウナギ	佐野	×
93	記念物（天然記念物）	沼のびゃくしん	沼	○
94	記念物（天然記念物）	沼サンゴ層（南条の沼サンゴ）	南条	○
95	記念物（天然記念物）	那古山自然林	那古	○
96	記念物（天然記念物）	那古寺の大蔵鉄	那古寺	○
97	記念物（天然記念物）	手力雄神社の大杉	大井	○
98	記念物（天然記念物）	滝川のびゃくしん	山本	○
99	記念物（天然記念物）	諏訪神社自然林	正木	○
100	記念物（天然記念物）	慈恩院のオハツキラッパイチョウ	慈恩院	○
101	記念物（天然記念物）	妙音院のオハツキラッパイチョウ	妙音院	○

番号	種別	名称	所在地	見学
102	有形文化財（彫刻）	唐棧織	長須賀	○博物館分館
103	有形文化財（彫刻）	洲崎踊	洲崎	△8/21
104	有形文化財（彫刻）	南房総地方のミノコドリ	波左間	△7/1

番号	種別	名称	所在地	見学
105	有形文化財（彫刻）	房総のミカリ習俗	洲宮	×

番号	種別	名称	所在地	見学
106	有形文化財（建造物）	鈴木家住宅主屋	沼	△
107	有形文化財（建造物）	鈴木家住宅蔵	沼	△
108	有形文化財（建造物）	鈴木家住宅表門	沼	△
109	有形文化財（建造物）	紅屋商店店舗	長須賀	○
110	有形文化財（建造物）	紅屋商店主屋	長須賀	○
111	有形文化財（建造物）	巴櫓	犬石	○
112	有形文化財（建造物）	洲崎灯台	洲崎	△
113	有形文化財（建造物）	小高記念館	館山	○
114	有形文化財（建造物）	小原家住宅主屋	南条	△
115	有形文化財（建造物）	小原家住宅離れ	南条	△
116	有形文化財（建造物）	小原家住宅米蔵	南条	△
117	有形文化財（建造物）	小原家住宅文庫蔵	南条	△
118	有形文化財（建造物）	小原家住宅旧長屋門	南条	△
119	有形文化財（建造物）	小原家住宅表門	南条	△
120	有形文化財（建造物）	旧森田家住宅主屋	北条	×

番号	種別	名称	所在地	見学
121	有形文化財（彫刻）	千葉県立安房高等学校旧管理棟（無弦館）	八幡	△

・○見学可 △外観の一部見学可又は時期によって可 ×見学不可
・「本館」は市立博物館本館、「分館」は渚の博物館（館山市立博物館分館）で展示しています
・○または△であっても修理や展示替えなど状況により見学ができないこともあります。

館山市文化財保存活用地域計画

令和 8～17 年度

認定 令和 8 年（2026） 7 月
編集・発行 館山市教育委員会 教育部
生涯学習課 博物館
千葉県館山市館山 351-2
TEL 0470-23-5212